

令和元年分

# 年末調整の しかた



## 復興特別所得税について

- ★ 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要がありますので、ご注意ください。
- ★ 年末調整により年税額を算出する際は、復興特別所得税を含めて算出（年調所得税額に102.1%を乗じて算出）する必要がありますので、ご注意ください。

## 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



## はじめに

本年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月（毎日）の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。

大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続をとる必要がないこととなるわけですから、この意味からも非常に大切な手続です。

年末調整は大事な手続です。  
正しく行いましょう。

## 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次のとおりです。

- **納期の特例の承認を受けていない場合**  
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**
- **納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）  
1月から6月までの分…**7月10日**  
7月から12月までの分…**翌年の1月20日**

- (注) 1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
- 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
- 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
- 4 納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号が所得税徴収高計算書（納付書）に印字（記載）されているか確認してください。
- 5 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書（納付書）を所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

- (※) 1 この「年末調整のしかた」は、令和元年7月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- 2 文中で使用する「令和元年分」とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

## 目次

I 令和元年分の年末調整における留意事項等	4	1-2 「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」の変更	73
1 復興特別所得税の計算	4	2 実務上の留意事項	75
2 令和2年分から適用される主な改正事項	4	2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認	75
II 年末調整とは	7	2-2 源泉徴収簿の作成	78
1 年末調整を行う理由	7	V 給与所得者の確定申告	79
2 年末調整の対象となる人	7	1 給与所得者が確定申告を必要とする場合	79
3 年末調整を行う時	8	2 退職所得がある人の場合	79
III 年末調整のしかた	9	3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合	80
1 年末調整の手順	9	VI 電子計算機等による年末調整	82
2 各種控除額の確認	10		
2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認	10	○ 令和元年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	84
2-2 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認	17	○ 令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表	93
2-3 保険料控除申告書の受理と内容の確認	23	○ 〔参考〕令和元年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表	93
2-4 （特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認	36	○ 令和元年分 年末調整チェック表	94
3 年税額の計算	54	○ 年末調整 Q&A	95
3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	54	○ （参考文例）「年末調整を受ける際の注意事項」	98
3-2 給与所得控除後の給与等の金額の計算	56	○ 「令和元年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ)の使い方	110
3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ	57	○ 令和元年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	112
3-4 扶養控除額等の合計額の計算	58		
3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	59		
3-6 年調年税額の計算	60		
4 過不足額の精算	61		
5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載	71		
6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整	72		
IV 令和2年分の給与の源泉徴収事務	73		
1 令和2年から変わる事項	73		
1-1 源泉徴収税額表の改正	73		

# I 令和元年分の年末調整における留意事項等

## 1 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

このため、**年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額（以下「年調年税額」といいます。）を算出する必要があります。**

なお、毎月の給与や賞与については、税務署から配布している源泉徴収税額表に基づき、所得税及び復興特別所得税の合計額を源泉徴収することができます。

### ○ 年調年税額の計算方法

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額（年調所得税額）に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

#### 【源泉徴収簿の年末調整欄を使用した計算】

調	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 2,607,000	⑲	163,200
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳	140,000
	年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)		㉑	23,200
整	<b>年調年税額(㉑×102.1%)</b>		㉒ (100円未満切捨て)	<b>23,600</b>
	差引(超過額)又は不足額(㉒-⑸)		㉓	124,066
	超過額	本年最後の給与から徴収する金額	㉔	
	不足額	未払給与に係る未徴収する金額	㉕	
	の精算			66
の精算			66	

㉑ × 102.1%

「年調所得税額㉑」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します(100円未満の端数は切り捨てます。)

### ○ 注意

平成24年分以前の源泉徴収簿や、復興特別所得税に対応していない給与計算ソフト等の使用は、復興特別所得税の徴収漏れの原因となりますので、注意してください。

## 2 令和2年分から適用される主な改正事項

「令和2年分 源泉徴収税額表」の改正や「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式変更が行われました。

また、給与所得控除及び基礎控除に関する改正や住宅借入金等特別控除の改正なども行われています。詳しくは、73ページをご確認ください。



## 令和2年10月からの 年末調整手続の電子化に向けた取組について

### 1 年末調整手続の電子化の概要

令和2年10月以降の年末調整においては、従業員（給与所得者）が給与の支払者に提出する控除申告書（「給与所得者の保険料控除申告書」や「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」をいいます。以下同じです。）に、従来は書面（ハガキ等）で添付していた保険料控除証明書等に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「電子的控除証明書等」といいます。）を添付して提出することが可能となります。

（注） 控除申告書を給与の支払者に電磁的に提出する場合があります。

これに伴い、年末調整手続において、従業員（給与所得者）が電子的控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、給与の支払者に対して電磁的に提出することを可能とする、年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（以下「年末調整ソフト」といいます。）を無償提供します（令和2年10月国税庁ホームページ等にて公開予定）。



年末調整ソフトには、①保険会社等から交付を受けた電子的控除証明書等をインポートすることにより、控除申告書の所定の項目に電子的控除証明書等の内容を自動入力する機能、②生命保険料控除等の控除額を自動計算し、控除申告書を作成する機能、及び③作成した控除申告書をデータ出力する機能があります。

なお、①の機能については、マイナポータルと連携し、必要な電子的控除証明書等を自動入手し自動入力することにより控除申告書を作成することも可能となる予定です。

詳しくは、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）の「年末調整手続の電子化へ向けた取組について」ページをご覧ください。

- （注）
- 1 年末調整ソフトとマイナポータルを連携させて電子的控除証明書等を自動入手するためには、マイナンバーカード及びICカードリーダーライター（マイナンバーカード対応のスマートフォンでも可）を取得する必要があります。
  - 2 年末調整手続の電子化は、一定の民間ソフトウェア会社の給与システム等でも行うことが可能です。詳しくは現在ご利用になっている給与システムの開発業者等にお尋ねください。

### 2 年末調整手続の電子化のメリット

#### (1) 給与の支払者のメリット

従業員（給与所得者）が控除申告書を電磁的に作成することから、手書きで作成する場合に比べ従業員（給与所得者）の計算誤りなどがなくなり、検算などのチェック事務を削減することができます。また、電子的控除証明書等をインポートして作成した控除申告書データについては、従来行っていた控除申告書の記載内容と保険料控除証明書等との突合、確認事務が不要となります。

さらに、年末調整関係書類は7年分保存する必要がありますが、電子化することにより、保存のために要するコストが削減されます。

## (2) 従業員（給与所得者）のメリット

手書きの場合に比べ、控除額計算の手間が削減されます。また、電子的控除証明書等をインポートして控除申告書を作成する場合は、内容に応じ所定の項目へ自動入力されるので、記載の手間が削減されます。

さらに、年末調整ソフトや一定の民間ソフトウェア会社の給与システム等においては、2年目以降、前年の控除申告書データをインポートし、前年から変更のあった部分のみ修正することで、より簡便に控除申告書を作成することができるようになります。

## 3 年末調整手続の電子化に向けた準備

### (1) 給与システム等の改修

現在、年末調整において、従業員（給与所得者）から書面で提出を受けた控除申告書を自社の給与システム等に手入力している給与の支払者については、従業員が提出する控除申告書データを自社の給与システム等に取り込むことができるよう、システムの改修等が必要となります。

既に従業員（給与所得者）から控除申告書をデータで提供を受けている給与の支払者については、従業員（給与所得者）が保険会社等から入手した電子的控除証明書等を給与システムに取り込み、控除額等の計算を行うためのシステムの改修等が必要です。

詳しくはご利用の給与システムを提供している開発業者等にお尋ねください。

### (2) 税務署への届出

従業員（給与所得者）から控除申告書をデータで提出を受けるためには、所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったこととされます。

したがって、令和2年10月以降に提出を受ける控除申告書について電磁的方法により提出を受けるのであれば、令和2年8月までに申請書を提出していただくようお願いします。

### (3) 従業員（給与所得者）への周知

法令上、従業員（給与所得者）から控除申告書を電磁的方法により提出を受けるために、事前に従業員（給与所得者）からの了解を得る必要はありません。

しかし、従業員（給与所得者）が保険会社等から電子的控除証明書等の交付を受けるなど、事前準備が必要であることから、早期の周知が必要となります。

なお、従業員（給与所得者）から電子的控除証明書等の取得方法について照会があった場合には、当該従業員（給与所得者）が契約している保険会社等にお尋ねいただくよう併せて周知願います。

## Ⅱ 年末調整とは

### 1 年末調整を行う理由

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。実際は年の中で給与の額に変動があること、②年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

### 2 年末調整の対象となる人

年末調整は、原則として給与の支払者に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等（異動）申告書」といいます。）を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。年末調整の対象となる人ととならない人を区分して示すと次の表のとおりです。

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の中で退職した人のうち、次の人 ① 死亡により退職した人 ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支	次のいずれかに該当する人 (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人 (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者） (4) 年の中で退職した人で、左欄の(3)に該当

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
<p>払を受けると見込まれる場合を除きます。)</p> <p>(4) 年の中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。)</p>	<p>しない人</p> <p>(5) 非居住者</p> <p>(6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）</p>

**〔注意事項〕**

- 1 か所から給与の支払を受ける人で、年末調整を行う時までには、その給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出していない人については、この申告書を提出するよう指導してください。
- 2 年末調整の対象とならない人は、自分で確定申告をして税額の精算をすることになりますから、このような人には期限までに住所地の所轄税務署長に確定申告書を提出するよう指導してください。  
 なお、確定申告をしなければならない給与所得者の範囲の詳細及び確定申告期間については、79ページ以降を参照してください。
- 3 外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続き国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の表の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになりますから注意してください。

**3 年末調整を行う時**

年末調整は、本年最後に給与の支払をする時に行うことになっていますので、通常は12月に行いますが、次に掲げる人については、それぞれ次の時に年末調整を行います。

年末調整の対象となる人	年末調整を行う時
(1) 年の中で死亡により退職した人	退職の時
(2) 著しい心身の障害のため年の中で退職した人で、その退職の時期からみて本年中に再就職ができないと見込まれる人	退職の時
(3) 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人	退職の時
(4) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。)	退職の時
(5) 年の中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人	非居住者となった時

なお、その年最後に給与の支払をする月中に賞与以外の普通給与と賞与とを支払う場合で、普通給与の支払よりも前に賞与を支払うときは、その賞与を支払う際に年末調整を行っても良いことになっています。この場合には、後で支払う普通給与の見積額及びこれに対応する見積税額を加えたところで年末調整を行います。後で支払う普通給与の実際の支給額がその見積額と異なることとなったときは、その実際の支給額によって年末調整のやり直しを行う必要があります。

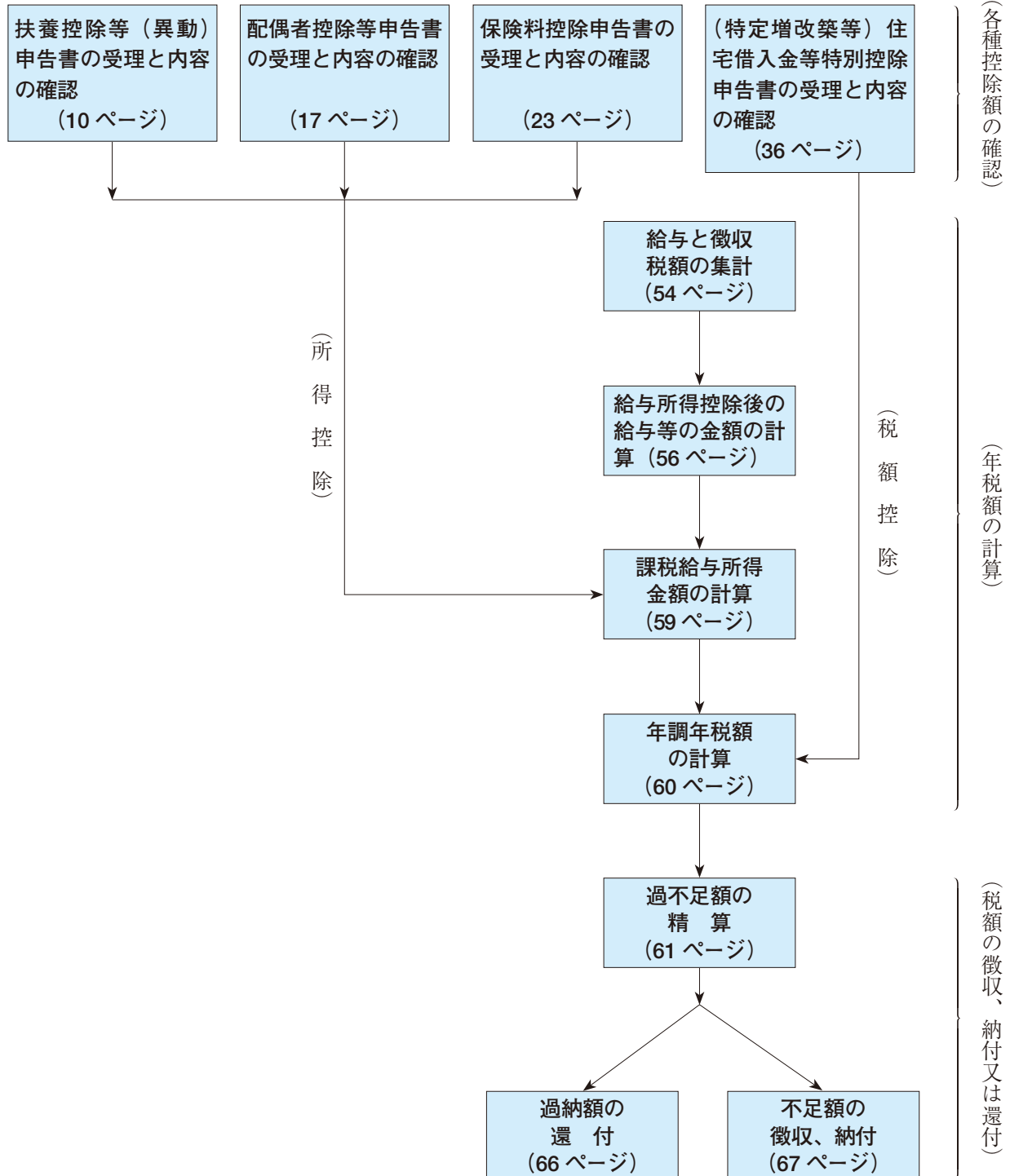


### Ⅲ 年末調整のしかた

#### 1 年末調整の手順

年末調整は、次のような手順で行います。

(枠内のページ番号は、それぞれの手順の内容を説明している箇所を示します。)



以下、それぞれの手順について、順を追って説明します。

## 2 各種控除額の確認

年末調整に当たっては、まず、扶養控除等（異動）申告書などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。

年末調整において、各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表のとおりです。

なお、平成30年分の年末調整から、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「給与所得者の配偶者控除等申告書」（以下「配偶者控除等申告書」といいます。）を給与の支払者に提出する必要がありますのでご注意ください。

また、同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受けるためには、「扶養控除等（異動）申告書」に所定の事項を記載し、給与の支払者に提出する必要があります。

申告書	控除	説明箇所
1 平成31年（2019年）分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除	10～17ページ 58ページ
2 令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除	17～22ページ
3 令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	23～35ページ
4 令和元年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 <sup>(注1)</sup>	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	36～53ページ

(注) 1 「平成31年分」と記載されたものを含みます。

2 上記1から3までの様式については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載しています。上記4の申告書については、控除を受けることとなる各年分のものを一括して税務署から所得者本人に送付しています。

### 2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理等

イ 年末調整は、先に説明したように年末調整を行う時まで扶養控除等（異動）申告書を提出している人について行うことになっていますから、年末調整の事務を始めるに当たっては、まず、各人からこの申告書が提出されているかどうかを確認する必要があります。

ロ この申告書は、原則として本年最初に給与の支払を受ける時まで給与の支払者に提出することになっており、また、年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をすることになっています。まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人についても、年末調整を行う時まで申告があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことになっていますから、これらの申告を忘れていると思われる人については、早急に申告をするよう指導してください。

特に、次のような事情があった人については、異動申告が忘れずに行われているかを確認してください。

- (イ) 本年の途中で、控除対象扶養親族であった人の就職、結婚などにより控除対象扶養親族の数が減少したこと。
- (ロ) 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったこと。
- (ハ) 本年の途中で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったこと。

なお、扶養控除等（異動）申告書の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例「年末調整を受ける際の注意事項」や「平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント」などを98ページ以降に掲載していますので、是非ご活用ください（文例については、国税庁

ホームページ (www.nta.go.jp) にも掲載しています。)

(注) 従業員から提出された「平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「平成31年(2019年)分」部分については、補正をしていただく必要はありません。

(2) 扶養控除等(異動)申告書の内容の確認

イ 扶養控除等(異動)申告書の内容の確認に当たっては、まず、次のことに注意してください。

(イ) 控除対象扶養親族(又は特定扶養親族、同居老親等、その他の老人扶養親族)や障害者(又は同居特別障害者、その他の特別障害者)の数、寡婦(又は特別の寡婦)、寡夫、勤労学生などの確認は、各人からの申告に基づいて行うこととなりますが、申告された控除対象扶養親族や障害者などが控除の対象となるかどうかを確かめた上で、正しい控除を行うようにしてください。

(注) 平成29年分の年末調整までは、扶養控除等(異動)申告書の内容の確認に当たり、控除対象配偶者(又は老人控除対象配偶者)の内容を確認し、配偶者控除の対象となるかどうかの確認が必要でしたが、平成30年分の年末調整からは、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする場合に、配偶者控除等申告書を提出しなければならないこととされています。したがって、扶養控除等(異動)申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、配偶者控除又は配偶者特別控除については、配偶者控除等申告書の提出を受けてください。

なお、平成28年1月1日以後に提出される扶養控除等(異動)申告書から、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバー(個人番号)を記載することとされており、給与の支払者は給与所得者本人のマイナンバー(個人番号)の本人確認(番号確認+身元確認)を行う必要がありますので、ご注意ください。

(注) 一定の要件のもと、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載を省略できる場合があります(75ページ参照)。

〔記載例〕 扶養控除等(異動)申告書

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(65歳以上)	平成31年(2019年)中の所得の見積額		住所又は居所	異動月日及び事由 (平成31年(2019年)中に異動があった場合は、場合に記入してください。以下同じ。)	
		あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族(平成31年(2019年)12月31日現在)	非居住者である配偶者	生計を一にする専業主婦			
A 源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワアキコ 山川明子	7	7 8 8 9 9 0 0 1 1 2 2		300,000	円	東京都練馬区栄町23-7		
	ヤマカワイチロウ 山川一郎	8	8 9 9 0 0 1 1 2 2 3 3	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	0	円	〃		
	子	明・大 昭・平	15・5・17	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族					
		明・大 昭・平		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他					
B 控除対象扶養親族(16歳以上) (平16.1.1以後生)				<input type="checkbox"/> 特定扶養親族					
				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他					
				<input type="checkbox"/> 特定扶養親族					
				<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他					
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 特別の寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由	

○住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族(平16.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象扶養親族(平16.1.2以後生)	平成31年(2019年)中の所得の見積額	異動月日及び事由
		あなたとの続柄	生年月日	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	平成31年(2019年)中の所得の見積額		
1	ヤマカワアキコ 山川三郎	9	9 9 0 0 1 1 2 2 3 3 4 4	子	平 18・7・5	東京都練馬区栄町23-7		0	円
2									円
3									円

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

(ロ) 控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、その判定の要素となる①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月1日から12月31日までの合計所得金額により、②年齢は、本年12月31日(所得者本人やその親族が年の途中で死亡したり、所得者本人が年の途中で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時)の現況により判定します。

・年末調整のしかた  
・手  
・控除額の確認  
・順

- (注) 1 年末調整を行った後、本年12月31日までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しをすることができます（72ページ参照）。
- 2 控除対象扶養親族などが本年の途中で死亡した場合でも、死亡の日の現況により判定することになりますから、本年分については扶養控除などの控除の対象となります。
- 3 合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のその配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））、一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

(ハ) これらの控除対象扶養親族などに該当するかどうかを判定するときの要件である合計所得金額には、次のような所得は含まれません。

- ① 次のような所得で所得税が課されないもの
- ㊦ 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの
  - ㊧ 遺族の受ける恩給や年金（死亡した人の勤務に基づいて支給されるものに限ります。）
  - ㊨ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など
- ② 利子所得又は配当所得のうち、
- ㊩ 源泉分離課税とされるもの
  - ㊪ 確定申告をしないことを選択した次の利子等又は配当等〔利子等〕
    - ㊫ 特定公社債の利子、㊬ 公社債投資信託（その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの又はその受益権が金融商品取引所に上場若しくは外国金融商品市場において売買されているものに限ります。）の収益の分配、㊭ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配及び
    - ㊮ 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等〔配当等〕
      - ㊯ 上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、㊰ 公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、㊱ 特定投資法人の投資口の配当等、㊲ 公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、㊳ 公募特定受益証券発行信託の収益の分配、㊴ 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限ります。）及び㊵ これら以外の配当等で1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等
- ③ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び一定の割引債の償還差益
- ④ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

ロ 扶養親族等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

## ● 扶養親族

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

- (注) 1 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。
- 2 公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は108万円以下）であれば、合計所得金額が38万円以下になります。
- 3 扶養親族が家内労働者等に該当する場合は、家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって、例えば、扶養親族の所得が内職等による所得だけの場合は、本年中の内職等による収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。
- ※ 上記（注）の1から3までについては、下記の「同一生計配偶者」の場合も同様です。この場合、3の「扶養



「親族」は「配偶者」と読み替えてください。

**〔注意事項〕**

- 1 ここでいう「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。
- 2 ここでいう「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- 3 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、所得者と生計を一にし、合計所得金額が38万円以下の人も扶養親族に含まれます。

● **控除対象扶養親族**

扶養親族のうち、**年齢16歳以上の人（平成16年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

**〔注意事項〕**

年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）については、控除対象扶養親族に該当しません。生年月日により控除対象扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除誤りのないように注意してください。

● **特定扶養親族**

控除対象扶養親族のうち、**年齢19歳以上23歳未満の人（平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた人）**をいいます。

**〔注意事項〕**

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により特定扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● **老人扶養親族**

控除対象扶養親族のうち、**年齢70歳以上の人（昭和25年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

**〔注意事項〕**

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により老人扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● **同居老親等**

老人扶養親族のうち、**所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父母や祖父母などをいいます。）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

**〔注意事項〕**

- 1 申告された老人扶養親族については、同居を常況としているかどうか等を所得者本人に確認し、同居老親等に該当する場合には、控除漏れのないように注意してください。
- 2 所得者等の直系尊属である老人扶養親族（以下「老親等」といいます。）が同居老親等に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、例えば、次のような場合にはそれぞれ次のとおりとなります。
  - (1) 所得者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合……同居老親等に該当します。
    - ※ 老親等が老人ホームなどへ入所している場合には、その老人ホームが居所となりますので、所得者等と同居しているとはいえません。
  - (2) その老親等が所得者等の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している場合

……その人が所得者等と食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは同居老親等に該当します。

- (3) 所得者が転勤したことに伴いその住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合……同居老親等に該当しません。

### ● 同一生計配偶者

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、**合計所得金額が38万円以下の人**をいいます。

#### 〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、12・13ページの「扶養親族」の場合と同様です。
- 2 ここでいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。

### ● 障害者（特別障害者）

**所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人**をいいます。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級の人、特別障害者になります。
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- (5) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人——このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

#### 〔注意事項〕

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても、これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で、年末調整の時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は、障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

### ● 同居特別障害者

同一生計配偶者又は扶養親族のうち**特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

【注意事項】

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、12・13ページの「扶養親族」の場合と同様です。
- 2 申告された特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族については、同居特別障害者に該当するかどうかを所得者本人に確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 寡 婦

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人
  - イ 夫と死別した後、婚姻していない人
  - ロ 夫と離婚した後、婚姻していない人
  - ハ 夫の生死の明らかでない人
- (2) 上記(1)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下の人
  - イ 夫と死別した後、婚姻していない人
  - ロ 夫の生死の明らかでない人

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,888,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

【注意事項】

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、12・13ページの「扶養親族」の場合と同様です。また、ここでいう「生計を一にする子」には、他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族になっていたり、所得金額の合計額が38万円を超えている人は含まれません。
- 2 離婚の場合には、扶養親族などを有していなければ合計所得金額が500万円以下であっても寡婦控除の対象となる「寡婦」には該当しません。

● 特別の寡婦

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

● 寡 夫

所得者本人が、次の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する人で、生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

- (1) 妻と死別した後、婚姻していない人
- (2) 妻と離婚した後、婚姻していない人
- (3) 妻の生死の明らかでない人

【注意事項】

ここでいう「生計を一にする」については、12・13ページの「扶養親族」の場合と同様です。また、ここでいう「生計を一にする子」の範囲については、「寡婦」の場合と同様です。

● 勤 労 学 生

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

- (1) 次に掲げる学校等の児童、生徒、学生又は訓練生であること。
  - ① 学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
  - ② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、

一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの

③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの

(2) **合計所得金額が65万円以下**であること。

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が65万円以下になります。

(3) 合計所得金額のうち**給与所得等以外の所得金額が10万円以下**であること。

(注) 「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

**【注意事項】**

上記(1)の②又は③の生徒又は訓練生である人が勤労学生控除を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に次の証明書を添付して提出又は提示する必要があります。専修学校等の生徒又は職業訓練法人の訓練生が勤労学生に該当するかどうかは、これらの証明書の有無により判定します。

① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置する専修学校等又は職業訓練法人であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者から交付を受けた文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し

② その人が①の課程を履修する生徒又は訓練生であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者の証明書

● **国外居住親族**

非居住者である親族をいいます。

(注) 「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。また、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

**【注意事項】**

国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に、次の証明書を添付又は提示する必要があります。

① 親族関係書類

② 送金関係書類

(注) 1 親族関係書類は、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に添付又は提示する必要があります。

また、送金関係書類は年末調整の際に添付又は提示する必要があります。

2 年末調整の際に、国外居住親族に係る扶養控除等を受けようとする場合は、既に給与の支払者に提出した扶養控除等（異動）申告書の「生計を一にする事実」欄にその年に国外居住親族に対して送金等をした金額を追記する必要があります。または、「生計を一にする事実」欄に記載した扶養控除等（異動）申告書を別途作成して提出しても差し支えありません。

3 親族関係書類及び送金関係書類は、次に掲げる書類になります。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、訳文も提出又は提示する必要があります。

イ 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族がその給与所得者の親族であることを証するものをいいます。

① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

ロ 「送金関係書類」とは、次の書類で、給与所得者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類



(3) 扶養控除等（異動）申告書と源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておく必要があります。

〔記載例〕 源泉徴収簿（上記の扶養控除等（異動）申告書の場合）

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者		一般の扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等		従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
		当初	有・無	当初	有・無	当初	有・無	同居老親等	その他	当初	有・無		
有	有	1	人									1	有
無	無												無

(注) 源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、税務署から給与の支払者に配布しているものですが、以下の説明は、便宜上この源泉徴収簿の様式を用いて行うことにします。

2-2 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

(1) 配偶者控除等申告書の受理

配偶者控除又は配偶者特別控除は、各人から提出された配偶者控除等申告書に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(注) 非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、非居住者である配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

(2) 配偶者控除等申告書の内容の確認

配偶者控除等申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）が控除対象配偶者を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、48万円）を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が38万円を超えるときは、配偶者控除の適用は受けられません。

- (注) 1 配偶者特別控除の適用を受けている人は、配偶者控除の適用を受けることができません。  
 2 所得者本人の所得が給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が1,220万円を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です）。  
 3 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円を超えるときは配偶者控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者等は含まれません（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です）。

- 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。）のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者をいいます。
- 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和25年1月1日以前に生まれた人）をいいます。
- 年の途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、死亡した配偶者か再婚した配偶者のいずれか1人に限られます（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

### 配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限ります。）が生計を一にする配偶者（合計所得金額が123万円以下の人に限ります。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、**配偶者の合計所得金額が38万円以下であるとき又は123万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。**

- (注) 1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。  
 2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は201万6千円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は243万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は214万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

### 【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序】

配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者控除等申告書で求めることができるようになっていきますので、次の1～6の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確かめます。

**令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書**

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		

◎ あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合は配偶者の合計所得金額の見積額が123万円を超える場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。  
 ◎ 合計所得金額の見積額の計算に当たっては、下表「合計所得金額の見積額の計算表」を参照ください。

**2** あなたの本年中の合計所得金額の見積額 \*1

円 判定  900万円以下(A)  900万円超950万円以下(B)  950万円超1,000万円以下(C) **区分 I** (注)A～Cを記載)

配偶者 (フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	年 月 日	明・大 都・平	判定
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	本人・配偶者 社会保険番号	配偶者 社会保険番号	配偶者 年齢	判定

**4** 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 \*2

円 判定  38万円以下かつ年齢70歳以上(昭和25.1.1以前生) ①  
 38万円以下かつ年齢70歳未満 ②  
 38万円超85万円以下 ③  
 85万円超123万円以下 ④ **区分 II** (注)①～④を記載)

合計所得金額の見積額の計算表	あなた				配偶者			
	所得の種類	収入金額等④	必要経費等⑤	所得金額⑥	所得の種類	収入金額等④	必要経費等⑤	所得金額⑥
あなたの合計所得金額(見積額)	給与所得(1)	円		(注) ⑥=④-⑤	給与所得(1)	円		(注) ⑥=④-⑤
	事業所得(2)			⑥=④-⑤	事業所得(2)			⑥=④-⑤
	雑所得(3)			⑥=④-⑤	雑所得(3)			⑥=④-⑤
	配当所得(4)			⑥=④-⑤	配当所得(4)			⑥=④-⑤
	不動産所得(5)			⑥=④-⑤	不動産所得(5)			⑥=④-⑤
	退職所得(6)			⑥=④-⑤	退職所得(6)			⑥=④-⑤
	(1)～(6)以外の所得(7)			⑥=④-⑤	退職所得控除額(7)			⑥=④-⑤
	(1)～(7)の合計額			⇒上記の+欄に転記してください。	(1)～(7)の合計額			⇒上記の+欄に転記してください。

**5** 控除額の計算

区分 I	区分 II						
	①	②	③	④(*2)の見積額を参照してください。			
A	480,000円	380,000円	380,000円	85万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下
B	320,000円	260,000円	260,000円	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下
C	160,000円	130,000円	130,000円	120万円以下	110,000円	60,000円	30,000円

**6** 配偶者控除の額

配偶者控除の額 円

配偶者特別控除の額 円

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

### 1 所得者の合計所得金額の見積額の計算（＊1）

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。

### 2 所得者の合計所得金額の区分の判定（区分Ⅰ）

上記1で転記した金額を基に「判定」欄の「900万円以下（A）」、「900万円超950万円以下（B）」又は「950万円超1,000万円以下（C）」の該当する□にチェックを付け、A、B又はCの判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載します。

### 3 配偶者の合計所得金額の見積額の計算（＊2）

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。

### 4 配偶者の合計所得金額の区分の判定（区分Ⅱ）

上記3で転記した金額及び「老人控除対象配偶者（昭和25.1.1以前生）」欄を基に「判定」欄の「38万円以下かつ年齢70歳以上（昭25.1.1以前生）」、「38万円以下かつ年齢70歳未満」、「38万円超85万円以下」又は「85万円超123万円以下」の該当する□にチェックを付け、①、②、③又は④の判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

5 「控除額の計算」欄の表に、上記2の判定結果（A～C）及び上記4の判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

6 上記5により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

（注）区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に該当する控除額を記載し、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に該当する控除額を記載します。

## 〔参 考〕 所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得者及び配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。これにより求めた所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

また、配偶者の合計所得金額が38万円を超える場合には配偶者控除の適用を受けることができず、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合又は123万円を超える場合には配偶者特別控除の適用を受けることができません。

## 1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。  
なお、給与等の収入金額が161万9千円未満のときは、給与所得控除額は65万円（給与等の収入金額を限度とします。）となります（84ページ参照）。

## 2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

## 3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次の①と②を合計した金額となります。

- ① 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額  
〔公的年金等に係る雑所得の金額が123万円以下となる場合〕

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	2,430,000円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 2,140,000円以下	(a)×25%+37万5千円

(注) 年齢65歳以上の人とは、昭和30年1月1日以前に生まれた人をいいます。

- ② 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

## 4 配当所得

- (1) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した後の金額となります。
- (2) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。
  - ① 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
  - ② 確定申告をしないことを選択した④上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、⑥公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、⑦特定投資法人の投資口の配当等、⑧公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑨公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑩特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のも



のに限ります。)及び⑧これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

## 5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

## 6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
  - (2) 退職所得の金額は、収入金額から次の退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額となります<sup>(注1)</sup>。
    - ① 勤続年数が20年以下の場合……40万円×勤続年数(80万円に満たない場合には80万円)
    - ② 勤続年数が20年を超える場合……800万円+70万円×(勤続年数-20年)
- (注)1 退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。
- 2 障害者になったことに直接基因して退職した場合には、上記①又は②の金額に100万円を加算します。

## 7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・山林所得…山林(所有期間5年超)の伐採又は譲渡による所得
- ・一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。)、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得  
(注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、収入金額に含まれません。  
また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得  
(注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、収入金額に含まれません。
- ・申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等  
(注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・先物取引に係る雑所得等

### (3) 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の源泉徴収簿への記入

配偶者控除等申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を各人の源泉徴収簿の「配偶者(特別)控除額⑤」欄に記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。



## 2-3 保険料控除申告書の受理と内容の確認

### (1) 保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「保険料控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

### (2) 保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

#### ● 生命保険料控除

##### 生命保険料とは

生命保険料控除の対象となる生命保険料は、次の(1)に掲げる生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で**所得者本人が支払ったものに限られます**。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

(注) 次に掲げる保険料や掛金は、生命保険料控除の対象となりません。

- ① 保険期間などが5年未満の生命保険契約などで、その期間満了の日に生存している場合又はその期間中に特定の感染症など特別の事由で死亡した場合に限り保険金等が支払われることになっている、いわゆる貯蓄保険の保険料
- ② 外国生命保険会社等と国外で締結した生命保険契約等に基づく保険料
- ③ 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金
- ④ 傷害保険契約に基づく保険料
- ⑤ 信用保険契約に基づく保険料

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等とは、次に掲げる保険契約等をいいます。

ただし、その支払った保険料や掛金が生命保険料控除の対象とされるためには、**保険金、共済金その他の給付金（以下「保険金等」といいます。）の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）**となっていることが必要です。

(注) 契約者が誰であるかは要件とされていません。

- ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等については国内で締結したものに限りです。）
- ② 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」といいます。）
- ③ 次の組合等と締結した生命共済に係る契約又はこれに類する共済に係る契約（以下「生命共済契約等」といいます。）
  - 農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農協等」といいます。）
  - 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（以下「漁協等」といいます。）
  - 消費生活協同組合連合会
  - 共済事業を行う特定共済組合、火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会
  - 神奈川県民共済生活協同組合、教職員共済生活協同組合、警察職員生活協同組合、埼玉県民共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合又は電気通信産業労働者共済生活協同組合

- 全国理容生活衛生同業組合連合会
  - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
  - ④ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、病院又は診療所に入院して医療費を支払ったことその他の一定の事由（以下「医療費等支払事由」といいます。）に基因して保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等又は外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
  - ⑤ 確定給付企業年金に係る規約
  - ⑥ 適格退職年金契約
- (2) 生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」は、次のとおりです。

イ 一般の生命保険料

生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（ロの「介護医療保険料」及びハの「個人年金保険料」を除きます。）をいい、「新生命保険料」と「旧生命保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約等の範囲
新生命保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等 (注) 右の1から3までの契約等に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等などの一定のものに限ります。	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 4 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等
旧生命保険料	平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約 3 (1)③に掲げる契約 4 (1)④に掲げる契約 5 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等

ロ 介護医療保険料

生命保険料控除の対象となる「介護医療保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（イの「新生命保険料」を除きます。）をいいます。

区分	内 容	契約等の範囲
介護医療保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものなど一定のもの	1 (1)④に掲げる契約 2 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる(1)②又は③に掲げる契約のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ハ 個人年金保険料

生命保険料控除の対象となる「個人年金保険料」とは、年金を給付する定めのある一定の生命保険契約等（退職年金を給付する定めのあるものは除かれます。）のうち、一定の要件



を満たすものに基づいて支払った次の保険料等をいい、「新個人年金保険料」と「旧個人年金保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約の範囲
新個人年金保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	次の契約で年金の給付を目的とするもの 1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの (注) 傷害特約や疾病特約等が付されている契 約の場合には、その特約に関する要件を除 いたところで所定の要件等を満たす契約に 該当するかどうかを判定します。
旧個人年金保険料	平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	

また、個人年金保険料の対象となる保険契約等ごとの要件は、次の表のとおりです。

区 分	契 約 の 範 囲	契 約 の 要 件
1 上記(1)①の契約	契約の内容が次の(1)から(4)までの要件を満たすもの (1) 年金以外の金銭の支払（剰余金の分配及び解約返戻金の支払は除きます。）は、被保険者が死亡し又は重度の障害に該当することとなった場合に限り行うものであること。 (2) (1)の金銭の額は、その契約の締結日以後の期間又は支払保険料の総額に応じて逡増的に定められていること。 (3) 年金の支払は、その支払期間を通じて年1回以上定期に行うものであり、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと。 (4) 剰余金の分配は、年金支払開始日前に行わないもの又はその年の払込保険料の範囲内の額とするものであること。	1 年金の受取人 保険料等の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合には、これらの者のいずれかとするものであること。 2 保険料等の払込方法 年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 3 年金の支払方法 年金の支払は、次のいずれかとするものであること。 (1) 年金の受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で、その契約で定める日以後10年以上の期間にわたって定期に行うものであること。 (2) 年金受取人が生存している期間にわたって定期に行うものであること。 (3) (1)の年金の支払のほか、被保険者の重度の障害を原因として年金の支払を開始し、かつ、年金の支払開始日以後10年以上の期間にわたって、又はその者が生存している期間にわたって定期に行うものであること。
2 旧簡易生命保険契約	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件を満たすもの	
3 農協等・漁協等と締結した生命共済契約等	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件に相当する要件その他の財務省令で定める要件を満たすもの	
4 3以外の生命共済契約等	一定の要件を満たすものとして、財務大臣の指定するもの	

(3) 支払った保険料や掛金の金額については、その保険料の区分ごとにそれぞれ合計額を計算します。

新生命保険料を旧生命保険料に含めることや新個人年金保険料を介護医療保険料に含めることなど、支払った保険料の区分を他の区分に振り替えることはできません。

・年末調整のしかた  
・手  
・控除額の確認  
・順

- (4) 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けているときは、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額の各合計額からそれぞれの保険料の区分に対応する剰余金や割戻金の金額の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

### 〔注意事項〕

- 1 保険金又は年金の受取人は、所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）だけであるかどうか。
- 2 本人自身が支払ったものであるかどうか。  
なお、給与の支払者が負担した保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となります。
- 3 本年中に支払ったものであるかどうか。  
この場合の支払った金額については、次のように取り扱われます。
  - (1) 払込期日が到来した保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。
  - (2) 保険料の払込みのない契約を有効に継続させるため、保険会社などが貸付けを行ってその払込みに充当する処理を行ういわゆる「振替貸付」によって保険料の払込みに充てられた金額は、支払った保険料に含まれます。
  - (3) 翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して払い込んだいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が、本年中に支払った保険料の金額となります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$

- 4 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料などの金額から、これらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。  
この場合、数口の契約があるときは、保険料の区分ごとに、支払った保険料の合計額からその剰余金などの合計額を差し引いた残額が、控除の対象となる新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額となります。
- 5 新個人年金保険料を新生命保険料に含めるなど支払った保険料を他の区分の保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。
- 6 個人年金保険契約等で傷害特約、疾病特約等が付されているものの保険料や掛金のうち、その特約部分の保険料や掛金については、個人年金保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

### 証明書類

旧生命保険料にあつては、本年中に支払った一契約の保険料の金額（本年において剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けた場合又は分配を受ける剰余金や割戻しを受ける割戻金をもって生命保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金や割戻金の額を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあつては、金額の多少にかかわらず全てのものについて、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

- (注) 1 電磁的記録印刷書面とは、電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます（30ページの「地震保険料控除」の証明書類においても同様です。）。
- 2 令和元年分の年末調整においては、保険会社等が発行した生命保険料の電子的控除証明書等は利用できま

せん（令和2年分の年末調整から利用可能。）。所得者が既に電子的控除証明書等を取得している場合には、電磁的記録印刷書面を作成・出力の上、給与の支払者に提出する必要があります（30ページの「地震保険料控除」の証明書類においても同様です。）。

なお、電子的控除証明書等から電磁的記録印刷書面を作成することができるシステムを国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載していますので、ご利用ください。

この場合の証明書類については、次のように取り扱われます。

- (1) 証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として生命保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。
- (2) 次の保険料については、「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険等の契約者の氏名」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、その勤務先で確認すれば、証明書類を提出又は提示しなくてもよいことになっています。
  - ① 勤務先を対象とする団体特約に基づいて支払った保険料
  - ② 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約に基づいて支払った保険料
 （注）確認した場合は、その旨の認印を保険料控除申告書に押してください。
- (3) ここでいう証明書類とは、保険会社や郵便局などが発行した、保険料などの領収書や支払った生命保険料の金額と保険契約者などの氏名を証明するために特に発行した書類をいいます。  
 なお、郵便振替などを利用して支払った生命保険料の証明書類については、保険契約者の氏名に代えて、保険証券や年金証書の記号と番号が記載されていればよいことになっています。
- (4) 月払契約により支払った生命保険料の証明書類には、「本年中に支払った生命保険料の金額」に代えて、毎月の払込保険料の金額と本年1月から9月までの払込みの状況がわかる事項が記載されていればよいことになっています。

### 生命保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている生命保険料の控除額が、一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額（①、②、③のうち最も大きい金額）、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額（④、⑤、⑥のうち最も大きい金額）の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は最高12万円が限度となります。

保険料の区分		控除額
一般の生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額（①）
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額（②）
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合 <sup>（注1）</sup>	上記①及び②の金額の合計額（最高4万円）（③）
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額（④）
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合（(3)の場合を除く）	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額（⑤）
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合 <sup>（注1）</sup>	上記④及び⑤の金額の合計額（最高4万円）（⑥）

【計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001円から50,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

(注) 1 支払った旧生命保険料又は旧個人年金保険料の金額が6万円を超える場合は、③又は⑥よりも②又は⑤の控除額の方が大きくなりますので、②又は⑤の金額が控除額となります。  
2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

【記載例】 保険料控除申告書（生命保険料控除）

（令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書）

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間は又年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	給与の支払者の確認印	
				氏名	あなたとの続柄				
一般の生命保険料	××生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	新・旧 ①	(a) 24,000円	
	▲▲生命	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧 ②	(a) 36,000円	
							新・旧 ③	(a)	
							新・旧 ④	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 24,000円		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		① 22,000円	(最高40,000円) 計(①+②) ③ 40,000円		
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 36,000円		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		② 30,500円	②と③のいずれか大きい金額 ④ 40,000円		
介護医療保険料	××生命	介護	10年	山川 太郎	山川 明子	妻	(a) 48,000円		
							(a)		
	(a)の金額の合計額		C 48,000円		Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ 32,000円	(最高40,000円) ⑥	
個人年金保険料	〇〇生命	〇〇年金	30年	山川 太郎	山川 太郎	本人	新・旧 ⑦	(a) 72,000円	
							新・旧 ⑧	(a)	
							新・旧 ⑨	(a)	
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円) 計(④+⑤) ⑥ 40,000円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 72,000円		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤ 43,000円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 43,000円		
計算式Ⅰ(新保険料等)※				計算式Ⅱ(旧保険料等)※				生命保険料控除額 計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 115,000円	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		$(A、C又はD) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$		25,001円から50,000円まで		$(B又はE) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$			
40,001円から80,000円まで		$(A、C又はD) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$		50,001円から100,000円まで		$(B又はE) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			



## ● 地震保険料控除

### 地震保険料とは

- (1) 地震保険料控除の対象となる地震保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。

地震保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げる損害保険契約等に基づいて支払った地震等損害部分の保険料又は掛金です。

- ① 損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補するもの（損害保険会社又は外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる一定の保険契約は除かれます。また、外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
- ② 農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契約又は火災共済契約
- ③ 農業共済組合又は農業共済組合連合会と締結した火災共済契約又は建物共済契約
- ④ 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約又は火災共済契約
- ⑤ 火災等共済組合と締結した火災共済契約
- ⑥ 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約又は自然災害共済契約
- ⑦ 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約

- ①教職員共済生活協同組合 ②全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合  
③電気通信産業労働者共済生活協同組合

- (注) 1 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害をいいます。  
2 次に掲げる保険料又は掛金は地震保険料控除の対象となりません。  
イ 地震等損害により臨時に生ずる費用又はその資産の取壊し若しくは除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金  
ロ 一の損害保険契約等の契約内容につき、次の算式により計算した割合が $\frac{20}{100}$ 未満であることとされている場合における地震等損害部分の保険料又は掛金（(注) 2 イに掲げるものを除きます。）

$$\frac{\text{地震等損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(\ast 3)}}{\text{火災}^{(\ast 1)}\text{による損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(\ast 2)}} < \frac{20}{100}$$

- (※) 1 「火災」は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除きます。  
2 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その火災により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。  
3 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。  
4 損害保険契約等において地震等損害により家屋等について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金の額が、地震保険に関する法律施行令第2条《保険金額の限度額》に規定する限度額（原則として家屋については5,000万円、家財については1,000万円）とされている保険契約については、上記計算式にかかわらず地震保険料控除の対象となります。

- (2) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、「支払った地震保険料の金額」になります。

(3) 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約」といいます。）に係る保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。

（注）「長期損害保険契約等」とは、平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、次の全てに該当するものをいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。

- ① 保険期間又は共済期間の満期後に満期返金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上であること
- ② 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

(4) この地震保険料控除は、本人から提出された保険料控除申告書に基づいて控除することになっています。

### 〔注意事項〕

#### 1 保険の目的

家屋や家財を保険又は共済の目的とする損害保険契約等は、本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人の所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としているものであるかどうか。

#### 2 保険料の支払内容等

(1) 本人自身が支払ったものであるかどうか。

給与の支払者が負担した地震保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象になります。

(2) 本年中に支払ったものであるかどうか。

いわゆる「振替貸付」により保険料の払込みに充てられた金額や、いわゆる「前納保険料」があるときは、生命保険料の場合と同様に取り扱われますので26ページを参照してください。

(3) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が地震保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料の金額からこれらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。

### 証明書類

保険料の金額の多少に関係なく、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として地震保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

なお、証明書類として使用される書面の内容などについては、生命保険料の場合と同じですから、26・27ページを参照してください。

### 地震保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている地震保険料の控除額が、次により正しく計算されているかどうかを確かめます。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	一律に15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	一律に5万円

- (注) 1 ここでの地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。
- 2 一つの契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。
- 3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

### 〔記載例〕 保険料控除申告書（地震保険料控除）

（令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書）

地震 保 険 料 控 除	保険会社等の 名称	保険等の 種類(目的)	保 険 期 間	保 険 等 の 契 約 者 の 氏 名		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額)	給 与 の 支 払 者 の 確 認 印
				保険等の対象となった家 屋等に居住又は家財を 利用している者等の氏名	あなた との 続 柄			
地 震 保 険 料 控 除	〇〇火災	地震 (建物)	5年	山川 太郎		地震	30,000	円
				同上	本人	旧長期		
地 震 保 険 料 控 除	△△火災	積立 傷害	12年	山川 太郎		地震	19,600	円
				同上	本人	旧長期		
地 震 保 険 料 控 除	①のうち地震保険料の金額の合計額						② 30,000	円
	①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						③ 19,600	円
地 震 保 険 料 控 除 額	$\left[ \begin{array}{l} \text{②の金額} \\ \text{30,000円} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{③の金額(③の金額が} \\ \text{10,000円を超える場合は、} \\ \text{③} \times 1/2 + 5,000\text{円)} \text{ ※} \\ \text{14,800円} \end{array} \right]$						$\text{④ (最高50,000円)} \\ \text{44,800円}$	

## ● 社会保険料控除

### 社会保険料とは

(1) 社会保険料控除の対象となる社会保険料は、次に掲げるものです。

- ① 健康保険、雇用保険、船員保険又は農業者年金の保険料で被保険者として負担するもの
- ② 健康保険法附則又は船員保険法附則の規定により被保険者が承認法人等に支払う負担金
- ③ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料）
- ⑤ 介護保険法の規定による介護保険料
- ⑥ 国民年金の保険料で被保険者として負担するもの及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
- ⑦ 厚生年金保険の保険料で被保険者として負担するもの及び存続厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- ⑧ 労働者災害補償保険の特別加入者として負担する保険料
- ⑨ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による掛金（地方公務員等共済組合にあっては特別掛金を含みます。）
- ⑩ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
- ⑪ 恩給法の規定による納金
- ⑫ 地方公共団体の条例により組織された互助会が行う職員の相互扶助に関する制度で一定の要件を備えているものとして所轄税務署長の承認を受けた制度に基づき、その互助会の構成員である職員が負担する掛金
- ⑬ 公庫等の復帰希望職員の掛金

(注) ①及び②には、船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員保険法の被保険者とみなされた労務供給船員が支払う船員保険の保険料を含みます。

(2) 社会保険料には、次の①と②があり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになります。

- ① 健康保険や厚生年金保険、雇用保険などの保険料や掛金のように毎月の給与から差し引かれているもの
- ② 国民健康保険や国民年金などの保険料や保険税、掛金のように本人が直接支払っているもの

(注) 介護保険の保険料については、年齢40歳から64歳までの人は健康保険や国民健康保険の保険料に介護保険料相当額が含まれており、年齢65歳以上の人は原則として公的年金等から介護保険料が特別徴収されることになっています。

(3) 本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。

(注) 後期高齢者医療制度の保険料について、本人と生計を一にする親族が負担すべき保険料を本人が口座振替により支払った場合には、口座振替によりその保険料を支払った本人の社会保険料として控除できます。  
なお、年金から特別徴収された介護保険の保険料及び後期高齢者医療制度の保険料については、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となるため、その年金の受給者の社会保険料として控除できます。

### 証明書類

上記(1)に掲げる社会保険料のうち、⑥の保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）で本人が直接支払ったものについては、支払った保険料等の多少に関係なく、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として社会保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

ここでいう証明書類とは、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した保険料等の領収書や証明



書などをいいます。

(注) 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要はありません。

### 毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計

- (1) 本年中に給与から差し引かれた社会保険料等の総額を集計します。この集計は、給与の総額等を集計するとき（54ページ参照）に併せて行っても差し支えありません。
- (2) この集計に当たっては、本年中に他から転職してきた人については、その人が前の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けた給与から差し引かれた社会保険料等も含めて集計してください（その人が転職前の勤務先から交付を受けた本年分の「給与所得の源泉徴収票」などにより確認してください）。
- (3) 給与の支払者が負担した社会保険料等の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となりますので、これも集計に含めます。

(注) 特定の小規模企業共済等掛金は毎月の給与から社会保険料と併せて控除されますので、源泉徴収簿では、これらの金額を合計して記入するよう「社会保険料等」としています。

### 〔注意事項〕

本人が本年中に支払ったものだけが控除の対象とされますので、納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

また、翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料となります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{（前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額）} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができる旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、本人がその前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入して申告した場合には、その全額を本年の年末調整の際に控除しても差し支えありません。

※ 2年前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択される場合は、各年分に対応する社会保険料控除証明書を本人自らが年分ごとに切り取り、保険料控除申告書に添付して給与等の支払者へ提出又は提示することとなります。

## ● 小規模企業共済等掛金控除

### 小規模企業共済等掛金とは

- (1) 小規模企業共済等掛金とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金
  - ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
  - ③ 地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づいて支払った掛金
- (注) 掛金を前納したことにより前納減額金の支払を受けているときは、支払った掛金の額からその前納減額金を差し引いた残額が控除の対象となります。
- (2) この小規模企業共済等掛金には、①毎月の給与から差し引かれるものと②本人が直接支払っているものなどがあり、その全額が控除されます。このうち、②の本人が直接支払ったものについては、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになっています。

### 証明書類

上記(2)①の毎月の給与から差し引かれる小規模企業共済等掛金については、掛金を支払ったことを証明する書類は必要はありませんが、②の本人が直接支払ったものについては、支払った掛金の金額の多少に関係なく、その掛金を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

### 【注意事項】

- 1 本人が直接掛金を支払っている場合、保険料控除申告書に、その掛金を支払ったことの証明書類を添付して提出又は提示されているかどうか。
- 2 本人が本年中に支払ったものだけを控除の対象としているかどうか。未払のものや前払したものが含まれていないかどうか。  
この場合、翌年以後に納付期日の到来する掛金を一括して支払ったいわゆる「前納掛金」については、社会保険料を前納した場合と同様に取り扱われますので、社会保険料控除の【**注意事項**】(33ページ)を参照してください。
- 3 前納減額金の支払を受けている場合には、支払った掛金の額からその前納減額金が差し引かれているかどうか。
- 4 毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は社会保険料とともに本年中に差し引かれた金額を集計する必要があります(33ページの「毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計」を参照してください。)

(3) 保険料控除額の源泉徴収簿への記入

保険料控除申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の該当欄に社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金の控除額、生命保険料の控除額及び地震保険料の控除額をそれぞれ記入します。また、「旧長期損害保険料」の支払がある人については、その支払額を源泉徴収簿の「旧長期損害保険料支払額」欄に記入します。

なお、源泉徴収簿で集計した本年中の給与から差し引かれた社会保険料等の合計額も、該当欄に転記します。

〔記載例〕 源泉徴収簿への記入

(源泉徴収簿)

12	計	① 5,265,000	② 804,891	4,460,109	③ 96,450
	6 6 10	740,000	112,961	627,039	2 (税率 8.168%) 51,216
12	12 25	830,000	126,699	703,301	2 (税率 %)
	計	④ 1,570,000	⑤ 239,660	1,330,340	⑥ 51,216

区	分	金	額	税	額
給料・手当等	①			③	
賞与等	④			⑥	
計	⑦			⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨			配偶者の合計所得金額 ( ) 円	
社会保険料等	⑩	1,044,551		旧長期損害保険料支払額 ( 19,600 ) 円	
控除額	⑪			⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 ( ) 円	
生命保険料の控除額	⑬	115,000		⑪のうち国民年金保険料等の金額 ( ) 円	
地震保険料の控除額	⑭	44,800			
配偶者(特別)控除額	⑮				
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯				

(令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書)

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(控除後の金額)	給与の確認印
××生命	養老	10年	山川 太郎	山川 明子	新・旧 (a)	24,000	
▲▲生命	養老	10年	同上	同上	新・旧 (a)	36,000	
A		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	22,000	計(①+②) ③	40,000
B		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	30,500	②と③のいずれか大きい金額	④
C		Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	48,000	計(④+⑤) ⑥	40,000
D		Dの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	43,000	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦
E		Eの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑦	72,000	計(⑦+⑧) ⑨	43,000
F		Fの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑧	72,000	⑧と⑨のいずれか大きい金額	⑩
G		Gの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑩	72,000	計(⑩+⑪) ⑫	43,000
H		Hの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑪	43,000	⑪と⑫のいずれか大きい金額	⑬
I		Iの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑬	43,000	計(⑬+⑭) ⑮	43,000
J		Jの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑭	43,000	⑭と⑮のいずれか大きい金額	⑯
K		Kの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑯	43,000	計(⑯+⑰) ⑱	43,000
L		Lの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑰	43,000	⑰と⑱のいずれか大きい金額	⑲
M		Mの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑲	43,000	計(⑲+⑳) ㉑	43,000
N		Nの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑳	43,000	⑳と㉑のいずれか大きい金額	㉒
O		Oの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㉒	43,000	計(㉒+㉓) ㉔	43,000
P		Pの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㉓	43,000	㉓と㉔のいずれか大きい金額	㉕
Q		Qの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㉕	43,000	計(㉕+㉖) ㉗	43,000
R		Rの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㉖	43,000	㉖と㉗のいずれか大きい金額	㉘
S		Sの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㉘	43,000	計(㉘+㉙) ㉚	43,000
T		Tの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㉙	43,000	㉙と㉚のいずれか大きい金額	㉛
U		Uの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㉛	43,000	計(㉛+㉜) ㉝	43,000
V		Vの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㉜	43,000	㉜と㉝のいずれか大きい金額	㉞
W		Wの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㉞	43,000	計(㉞+㉟) ㉟	43,000
X		Xの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㉟	43,000	㉟と㊱のいずれか大きい金額	㊱
Y		Yの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊱	43,000	計(㊱+㊲) ㊲	43,000
Z		Zの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊲	43,000	㊲と㊳のいずれか大きい金額	㊳
AA		AAの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊳	43,000	計(㊳+㊴) ㊴	43,000
AB		ABの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊴	43,000	㊴と㊵のいずれか大きい金額	㊵
AC		ACの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊵	43,000	計(㊵+㊶) ㊶	43,000
AD		ADの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊶	43,000	㊶と㊷のいずれか大きい金額	㊷
AE		AEの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊷	43,000	計(㊷+㊸) ㊸	43,000
AF		AFの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊸	43,000	㊸と㊹のいずれか大きい金額	㊹
AG		AGの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊹	43,000	計(㊹+㊺) ㊺	43,000
AH		AHの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊺	43,000	㊺と㊻のいずれか大きい金額	㊻
AI		AIの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊻	43,000	計(㊻+㊼) ㊼	43,000
AJ		AJの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊼	43,000	㊼と㊽のいずれか大きい金額	㊽
AK		AKの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊽	43,000	計(㊽+㊾) ㊾	43,000
AL		ALの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊾	43,000	㊾と㊿のいずれか大きい金額	㊿
AM		AMの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
AN		ANの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
AO		AOの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
AP		APの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
AQ		AQの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
AR		ARの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
AS		ASの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
AT		ATの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
AU		AUの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
AV		AVの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
AW		AWの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
AX		AXの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
AY		AYの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
AZ		AZの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BA		BAの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BB		BBの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BC		BCの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BD		BDの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BE		BEの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BF		BFの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BG		BGの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BH		BHの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BI		BIの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BJ		BJの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BK		BKの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BL		BLの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BM		BMの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BN		BNの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BO		BOの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BP		BPの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BQ		BQの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BR		BRの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BS		BSの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BT		BTの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BU		BUの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BV		BVの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BW		BWの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BX		BXの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
BY		BYの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
BZ		BZの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CA		CAの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CB		CBの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CC		CCの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CD		CDの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CE		CEの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CF		CFの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CG		CGの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CH		CHの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CI		CIの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CJ		CJの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CK		CKの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CL		CLの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CM		CMの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CN		CNの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CO		COの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CP		CPの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CQ		CQの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CR		CRの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CS		CSの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CT		CTの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CU		CUの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CV		CVの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CW		CWの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CX		CXの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
CY		CYの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
CZ		CZの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
DA		DAの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
DB		DBの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	㊿
DC		DCの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	計(㊿+㊿) ㊿	43,000
DD		DDの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		㊿	43,000	㊿と㊿のいずれか大きい金額	

## 2-4 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認

### (1) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の受理

イ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除<sup>(注)</sup>を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。しかし、その後の年分については、年末調整の際に、各人から提出された「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます。))に基づいて控除を行うことができることになっていますから、この控除を受けようとする人に対しては、所要事項を記載した住宅借入金等特別控除申告書を年末調整のときまでに提出するよう指導してください。

(注) 以下「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」は、37ページ(1)の住宅借入金等特別控除及び40ページ(2)の特定増改築等住宅借入金等特別控除を総称した用語として使用しています。

ロ 住宅借入金等特別控除申告書には、次に掲げる証明書の添付が必要です。

- ① その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)
- ② 借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「年末残高等証明書」といいます。)

なお、これらの証明書の添付についての具体的な手続は、次のようになります。

(イ) 平成23年以後に住宅を居住の用に供した場合

税務署から送付された令和元年分の住宅借入金等特別控除申告書(「平成31年分」と記載されたもの)を含みます。以下同じです。)の用紙の下の部分が控除証明書になっていますから、令和元年分の住宅借入金等特別控除申告書に住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

(ロ) 平成22年以前に住宅を居住の用に供した場合

前年以前の年末調整において既にこの控除の適用を受けており、かつ、本年も同一の給与の支払者の下においてこの控除の適用を受ける場合には、控除証明書の添付を要しないこととされていますから、令和元年分の住宅借入金等特別控除申告書に既に年末調整でこの控除の適用を受けている旨の表示(具体的には、備考欄の「有」の文字を○で囲みます。)を行うほか、住所、氏名、控除を受けようとする金額など所要事項を記載した上、**年末残高等証明書を添付**して提出します。

令和元年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出先である給与の支払者が前年以前に住宅借入金等特別控除申告書を提出した給与の支払者と異なることとなった場合や、居住の用に供した年の翌々年以後に初めて年末調整で(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることとなった場合などには、住所地の所轄税務署に申請をして控除証明書の交付を受け、これを令和元年分の住宅借入金等特別控除申告書に添付します(平成24年6月以後に再交付を受けた控除証明書及び住宅借入金等特別控除申告書は、兼用様式となっていることから、住所地の所轄税務署への申請の必要はありません。)

税務署から送付されたこれらの住宅借入金等特別控除申告書や控除証明書を給与の支払を受ける人が紛失したときなどには、本人から税務署にこれらの書類の再交付を申請するよう指導してください。

ハ 住宅借入金等特別控除申告書の受理等に当たっては、次のことに注意してください。

(イ) 住宅借入金等特別控除申告書は、控除を受けることとなる各年分の一括して税務署から所得者本人に送付していますが、本年分の年末調整の際には、そのうち令和元年分の住宅借入金等特別控除申告書の提出を受けてください。

(ロ) 住宅借入金等特別控除申告書は、給与の支払者の下で保管することとされていますが、税務署から再交付された控除証明書が住宅借入金等特別控除申告書に添付されて提出された場合には、その添付された控除証明書についても保管しておくようにしてください。



(注) 従業員から提出された「平成31年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」の「平成31年分」部分については、補正をしていただく必要はありません。

### お知らせ

平成28年分から住宅借入金等特別控除申告書に給与の支払者の法人番号を記載する必要があります(個人事業者を除きます)。

なお、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、平成28年分以降の住宅借入金等特別控除申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載は不要となりましたが、平成26年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が送付されています。

平成26年中に住宅の取得等をした方へは、個人番号欄に斜線を引くなどしてマイナンバー(個人番号)を記載しないよう周知しているところですが、各人から提出された住宅借入金等特別控除申告書に誤ってマイナンバー(個人番号)が記載されていた場合は、マイナンバー(個人番号)をマスキングするなどの対応をしていただきますようお願いいたします。  
※ 住宅借入金等特別控除申告書は、居住年により様式が異なります。具体的な記載方法は、51ページ以降の記載例をご覧ください。

・年末調整のしかた  
・手  
・控除額の確認  
・手順

## (2) 住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認

住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

以下においては、主に令和元年分の年末調整に関する事項を掲載しております。

制度全体の概要については、「源泉徴収のあらまし」などで確認してください。

※ 74ページの「参考」5に記載されている、個人が、消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合の住宅借入金等特別控除については、令和元年分の年末調整においては適用されませんのでご注意ください。

### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除制度の概要

#### (1) 住宅借入金等特別控除

##### イ 一般の住宅の取得等の場合(本則)

個人が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等(以下「住宅の取得等」といいます。)をして、平成22年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等をした部分に限ります。)をその人の居住の用に供した場合(その家屋をその取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。以下(1)及び(2)において同じです。)において、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務(以下「住宅借入金等」といいます。)を有するときは、その居住の用に供した日の属する年(以下「居住年」といいます。)以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、それぞれ次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

(注) 住宅特定改修特別税額控除(既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除)の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに下記(2)イ、ロ及びハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

##### ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

居住者が、住宅の取得等をして、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が住宅借入金等を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後15年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

(注) 平成19年分以後の所得税(個人住民税は平成19年度分以後)について、国税(所得税)から地方税(個人住民税)への税源移譲が実施され、多くの方は所得税額が減少することとなりました。このため、上記イによる控除額を国税(所得税)から控除しきれないこととなる場合があり、そのための対応としてこの特例が設けられています。

また、平成21年度税制改正により、個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」が創設され、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額がある場合については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。個人住民税における「住宅借入金等特別税額控除制度」の詳しい内容につきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

## ハ 認定住宅の新築等の場合

個人が、認定長期優良住宅（「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。）若しくは認定低炭素住宅（「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）に規定する低炭素建築物に該当する家屋で一定のもの又は同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの<sup>(注1)</sup>をいいます。）（以下これらを「認定住宅」と総称します。）の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得（以下「認定住宅の新築等」といいます。）をして、平成22年1月1日（認定低炭素住宅にあつては平成24年12月4日）から令和3年12月31日までの間に、その認定住宅をその人の居住の用に供した場合において、その人がその認定住宅の新築等のための住宅借入金等（以下「認定住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記イとの選択により、居住年以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、認定住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除としてその年分の所得税の額から控除されます<sup>(注2)</sup>。

(注) 1 低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋については、平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供する場合に住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

2 個人が、認定住宅を自己の居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分において、認定住宅新築等特別税額控除（居住者が、認定住宅の新築等をして、平成22年1月1日（認定低炭素住宅については平成26年4月1日）から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における認定住宅の構造等の標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、居住年以後10年間の各年において、上記イ及びハの住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

## ニ 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった居住者が、一定の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から令和3年12月31日までの間に、その人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の再取得等のための住宅借入金等を有するときは、その人の選択により、通常の住宅借入金等特別控除の適用に代えて、その居住年以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、次の表の控除率により計算した金額が住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

〔住宅借入金等特別控除額の概要一覧表（平成30年12月31日居住開始分まで掲載）〕

住宅を居住の用に供した日	控除期間		住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の控除限度額
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額	
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	控除の特例額	1～10年目	0.6%		—			15万円
		11～15年目	0.4%		—			10万円
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	控除の特例額	1～10年目	0.6%		—			12万円
		11～15年目	0.4%		—			8万円
平成22年1月1日から平成22年12月31日まで	本則	10年間	1.0%			—		50万円
	認定長期優良住宅	10年間	1.2%			—		60万円

住宅を居住の用に供した日	控除期間		住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率					各年の控除限度額	
			2,000万円以下の部分の金額	2,000万円超2,500万円以下の部分の金額	2,500万円超3,000万円以下の部分の金額	3,000万円超4,000万円以下の部分の金額	4,000万円超5,000万円以下の部分の金額		
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	本則	10年間	1.0%			—		40万円	
	優良長期住宅	10年間	1.2%					60万円	
	額の特例に係る控除	10年間	1.2%			—		48万円	
平成24年1月1日（認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日）から平成24年12月31日まで	本則	10年間	1.0%		—			30万円	
	認定住宅	10年間	1.0%			—		40万円	
	額の特例に係る控除	10年間	1.2%			—		48万円	
平成25年1月1日から平成26年3月31日まで	本則	10年間	1.0%	—				20万円	
	認定住宅	10年間	1.0%			—		30万円	
	額の特例に係る控除	10年間	1.2%			—		36万円	
平成26年4月1日から平成30年12月31日まで	本則	特定取得	10年間	1.0%			—	40万円	
		特定取得以外	10年間	1.0%	—				20万円
	認定住宅	特定取得	10年間	1.0%					50万円
		特定取得以外	10年間	1.0%			—		30万円
	額の特例に係る控除	10年間	1.2%			—		60万円	

- (注) 1 控除額の100円未満の端数は切り捨てます。  
 2 最初の年分については、確定申告により控除の適用を受ける必要がありますので、ご注意ください。  
 3 住宅の取得等を行った人が、その居住用家屋を居住の用に供した年の前々年からその居住の用に供した年までの間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例や中高層耐火建築物等の建設のための買換え（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例などの適用を受けている場合には、この住宅借入金等特別控除を受けることはできません。また、この住宅借入金等特別控除を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年又は翌々年にその居住用家屋やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、これらの課税の特例の適用を受けることとなったときは、住宅借入金等特別控除の適用を受けた年分の所得税について修正申告書又は期限後申告書を提出し、既に受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。  
 4 特定取得とは、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額をいいます。以下同じです。）の全額が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等をいいます。

## (2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除

### イ 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等

特定個人<sup>(注1)</sup>が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、高齢者等居住改修工事等<sup>(注2)</sup>を含む増改築等（以下「バリアフリー改修工事等」といいます。）をして、平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の増改築等のための一定の借入金又は債務（以下「増改築等住宅借入金等」といいます。）を有するときは、上記(1)イ、ロ又はニとの選択により、居住年以後5年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表の控除率により計算した金額がバリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

（平成30年12月31日居住開始分まで掲載）

住宅を居住の用に供した日	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成27年1月1日から平成30年12月31日まで	①バリアフリー改修工事等に係る費用	1,000万円 <sup>(※1)</sup>	1.0%	5年	12.5万円 <sup>(※4)</sup>
	②うち高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用	250万円 <sup>(※3)</sup>	2.0%		

(※1) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(※2) 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります。また、特定耐久性向上改修工事等については、平成29年4月1日以降に適用となります。

(※3) 特定取得以外の場合は200万円となります。

(※4) 特定取得以外の場合は12万円となります。

(注) 1 特定個人とは、①年齢が50歳以上である者、②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者である者、④前記の②若しくは③に該当する者又は年齢が65歳以上の者（以下「高齢者等」といいます。）である親族と同居を常況としている者、のいずれかに該当する居住者をいいます。

2 高齢者等居住改修工事等とは、家屋について行う、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築基準法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

3 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除）の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに上記(2)イ、下記ロ及びハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

4 ここでいう特定断熱改修工事等とは、次のロ(注)2の特定断熱改修工事等をいいます。

5 ここでいう特定多世帯同居改修工事等とは、下記ハ(注)1の特定多世帯同居改修工事等をいいます。

6 特定耐久性向上改修工事等とは、特定断熱改修工事等と併せて家屋について行う次に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替で、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書をいいます。

(1) 小屋裏の換気性を高める工事

(2) 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事

(3) 外壁を通気構造等とする工事

(4) 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事

(5) 土台の防腐又は防蟻のために行う工事

(6) 外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事

(7) 床下の防湿性を高める工事

(8) 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事

(9) 高さが400mm以上の基礎が有する機能を代替する雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事



- (10) 地盤の防蟻のために行う工事
- (11) 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事
- 7 特定取得とは、住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額等の全額が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の増改築等をいいます。

**ロ 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等**

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、断熱改修工事等<sup>(注1)</sup>又は特定断熱改修工事等<sup>(注2)</sup>を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」といいます。）をして、平成27年1月1日から令和3年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記(1)イ、ロ又はこの選択により、居住年以後5年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表の控除率により計算した金額が省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

(平成30年12月31日居住開始分まで掲載)

住宅を居住の用に供した日	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成27年1月1日から平成30年12月31日まで	①省エネ改修工事等に係る費用	1,000万円 <sup>(※1)</sup>	1.0%	5年	12.5万円 <sup>(※4)</sup>
	②うち特定断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等及び特定耐久性向上改修工事等に係る費用	250万円 <sup>(※3)</sup>	2.0%		

- (※1) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。
- (※2) 特定多世帯同居改修工事等については、平成28年4月1日以降に適用となります。また、特定耐久性向上改修工事等については、平成29年4月1日以降に適用となります。
- (※3) 特定取得以外の場合は200万円となります。
- (※4) 特定取得以外の場合は12万円となります。

(注)1 断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事のいずれかに該当する工事）で次の要件を満たすものであり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関、建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書をいいます。

- イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準以上（平成29年3月31日以前に居住の用に供した場合は、平成25年基準相当以上）となること
  - ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること
- おって、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、上記ロの要件を満たさないものも対象となります。

2 特定断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替で、次に掲げる要件を満たすものであり、これらに該当する旨が証明書により証明された改修工事（その改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

- イ 1に掲げる工事で、次のロ(イ)及び(ロ)の要件を満たす工事
- ロ ①居室の窓の改修工事、又は①と併せて行う②天井等、③壁若しくは④床等の断熱工事で、次の(イ)及び(ハ)の要件を満たす工事
  - (イ) 改修した各部位の省エネ性能がいずれも平成28年基準相当以上となること
  - (ロ) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が平成28年基準相当となること
  - (ハ) 改修後の住宅全体の断熱等性能等級が現状から一段階以上上がる事及び改修後の住宅全体の省エネ性能について断熱等性能等級が等級4、又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となること

- 3 ここでいう特定多世帯同居改修工事等とは、次のハ(注)1の特定多世帯同居改修工事等をいいます。
- 4 ここでいう特定耐久性向上改修工事等とは、上記イ(注)6の特定耐久性向上改修工事等をいいます。
- 5 住宅特定改修特別税額控除（既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和

・年末調整のしかた  
・手  
・控除額の確認  
・順

3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除)の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに上記(2)イ、ロ及び下記ハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

6 特定取得とは、上記イ(注)7の特定取得をいいます。

## ハ 特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等

個人が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、特定多世帯同居改修工事等<sup>(注1)</sup>を含む増改築等(以下「三世帯同居対応改修工事等」といいます。)をして、平成28年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その人が増改築等住宅借入金等を有するときは、上記(1)イ、ロ又は二つの選択により、居住年以後5年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年について、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次の表のとおり控除率により計算した金額が三世帯同居対応改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

(平成30年12月31日居住開始分まで掲載)

住宅を居住の用に供した日	区 分	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
平成28年4月1日から平成30年12月31日まで	①三世帯同居対応改修工事等に係る費用	1,000万円 <sup>(※)</sup>	1.0%	5年	12.5万円
	②うち特定多世帯同居改修工事等に係る費用	250万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注)1 特定多世帯同居改修工事等とは、家屋について行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための増築、改築、修繕又は模様替であり、これらに該当することが証明書により証明された改修工事(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体になって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。)をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関、建築士法の規定により登録された建築士事務所に所属する建築士又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が交付する増改築等工事証明書をいいます。

2 住宅特定改修特別税額控除(既存住宅について特定の改修工事をして、平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合における標準的な費用の額を基礎とする所得税額の特別控除)の適用を受ける場合には、上記(1)イの住宅借入金等特別控除並びに上記(2)イ、ロ及びハの特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできません。

## (3) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等とは、次の表の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる要件に該当するものをいい、自己の居住の用に供する家屋を2以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限られます。

区 分	住宅の取得等に該当するための要件
居住用家屋の新築又は新築住宅の取得	<p>新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>② 床面積が50㎡以上であること</p> <p>③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>④ 住宅借入金等を有していること</p>
認定住宅の新築又は新築住宅の取得	<p>新築又は取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>② 床面積が50㎡以上であること</p> <p>③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>④ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良</p>

	<p>住宅に該当するものであること又は都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物に該当するものであること若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物に該当するもの<sup>(注)</sup>であることにつき認定通知書の写し等の書類により証明がされたもの (注) 特定建築物に該当する家屋については、平成25年6月1日以後に自己の居住の用に供するものについて適用されます。</p> <p>⑤ 認定住宅借入金等を有していること</p>
<p>既存住宅の取得</p>	<p>取得の日から6か月以内に居住の用に供した家屋で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>② 床面積が50㎡以上であること</p> <p>③ 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>④ 建築後使用されたことのあるものであること</p> <p>⑤ 次のいずれかに該当する家屋であること</p> <p>イ 家屋が建築された日から取得の日までの期間が20年(耐火建築物については25年)以内であること</p> <p>ロ 取得の日前2年以内に地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する建物であると証明されたもの</p> <p>ハ イ又はロの要件に当てはまらない家屋で、その家屋の取得の日までに耐震改修を行うことについて一定の申請手続をし、かつ、居住の用に供する日(当該取得の日から6か月以内の日に限ります。)までにその耐震改修(住宅耐震改修特別控除の適用を受けるものを除きます。)によりその家屋が耐震基準に適合することにつき証明されたものであること。</p> <p>(注) 平成26年4月1日以後に家屋を取得する場合に限りします。</p> <p>⑥ 住宅借入金等を有していること</p>
<p>増改築等</p>	<p>自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う工事(平成20年12月31日までに居住の用に供した場合は、自己の居住の用に供している家屋について行う工事に限りします。)で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 次に掲げる増改築等の工事で当該工事に該当するものであることについて証明されたもの</p> <p>イ 増築や改築、建築基準法上の大規模の修繕、大規模の模様替の工事</p> <p>ロ マンション等の区分所有建物のうちその人の区分所有する部分の床、間仕切壁又は主要構造部である壁等について行う一定の修繕又は模様替(イに該当するものを除きます。)の工事</p> <p>ハ 家屋(マンション等の区分所有建物については、その人が区分所有する部分に限りします。)のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替(イ又はロに該当するものを除きます。)の工事</p> <p>ニ 家屋について行う地震に対する安全性に関する一定の基準に適合させるための修繕又は模様替(イからハまでに該当するものを除きます。)の工事</p> <p>ホ 家屋について行う高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替(イからニまでに該当するものを除きます。)の工事</p> <p>ヘ 家屋について行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替(平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替とし、イからホまでに該当するものを除きます。)の工事</p> <p>② その工事に要した費用の額(その工事の費用に関し補助金等(国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。以下「補助金等」といいます。)の交付を受ける場合には、その工事に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額)が100万円を超えること</p> <p>③ 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>④ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p>



	<p>⑥ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑦ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑧ 住宅借入金等を有していること</p> <p>⑨ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
特定増改築等	<p>バリアフリー改修工事等</p> <p>特定個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う高齢者等居住改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからへまでに掲げる工事で、高齢者等居住改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その高齢者等居住改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</p> <p>⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
	<p>省エネ改修工事等</p> <p>個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからへまでに掲げる工事で、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額（特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p> <p>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</p> <p>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</p> <p>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</p> <p>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</p> <p>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</p> <p>⑧ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
	<p>三世帯同居対応改修工事等</p> <p>個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定多世帯同居改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからへまでに掲げる工事で、特定多世帯同居改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>① 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること</p> <p>② 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</li> <li>④ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</li> <li>⑤ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</li> <li>⑥ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</li> <li>⑦ 増改築等住宅借入金等を有していること</li> <li>⑧ その工事をした後の家屋が、その人の主としてその居住の用に供すると認められるものであること</li> </ul>
特定耐久性向上改修工事等	<p>個人が、自己の所有している家屋で自己の居住の用に供するものについて行う特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を含む上記「増改築等」の要件①イからハまでに掲げる工事で、特定耐久性改修工事等に該当するものであることについて増改築等工事証明書により証明されたものであって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づくものであること</li> <li>② 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額（特定耐久性向上改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、その特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額からその補助金等の額を控除した金額）が50万円を超えること</li> <li>③ 工事をした家屋のその工事をした部分のうち自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額がその工事に要した費用の額の総額の2分の1以上であること</li> <li>④ 居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること</li> <li>⑤ 工事をした後の家屋の床面積が50㎡以上であること</li> <li>⑥ 工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること</li> <li>⑦ 増改築等の日から6か月以内に居住の用に供していること</li> <li>⑧ 増改築等住宅借入金等を有していること</li> <li>⑨ その工事をした後の家屋が、その人の主としてその居住の用に供すると認められるものであること</li> </ul>

#### (4) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等

##### イ 住宅借入金等特別控除（認定住宅に係るものを含みます。）の場合

住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、割賦による償還期間又は賦払期間が10年以上の次に掲げる借入金又は債務（これらに類する一定の債務を含みます。）をいい、その家屋の新築又は購入とともにするその住宅の敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は年1%未満）のものなど一定のものを除きます。

- ① 住宅の取得等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- ② 建設業者に対する住宅の取得等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の取得等の対価についての債務
- ③ 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会を当事者とする中古家屋の取得に伴う債務の承継に関する契約に基づく賦払債務
- ④ 住宅の取得等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の取得等の対価についての債務

##### ロ バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

バリアフリー改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務又は債務者の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされている一定の借入金で次に掲げるもの

をいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は年1%未満）のものなど一定のものを除きます。

- ① 住宅の増改築等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体等からの借入金等
- ② 建設業者に対する住宅の増改築等の工事の請負代金又は宅地建物取引業者等居住用家屋の分譲を行う一定の者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
- ③ 住宅の増改築等のための使用者からの借入金又は使用者に対する住宅の増改築等の対価についての債務
- ④ 住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約においてその借入金に係る債務を有する者（二人以上の個人が共同で借り入れた場合には、その二人以上の個人の全員）の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているもの

#### ハ 省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記口①から③までに掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は1%未満）のものなど一定のものを除きます。

#### ニ 三世同居対応改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

三世同居対応改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、償還期間が5年以上の割賦償還の方法により返済することとされている借入金若しくは賦払期間が5年以上の割賦払の方法により支払うこととされている債務で上記口①から③までに掲げるものをいい、その住宅の増改築等とともにするその家屋の敷地の用に供される土地等の取得資金に充てるためのものも含まれます。ただし、その借入金等のうち利息に対応するもの及び使用者から借り入れた借入金等でその利率が年0.2%未満（平成28年12月31日以前は1%未満）のものなど一定のものを除きます。

### (5) 再び居住の用に供した場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用又は再適用

#### イ 当初居住年に転居した場合

住宅の取得等及び認定住宅の新築等をして居住の用に供した人が、その居住の用に供した日からその年（以下「当初居住年」といいます。）の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（以下「転任命令等」といいます。）により、その家屋をその人の居住の用に供しなくなった場合であっても、再びその家屋をその人の居住の用に供した場合（当初居住年が平成24年以前である場合には、当初居住年の翌年以後再びその家屋をその人の居住の用に供した場合）には、一定の要件の下で、その住宅の取得等又は認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再び居住の用に供した日の属する年（以下「再居住年」といいます。）以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

なお、この適用を受けるためには、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」及び年末残高等証明書などを添付した確定申告書を提出する必要があります。

(注) この制度は、平成21年1月1日以後にその家屋を自己の居住の用に供しなくなった場合に適用されます。

#### ロ 当初居住年の翌年以後に転居した場合

住宅の取得等又は認定住宅の新築等をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けていた人が、転任命令等により、当該控除の適用を受けていた家屋をその人の居住の用に供しなくなったことにより当該控除の適用を受けられなくなった後、その家屋を再びその人の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、その住宅の取得等又は認定住宅の新築等に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の控除期間内の各年のうち、再居住年以後の各適用年（再居住年にその家屋を賃貸の用に供していた場合にはその翌年以後の各適用年）について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受けることができます。

なお、この再適用を受けるためには、その家屋を居住の用に供しなくなる日までにその居住の用に供しないこととなる事情の詳細その他一定の事項を記載した「転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書」に、未使用分の控除証明書及び住宅借入金等特別控除申告書を添付してその家屋の所在地の所轄税務署長に提出するとともに、その家屋に再び居住し（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の再適用を受ける最初の年分について、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）」及び年末残高等証明書などを添付した確定申告書を提出する必要があります。

上記イ又はロの（特定増改築等）住宅借入金等特別控除については、確定申告をした翌年以後の年分については、年末調整の際に控除を受けることができます。

#### (6) 非居住者が住宅の取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用

平成28年4月1日以後に非居住者が住宅の取得等をした場合には、居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

#### 住宅借入金等の年末残高の計算

本年の年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる人は、平成30年分以前の所得税（及び復興特別所得税）の確定申告により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた人ですから、ここでは、本年の年末調整の際にこの控除を受ける人を対象に、住宅借入金等の年末残高の計算の方法について説明します。

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算は、次の(1)から(3)までに掲げるところにより行います。

- (1) 連帯債務による住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の算式により、控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高を計算します。

$$\boxed{\text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高 (円)}} \times \boxed{\text{控除を受ける人が負担すべき割合 (\%)}} = \boxed{\text{連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうち控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高 (円)}}$$

「控除を受ける人が負担すべき割合」については、原則として、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年の確定申告の際に提出した「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」又は「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記入した負担割合によります。

(注) 年末調整において（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、「住宅借入金等特別控除申告書」の「備考」欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。  
なお、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

- (2) 住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額が家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額を超える場合には、それぞれその家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額に相当する部分の金額だけが対象となります。

また、家屋の取得対価等の額又は増改築等に要した費用の額は、その住宅の取得等又は増改



築等に関し補助金等の交付を受ける場合は交付を受ける補助金等の額を、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」（以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）を受けた場合は住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引いた額となります。

- (3) その取得した家屋又は増改築等をした部分に自己の居住用以外の用に供する部分がある場合には、住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高の合計額に、その取得した家屋の床面積のうち占める居住用部分の床面積の割合又はその増改築等に要した費用の総額のうち占める居住用部分の増改築等に要した費用の額の割合をそれぞれ乗じて、居住用部分の住宅借入金等の年末残高の合計額を計算します。

なお、上記(1)から(3)までの2以上に該当するときは、(1)から(3)の順に計算（例えば、(2)と(3)に該当するときは、(2)により計算した金額を基にして(3)の金額を計算）します。

(注) 次に掲げる人などは、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額の計算方法などが異なることがありますので、詳しい計算方法などで不明な点については、最寄りの税務署に、お電話にてお尋ねください（税務署では、自動音声により窓口のご案内をしています。）。

- ① 2回以上の増改築等の住宅借入金等について控除を受ける人
- ② 新築又は購入した家屋をその居住の用に供した年の翌年以後に増改築等をした部分を居住の用に供したことにより、新築又は購入した家屋の住宅借入金等と増改築等の住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける人

### 【注意事項】

- 1 その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合には、この制度の適用を受けることはできません。

ただし、居住の用に供さなくなったことが死亡による場合には、死亡した日まで引き続いて自己の居住の用に供していれば、その年については死亡した日の住宅借入金等の残高を基に控除を受けることができます。

- (注) 1 居住の用に供することができなくなったことが災害によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、その家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除き、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例（災害関係）」といいます。）。

また、災害により居住の用に供することができなくなった家屋が、被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する場合には、この適用期間の特例（災害関係）と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を重複して受けることができます。

なお、これらの適用は、災害により平成28年1月1日以後に、その家屋を居住の用に供することができなくなった個人の平成29年分以後の所得税について適用されます。

- 2 居住の用に供することができなくなったことが東日本大震災によって被害を受けたことによるものである場合において、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年において住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間についても引き続きこの制度の適用を受けることができます（以下この特例を「適用期間の特例（東日本大震災関係）」といいます。）。

また、この適用期間の特例（東日本大震災関係）と住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例については、重複して適用を受けることができます。

- 2 令和元年分の合計所得金額が3,000万円を超える人は、本年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除は受けられませんので、特に、給与所得以外の所得がある人についてはご注意ください。
- 3 予定額による証明である旨を付記してある「年末残高等証明書」に基づき（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けた後、その住宅借入金等の返済が遅延したこと又は一部を繰上返済したことなどにより実際の住宅借入金等の年末残高がこの証明書に記載された額と異なることとなった場合には、改めて借入等を行っている金融機関等から実際の返済等の額による「年末残高等証明書」の交付を受け、これに基づいて正しい申告書を提出し直す必要があります。
- 4 連帯債務となっている住宅借入金等がある場合には、各年12月31日現在のその住宅借入金等の残高に、その住宅に係る持分を取得するためにその住宅借入金等について負担すべきものとした割合を乗じて計算した金額に基づいて記載します。



- 5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている人が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、その借換えをした年以降の各年において次により計算した金額を住宅借入金等の年末残高として記載します。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- 6 住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた人は、住宅借入金等の年末残高の合計額がその住宅の取得等の対価の額又は費用の額を超えるかどうかの判定に当たり、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額からこれらの特例の適用を受けた金額を差し引いた金額に基づいて記載します。

〔設例1〕 平成26年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和元年分について年末調整でこの控除を受ける例（取得した家屋を居住用以外の用途に供している部分がある場合）

1	家屋の取得の対価の額	14,000,000円	
2	敷地の取得の対価の額	17,000,000円	
3	取得した家屋の総床面積	120.00㎡	Ⓐ
4	取得した家屋の居住用部分の床面積	84.00㎡	Ⓑ
5	取得した敷地の総面積	140.00㎡	Ⓒ
6	取得した敷地の居住用部分の面積	98.00㎡	Ⓓ
7	家屋の取得年月日	平成26年2月17日	
8	取得した家屋に居住した年月日	平成26年3月12日	
9	〇〇銀行からの借入金の年末残高	11,000,000円	Ⓔ
10	〇〇銀行からの借入金の返済期間	20年	
11	□□銀行からの借入金の年末残高	9,000,000円	Ⓕ
12	□□銀行からの借入金の返済期間	20年	
13	平成26年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額	155,400円	

#### （設例1の説明）

- この設例は、取得した家屋の一部を店舗等の居住用以外の用途に供している場合の例です。
- 住宅借入金等特別控除額の計算
  - 取得した家屋及びその敷地には居住用部分と居住用以外の部分とがありますので、控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の合計額は、借入金の年末残高20,000,000円（Ⓔ+Ⓕ）に家屋の総床面積又は敷地の総面積のうちに占める居住用部分の床面積又は面積の割合を乗じて計算した金額とされます。  
 設例の場合は、家屋の居住用部分の割合（Ⓑ／Ⓐ）と敷地の居住用部分の割合（Ⓓ／Ⓒ）がいずれも同じため、次のようになります。  

$$（住宅借入金等の年末残高の合計額 20,000,000円） \times 70\% = 14,000,000円$$
 （注）③欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%とします。
  - 上記(1)で計算した金額が控除額の計算の基礎となりますので、この金額に基づき住宅借入金等特別控除額を計算すると140,000円となります。  
 [6年目の控除額の計算]  

$$14,000,000円 \times 1\% = 140,000円 \text{（100円未満の端数切捨て）}$$

〔設例1の記載例〕 住宅借入金等特別控除申告書（年末残高等証明書）

**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所 氏 名	東京都練馬区栄町23-7 山川 太郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 11,000,000円
	当初金額	平成26年 2月 16日 13,000,000円
償還期間又は賦払期間	平成26年 2月から 令和16年 1月まで の 20年 月間	
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額 (摘要)	円	

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和元年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和元年11月28日

(住宅借入金等に係る債権者等)  
所在地 東京都中央区新富2-6-1  
名称 株式会社 ○○銀行

**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**

住宅取得資金の借入 れ等をしている者	住 所 氏 名	東京都練馬区栄町23-7 山川 太郎
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 9,000,000円
	当初金額	平成26年 2月 16日 10,000,000円
償還期間又は賦払期間	平成26年 2月から 令和16年 1月まで の 20年 月間	
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額 (摘要)	円	

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和元年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和元年11月28日

(住宅借入金等に係る債権者等)  
所在地 東京都千代田区九段南1-1-15  
名称 株式会社 ○○銀行

給与の支払者が法人である場合は、給与の支払者の法人番号を記載してください(給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー(個人番号)を記載する必要はありません)。  
なお、平成25年入居以前の場合、「法人番号」欄はありませんので、余白に記載してください。

平成31年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません)  
年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	○○○○株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ
給与の支払者の法人番号	XXXXXXXXXXXX	あなたの個人番号	XXXXXXXXXXXX
給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町23-7

新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算		
項目	金額	率	項目	金額	率
① 住宅のみ	20,000,000		① 増改築等に係る借入金等の年末残高	9,000,000	
② 土地等のみ	17,000,000		② 増改築等の費用の額	14,000,000	
③ 住宅及び土地等	31,000,000		③ 増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	70	
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	14,000,000		④ 増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(②と③の少ない方)	20,000,000	
⑤ 居住用部分の増改築等に 係る借入金等の年末残高 (④×③)	14,000,000		⑤ 居住用部分の増改築等に 係る借入金等の年末残高 (④×③)	14,000,000	
⑥ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算上の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+④)	14,000,000		⑥ 年間所得の見積額	4,950,000	
⑦ 特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)			⑦ 連帯債務による住宅借入金等の年末残高		
⑧ 特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑥の少ない方)(備考の(注2)参照)			⑧ 住宅借入金等特別控除額(⑥×1%)	140,000	

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ (合計額)

○ この申告書は、平成31年分までの年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出していただく必要があります。

平成31年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

173-0006

左記の方が、平成26年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成27年 10月 16日

東京都練馬区栄町23-7  
山川 太郎 様

練馬東 税務署長 財務事務官○○○

(証明事項)

新築又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日 ①	居住開始年月日 ①
家屋又は土地等の取得対価の額 ②	増改築等の費用の額 ②
家屋又は土地等の地表面積又は総面積 ③	③のうち居住用部分の費用の額 ③
④又は⑤のうち居住用部分の地表面積又は面積 ④	特定増改築等の費用の額 ④
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ⑤

(平成26年中居住用者)

マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。各人から提出された申告書にマイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、マスキングなどの対応をしてください。

〔設例2〕 平成30年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和元年分について年末調整でこの控除を受ける例（連帯債務者がいる場合）

1	家屋及びその敷地の取得の対価の額	家屋 20,000,000円 土地 22,000,000円	（左のうち本人の持分（1/2）） 10,000,000円 11,000,000円
2	取得した家屋の総床面積		100.00m <sup>2</sup>
3	取得した家屋の居住用部分の床面積		100.00m <sup>2</sup>
4	取得した敷地の総面積		120.00m <sup>2</sup>
5	取得した敷地の居住用部分の面積		120.00m <sup>2</sup>
6	家屋及びその敷地の取得年月日		平成30年9月8日
7	取得した家屋に居住した年月日		平成30年9月15日
8	〇〇銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		9,500,000円
9	〇〇銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
10	□□銀行からの借入金（連帯債務）の年末残高		10,000,000円
11	□□銀行からの借入金（連帯債務）の返済期間		20年
12	連帯債務である住宅借入金等に対する本人負担割合		〇〇銀行 50% □□銀行 50%
13	平成30年分の確定申告で受けた住宅借入金等特別控除額		100,000円

#### （設例2の説明）

1 この設例は、住宅借入金等が連帯債務となっている場合の例です。

2 住宅借入金等特別控除額の計算

(1) 連帯債務となっている〇〇銀行からの借入金の年末残高9,500,000円と□□銀行からの借入金の年末残高10,000,000円のうち、本人の負担すべき部分の金額を計算します。

$$9,500,000円 \times 50\% + 10,000,000円 \times 50\% = 9,750,000円$$

(2) (1)で計算した金額9,750,000円は、家屋及びその敷地の取得の対価の額（本人の持分相当額）21,000,000円以下となりますので、9,750,000円が控除額の計算の基礎となります。

（注） この設例の場合は、取得した家屋の総床面積及びその敷地の総面積の全てが居住の用に供されているため、居住用部分のあん分計算を行う必要はありません。

(3) 住宅借入金等のうち本人の負担すべき部分の金額9,750,000円に控除率1%を乗じて住宅借入金等特別控除額を計算すると97,500円となります。

〔2年目の控除額の計算〕

$$9,750,000円 \times 1\% = 97,500円 \text{（100円未満の端数切捨て）}$$



〔設例2の記載例〕 住宅借入金等特別控除申告書（住宅借入金等特別控除証明書及び年末残高等証明書）

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	東京都港区芝5-8-1	
	氏名	田中 三郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	9,500,000 円
	当初金額	平成30年 9月 6日	10,000,000 円
償還期間又は賦払期間	平成30年 9月から 令和20年 8月まで の 20年 月間		
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円		
(摘要)	連帯債務者 田中忠実		

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和元年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和元年11月28日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地 東京都中央区新富2-6-1

之〇株式

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	東京都港区芝5-8-1	
	氏名	田中 三郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	③ 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額	10,000,000 円
	当初金額	平成30年 9月 6日	11,000,000 円
償還期間又は賦払期間	平成30年 9月から 令和20年 8月まで の 20年 月間		
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額	円		
(摘要)	連帯債務者 田中忠実		

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和元年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和元年11月28日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地 東京都千代田区九段南1-1-15

之〇株式

社 〇〇銀行

番号等 〇〇〇〇〇

印行

令和1年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	(フリガナ)	〇〇〇〇株式会社
給与の支払者の法人番号	11111111111111111111	あなたの住所又は居所	東京都港区芝5-8-1
給与の支払者の所在地(住所)	東京都千代田区大手町1-3-3	税務署長	〇〇〇〇
新築又は購入に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算	増改築等の費用の額	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の占める割合
① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④
9,750,000	11,000,000	21,000,000	100
100.00	120.00	120.00	100
9,750,000	9,750,000	19,500,000	100,000
9,750,000	10,000,000	19,500,000	97,500

(各年末残高×連帯債務割合)の合計額

(各年末残高)の合計額

給与の支払者が法人である場合は、給与の支払者の法人番号を記載してください(給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー(個人番号)を記載する必要はありません)。なお、平成25年入居以前の場合、「法人番号」欄はありませんので、余白に記載してください。

令和1年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

108-0014

東京都港区芝5-8-1

田中三郎 様

左記の方が、平成30年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

令和1年 10月16日

税務署長 財務事務官〇〇〇

新築又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日	居住開始年月日
平成30年 9月15日(特定)	
家屋又は土地等の取得対価の額	増改築等の費用の額
10,000,000	
家屋又は土地等の床面積又は面積	①のうち居住用部分の費用の額
100.00	120.00
③又は④のうち居住用部分の床面積又は面積	特定増改築等の費用の額
100.00	120.00
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
	100,000

(平成30年中居住用者)

(注) 住宅借入金等特別控除の確定申告をした際に、家屋と土地の取得対価の額を区分しないでその合計額を記入した場合には、その合計額が住宅借入金等特別控除証明書の「証明事項」の「家屋」欄に「計×××円」と記載されています。この場合には、住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算」は、「④住宅のみ」欄に証明事項の「家屋」欄の金額や面積を移記して計算を行います。

### 3 年税額の計算

以上で給与の支払を受ける人の一人一人の所得控除と税額控除の額とが確認されたわけですが、次に、令和元年分の給与の総額について納付しなければならない最終的な年税額を計算します。この年税額を求める手順とこれに使用する書類等は次のとおりです。

手 順	使 用 す る 書 類 等
1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計	源泉徴収簿
2 給与所得控除後の給与等の金額の計算	源泉徴収簿 令和元年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（84ページ以下参照）
3 扶養控除額等の合計額の計算	源泉徴収簿 令和元年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表（112ページ参照）
4 所得控除額の合計額の計算	源泉徴収簿
5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算	源泉徴収簿 令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（93ページ参照）
6 年調年税額の計算	源泉徴収簿 住宅借入金等特別控除申告書

以下、手順に従って説明します。

#### 3-1 年末調整の対象となる給与と徴収税額の集計

##### (1) 給与と徴収税額等の集計

給与の支払を受ける人の一人一人について、本年分の毎月の給与とその給与から徴収した税額をそれぞれ集計して、年末調整の対象となる給与の総額と徴収税額の合計額を計算します。

この際、併せて毎月の給与から差し引いた社会保険料及び小規模企業共済等掛金（以下「社会保険料等」といいます。）の額を集計しておくくと便利です（社会保険料については33ページ、小規模企業共済等掛金については34ページ参照）。

##### (2) 集計に当たっての注意事項

###### 1 未払給与とその税額

本年中に支給日が到来して支払の確定した給与は、未払となっている場合でも本年の年末調整の対象となりますから、その未払給与と未徴収の税額とを集計に含めます。

逆に、前年分の未払給与で、本年に繰り越して支払った給与やその給与からの徴収税額は、既に前年の年末調整の対象とされていますから、集計には含めません。

###### 2 現物給与とその税額

食事の支給や、各種保険料の使用者負担などの現物給与のうち課税の対象となるものについては、その支給額と徴収税額とを、それぞれ給与の総額と徴収税額の合計額に含めて集計します。

###### 3 本年最後に支払う給与の税額

年末調整をする本年最後に支払う給与については、通常の月分としての税額計算を省略して

もよいことになっていますが、この場合にはその給与に対する徴収税額はないものとして集計します。

この給与の通常の月分としての税額は、年末調整により一括精算されることとなります。

(注) この場合の具体的な精算のしかたについては、61ページ以降で説明します。

#### 4 年の途中で再就職した人の取扱い

年の途中で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うこととなりますから、前の給与の支払者から本年中に支払を受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めます。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「給与所得の源泉徴収票」などで確認することとなりますが、その確認ができるまではその人の年末調整は見合わせてください。

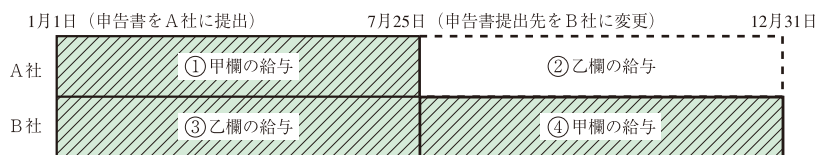
#### 5 前年分の年末調整による過不足額

前年分の年末調整による過納額や不足額を本年に繰り越して充当したり徴収したりしている場合でも、これらに関係なく、徴収税額は本年の給与から徴収すべきであった税額によって集計します。

#### 6 年の途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人の取扱い

2か所以上から給与の支払を受けている人で、年の途中で扶養控除等（異動）申告書の提出先を変更した人については、前の提出先からその変更の時までに支払を受けた給与と、後の提出先から支払を受けた給与の全部とが年末調整の対象となりますから、その両方の給与と徴収税額をそれぞれ集計します。

この関係を図示すると、次のようになります。



(注) 斜線の部分 (①、③及び④の合計) がB社において実施する年末調整の対象となる給与です。

#### 〔記載例〕 源泉徴収簿 (給与の総額等の集計と「年末調整」欄の記入)

本年最後に支払う給与 (12月賞与) についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

(源泉徴収簿)

12	12:20	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070
計	①	5,265,000	② 804,891	4,460,109		③ 96,450	
賞 与 等	6	6:10	740,000	112,961	627,039	2 (税率 8.168%)	51,216
	12	12:25	830,000	126,699	703,301	2 (税率 —%)	
						(税率 %)	
	計	④	1,570,000	⑤ 239,660	1,330,340		⑥ 51,216

区	分	金	額	税	額
給	料・手	①	5,265,000	③	96,450
賞	与	④	1,570,000	⑥	51,216
計		⑦	6,835,000	⑧	147,666

### 3-2 給与所得控除後の給与等の金額の計算

(1) 上記により求めた本年分の給与の総額（源泉徴収簿の「年末調整」の「計⑦」欄の金額）を、84ページ以降にある「令和元年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（以下「給与所得控除後の金額の算出表」といいます。）に当てはめて、「給与等の金額」欄に対応する「給与所得控除後の給与等の金額」欄の金額を求めます。

（注）本年分の給与の総額が651,000円未満の場合には、給与所得控除後の給与等の金額は「0」となります。

(2) 本年分の給与の総額が660万円以上の人については、給与所得控除後の金額の算出表の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に該当する金額の表示がなく、算式が示されていますので、この算式に従って計算します。

#### 〔記載例〕 給与所得控除後の給与等の金額の計算

（給与所得控除後の金額の算出表）

(源泉徴収簿)				(給与所得控除後の金額の算出表)		
区 分	金 額	税 額	税 額	給 与 等 の 金 額		給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額
				以 上	未 満	
給 料 ・ 手 当 等	① 5,265,000 円	③ 96,450 円				
賞 与 等	④ 1,570,000	⑥ 51,216				
計	⑦ 6,835,000	⑧ 147,666		6,600,000 円	10,000,000 円	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,951,500	配偶者の合計所得金額				
				10,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,200,000円を控除した金額

(6,835,000円×90% - 1,200,000円)

この場合、求めた給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額によります。

〔例〕

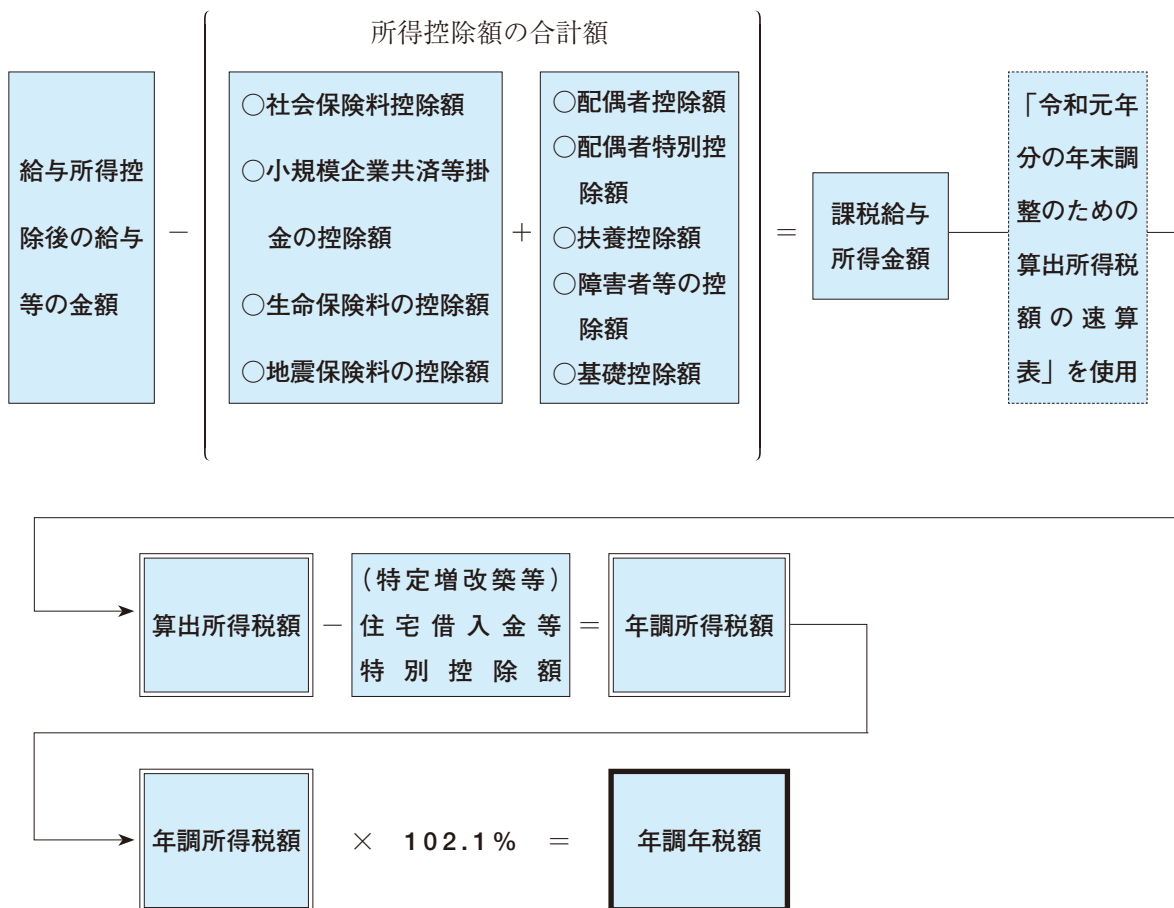
- ◎ 給与の総額 7,654,321円
- ◎ 算 式  $7,654,321円 \times 90\% - 1,200,000円 = 5,688,888.9円$
- ◎ 給与所得控除後の給与等の金額 5,688,888円



### 3-3 年調年税額を求めるまでの具体的な計算の流れ

「給与所得控除後の給与等の金額」の計算が終わると、これに基づいて令和元年分の最終的な年税額（「年調年税額」）を求める具体的な計算に入ります。

年調年税額は、次の算式に示すような計算を経て求められます。



・年末調整のしかた  
・年税額の計算  
・過不足額の精算

- ※1 これらの計算は、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って行います。
- 2 年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。

### 3-4 扶養控除額等の合計額の計算

(1) 扶養控除、障害者控除などについては、既に扶養控除等（異動）申告書に基づき確認を終えていますので、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄の記載に従ってこれらの控除額の合計額を求め、その合計金額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑬」欄に記入します。

扶養控除等（異動）申告書に基づく控除額の合計額は、112ページの「令和元年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」を使って求めると便利です。

(注) 1 平成31年(2019年)分源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑬」欄には、配偶者控除額は含まれません。

2 配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、17ページの「2-2 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認」を参照してください。

(2) 令和元年分の扶養控除額等の金額は、次の表のとおりです。

控 除 の 種 類		控 除 額	
(1) 基 礎	控 除	380,000円	
(2) 扶 養 控 除 年齢16歳以上の人 (平成16年1月1日以前生)	一 般 の 控 除 対 象 扶 養 親 族	380,000円	
	特 定 扶 養 親 族 年齢19歳以上23歳未満の人(平成9年1月2日～平成13年1月1日生)	630,000円	
	老 人 扶 養 親 族 年齢70歳以上の人 (昭和25年1月1日以前生)	同 居 老 親 等 以 外 の 者	480,000円
		同 居 老 親 等	580,000円
(3) 障 害 者 控 除	一 般 の 障 害 者	270,000円	
	特 別 障 害 者	400,000円	
	同 居 特 別 障 害 者	750,000円	
(4) 寡 婦 控 除	一 般 の 寡 婦	270,000円	
	特 別 の 寡 婦	350,000円	
(5) 寡 夫	控 除	270,000円	
(6) 勤 労 学 生	控 除	270,000円	

(注) 配偶者控除及び配偶者特別控除は、別途、各人から提出された「令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づき確認し、これらの控除額については、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者(特別)控除額⑮」欄に記入することになっています(21ページ参照)。

### 3-5 課税給与所得金額の計算と算出所得税額の計算

#### (1) 課税給与所得金額の計算

イ 源泉徴収簿の「年末調整」欄に記載されている次の控除額を合計し、この合計額（以下「所得控除額の合計額」といいます。）を「所得控除額の合計額⑰」欄に記入します。

- (イ) 社会保険料等控除額（給与等からの控除分⑩、申告による社会保険料の控除分⑪、申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑫）
- (ロ) 生命保険料の控除額⑬
- (ハ) 地震保険料の控除額⑭
- (ニ) 配偶者（特別）控除額⑮
- (ホ) 扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯

ロ 「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄の金額から「所得控除額の合計額⑰」欄の金額を控除した残りの金額を「差引課税給与所得金額⑱」欄に記入します（記載例参照）。

この課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数を切り捨てます。

#### (2) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

イ 「差引課税給与所得金額⑱」欄の金額（課税給与所得金額）に応じ、「令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（93ページ参照）の「税額」欄に示されている算式に従って所得税額（以下「算出所得税額」といいます。）を計算します。

〔例〕

◎ 差引課税給与所得金額（「⑱」欄の金額） 2,607,000円

◎ 算式（令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

$$2,607,000円 \times 10\% - 97,500円 = 163,200円$$

ロ 上記により求めた算出所得税額を「算出所得税額⑲」欄に記入します。

#### 〔記載例〕 算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入

（源泉徴収簿）

区	分	金額	税	額
給料・手当等	①	5,265,000円	③	96,450円
賞与等	④	1,570,000	⑥	51,216
計	⑦	6,835,000	⑧	147,666
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	4,951,500	配偶者の合計所得金額 (300,000円)	
社会保険料等控除額	給与等からの控除分(②+⑤)	⑩	1,044,551	旧長期損害保険料支払額 (19,600円)
	申告による社会保険料の控除分	⑪	0	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (—円)
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	0	⑪のうち国民年金保険料等の金額 (—円)	
	生命保険料の控除額	⑬	115,000	
地震保険料の控除額	⑭	44,800		
配偶者(特別)控除額	⑮	380,000		
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	760,000		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	2,344,351		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	2,607,000 <small>(1,000円未満切捨て)</small>	⑲	163,200 <small>(2,607,000円×10% - 97,500円)</small>

（令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表）

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超 3,300,000円 〳	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円 〳 6,950,000円 〳	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円 〳 9,000,000円 〳	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円 〳 17,420,000円 〳	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円

・年末調整のしかた  
・年税額の計算  
・過不足額の精算

### 3-6 年調年税額の計算

#### (1) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける人については、既に住宅借入金等特別控除申告書の提出を受け、内容を確認していますので、この申告書に基づいて、その住宅借入金等特別控除申告書の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑭」欄に記載の控除額を源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄に記入します。

#### (2) 年調所得税額の計算

「算出所得税額⑱」欄の金額から「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額を控除し、その求めた金額を「年調所得税額㉑」欄に記入します。

この場合、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額が「算出所得税額⑱」欄の金額より多いため控除しきれないときは、「年調所得税額㉑」欄に「0」と記入し、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けない人については、算出所得税額が年調所得税額となります。

(注) (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑳」欄の金額を転記してください。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください。

#### (3) 年調年税額の計算

「年調所得税額㉑」欄の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出します。こうして求めた年調年税額を「年調年税額㉒」欄に記入します(100円未満の端数は切り捨てます。)

#### 〔記載例〕 年調年税額の計算と源泉徴収簿の記入

(住宅借入金等特別控除申告書)

等 特 別 控 除 額 の 計 算	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪ (最高 2,000万円) 円	年 間 所 得 の 見 積 額  備 考
	特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)	⑫ (下の⑬) 円	
	特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑬と⑭の少ない方)(備考の(注2)参照)	⑬ (最高 200万円) 円	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑪×1%)	⑭ (100円未満の端数切捨て) 円 140,000	

(注1) ⑬欄の⑫の記入に当たっては、⑬割合又は⑬の割合を書き、異なる場  
(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控

(源泉徴収簿)

差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 2,607,000	⑲ 163,200
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳ 140,000	
年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)	㉑ 23,200	
年調年税額(㉑×102.1%)	㉒ (100円未満切捨て) 23,600	
差引超過額又は不足額(㉒-⑲)	㉓ 17,400	

(23,200円×102.1%) (100円未満切捨て)



## 4 過不足額の精算

### (1) 精算のしかた

イ 本年分の給与所得に対する年調年税額の計算ができましたら、その年調年税額と、先に集計した本年分の毎月の徴収税額の合計額とを比べて過不足額を求め、その精算をしなければなりません。

ロ 徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときは、その差額分だけ納め過ぎていたことになり、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

これに対し、徴収税額の合計額が年調年税額よりも少ないときは、その差額だけ納め足りないことになり、その差額（不足額）はその不足となった人から徴収します。

ハ 過不足額の計算は、具体的には、源泉徴収簿の「年末調整」欄を使って次のように行います。

(イ) 「年調年税額②」欄の金額と毎月の徴収税額の合計額「⑧」欄の金額との差額を求めます。

(ロ) 「②」欄の金額の方が大きい場合は不足額（税金を納付）、「⑧」欄の金額の方が大きい場合は超過額（税金を還付）が生じたことになり、

(ハ) このような過不足額は、源泉徴収簿の「差引超過額又は不足額③」欄に「超過額」か「不足額」かを表示した上、記入します。

※ 「③」欄への「超過額」の記入については、下記の〔記載例〕のような表示ではなく、その超過額の前に「▲」を付すように表示しても差し支えありませんが、「⑥」欄において「③-④-⑤」を計算する際に、「③」をマイナスの額として計算することがないようにご注意ください。

### 〔記載例〕 源泉徴収簿（過不足額の算出）

区	分	金	額	税	額
給	料	①	5,265,000 円	③	96,450 円
賞	与	④	1,570,000	⑥	51,216
	計	⑦	6,835,000	⑧	147,666

調	差引課税給与所得金額(9-17)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て)	2,607,000	⑲	163,200	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			⑳	140,000	
	年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)			㉑	23,200	
整	年調年税額(㉑×102.1%)			㉒ (100円未満切捨て)	23,600	
	差引超過額又は不足額(㉒-⑧)			㉓	124,066	
	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額			㉔	
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額			㉕	
	差引還付する金額(㉓-㉔-㉕)			㉖	124,066	

年末調整による過不足額の精算方法には、①本年最後に支払う給与（賞与を含みます。）についての税額計算を省略し、その給与に対する徴収税額はないものとして精算する方法（設例1）と、②本年最後に支払う給与についても、通常の月分の給与としての税額計算を行った上で精算する方法（設例2）とがあります。

(設例1) 本年最後に支払う給与についての税額計算を省略して年末調整を行う場合  
(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	5,870,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	140,523円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	836,820円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者 (所得金額なし)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人

甲欄 乙欄	所 属	経理課	職 名	事務職員	住 所	氏 名	整理 番号					
					東京都港区西麻布3-3-5	鈴木 一郎	21					
	区分	支 給 月 日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差 引 徴 収 税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	月別 還付又は徴収した税額	差 引 残 高
平成 29年 分 給 与 所 得 に 対 す る 源 泉 徴 収 簿	1	1/25	362,000	51,846	310,154	2	5,490		5,490			
	2	2/25	362,000	51,846	310,154	2	5,490		5,490			
	3	3/25	362,000	51,846	310,154	2	5,490		5,490			
	4	4/25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	5	5/24	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	6	6/25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	7	7/25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	8	8/26	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	9	9/25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	10	10/25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	11	11/25	366,000	51,858	314,142	2	5,740		5,740			
	12	12/25	366,000	51,858	314,142	2			過納 29,723	▲29,723		
	計		① 4,380,000	② 622,260	3,757,740		③ 62,390					
年 末 調 整	区 分	給 料 ・ 手 当 等	① 4,380,000							① 4,380,000		
		賞 与 等	④ 1,490,000							④ 1,490,000		
		計	② 5,870,000							② 5,870,000		
		給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,154,400							⑨ 4,154,400		
		社会保 険料等 申告による社会保険料の控除分	⑩ 836,820							⑩ 836,820		
		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑪ 0							⑪ 0		
		生命保 険料の 控除額	⑫ 71,550							⑫ 71,550		
		地震保 険料の 控除額	⑬ 45,000							⑬ 45,000		
		配偶者(特別)控除額	⑭ 380,000							⑭ 380,000		
		扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑮ 760,000							⑮ 760,000		
	所得控除額の合計額	⑯ 2,093,370							⑯ 2,093,370			
	差引課税給与所得金額(⑨-⑯)	⑰ 2,061,000							⑰ 2,061,000			
	差引課税給与所得金額(⑨-⑯)及び算出所得税額	⑱ 108,600							⑱ 108,600			
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑲ 0							⑲ 0			
	年調所得税額(⑱-⑲、マイナスの場合は0)	⑳ 108,600							⑳ 108,600			
	年調年税額(㉑×102.1%)	㉒ 110,800							㉒ 110,800			
	差引(超過額)又は不足額(㉒-⑳)	㉓ 29,723							㉓ 29,723			
整 理	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔ 29,723						㉔ 29,723			
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕ 0							㉕ 0			
	差引還付する金額(㉔-㉕)	㉖ 29,723							㉖ 29,723			
	の精算	以上の本年中に還付する金額	㉗ 29,723						㉗ 29,723			
	うち翌年において還付する金額	㉘ 0						㉘ 0				
	不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉙ 0						㉙ 0			
	の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚ 0						㉚ 0			

・年末調整のしかた  
・年税額の計算  
・過不足額の精算

(設例1の説明)

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額5,870,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(84ページ以下参照)によって求めると4,154,400円になります。
- 3 社会保険料等の836,820円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分50,200円に対する控除額37,550円  $(50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円)$  と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分56,000円に対する控除額34,000円  $(56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円)$  との合計額の71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分45,000円のみであり、その合計額が50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑮」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額4,154,400円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)で、配偶者の合計所得金額が38万円以下(区分Ⅱ:②)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表(18ページ参照)の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯」欄の金額は、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ参照)の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額760,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,093,370円は、次により計算します。

社会保険料 等の控除額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	配偶者 控除額	扶養控除額等	
836,820円	+ 71,550円	+ 45,000円	+ 380,000円	+ 760,000円	= 2,093,370円
- 9 差引課税給与所得金額2,061,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額	所得控除額 の合計額	差引課税給与 所得金額
4,154,400円	- 2,093,370円	= 2,061,030円 → 2,061,000円 (1,000円未満の端数切捨て)
- 10 差引課税給与所得金額2,061,000円に対する算出所得税額を「令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(93ページ参照)によって求めると、108,600円となります。

課税給与 所得金額	税率	控除額	算出所得税額
2,061,000円	× 10%	- 97,500円	= 108,600円
- 11 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。
- 12 年調所得税額108,600円に102.1%を乗じて求めた110,800円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。
- 13 年調年税額110,800円と1月から12月までに徴収された税額の合計額140,523円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が29,723円多いため超過額29,723円が生じます。
- 14 この超過額29,723円は、過納額として本人に還付することになります。

(設例2) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合  
(配偶者に所得があり、配偶者特別控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額 (他の所得なし)	8,299,500円
2	同上の給与に対する徴収税額	339,627円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	1,252,057円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	53,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	59,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	89,000円
5	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	28,000円
6	生計を一にする配偶者 (給与所得の金額115万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族 (年初2人、4月から1人)	1人
8	特定扶養親族	1人

・年末調整のしかた  
・年税額の計算  
・過不足額の精算

甲種 乙種		所属	経理課	職名	経理課長	住所	氏名	整理番号	
東京都練馬区東大泉7-31-35							佐藤 次郎	10	
区分	月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	
1	1/25	481,500	71,403	410,097	3人	8,050		8,050	
2	2/25	481,500	71,403	410,097	3	8,050		8,050	
3	3/25	481,500	71,403	410,097	3	8,050		8,050	
4	4/25	485,000	71,790	413,210	2	11,260		11,260	
5	5/24	485,000	71,790	413,210	2	11,260		11,260	
6	6/25	485,000	71,790	413,210	2	11,260		11,260	
7	7/25	485,000	71,790	413,210	2	11,260		11,260	
8	8/26	485,000	71,790	413,210	2	11,260		11,260	
9	9/25	485,000	71,790	413,210	2	11,260		11,260	
10	10/25	485,000	76,280	408,720	2	10,770		10,770	
11	11/25	485,000	76,280	408,720	2	10,770		10,770	
12	12/25	485,000	76,280	408,720	2	10,770	▲78,627	▲67,857	
計		① 5,809,500	② 873,789	4,935,711		③ 124,020			
7	7/10	970,000	148,070	821,930	2	83,919		83,919	
12	12/10	1,520,000	230,198	1,289,802	2	131,688		131,688	
計		④ 2,490,000	⑤ 378,268	2,111,732		⑥ 215,607			
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額		同上の税額につき還付又は徴収した月区分		差引徴収税額		差引徴収税額		差引徴収税額	
扶養親族等の申告		一般の控除対象扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等	
区		分		金		額		税	
給料・手当等		①		5,809,500		③		124,020	
賞与等		④		2,490,000		⑥		215,607	
計		⑦		8,299,500		⑧		339,627	
給与所得控除後の給与等の金額		⑨		6,269,550		配偶者の合計所得金額 (1,150,000円)		旧長期損害保険料支払額 (28,000円)	
社会保険料等		⑩		1,252,057		申告による社会保険料の控除分		⑪	
申告による小規模企業共済等掛金の控除分		⑫		0		⑬のうち小規模企業共済等掛金の金額		⑭	
生命保険料の控除額		⑬		85,500		⑮のうち国民年金保険料等の金額		⑯	
地震保険料の控除額		⑭		15,000		⑰		2,852,557	
配偶者(特別)控除額		⑮		110,000		⑱		255,700	
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑯		1,390,000		⑲		3,416,000	
所得控除額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰		2,852,557		⑳		255,700	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額		⑱		3,416,000		㉑		255,700	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉒		0		㉓		255,700	
年調所得税額 (⑱-㉒、マイナスの場合は0)		㉓		255,700		㉔		261,000	
年調年税額 (㉓×102.1%)		㉔		261,000		㉕		78,627	
差引(超過額)又は不足額(㉕-⑧)		㉕		78,627		㉖		10,770	
超過額		㉖		10,770		㉗		67,857	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉗		67,857		㉘		67,857	
差引還付する金額(㉖-㉗)		㉘		67,857		㉙		67,857	
同様の本年中に還付する金額のうち翌年において還付する金額		㉙		67,857		㉚		67,857	
不足額		㉚		67,857		㉛		67,857	
本年最後の給与から徴収する金額		㉛		67,857		㉜		67,857	
翌年に繰り越して徴収する金額		㉜		67,857		㉝		67,857	



**(設例2の説明)**

- 1 この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算を省略しないで年末調整を行ったものです。
- 2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,299,500円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」(84ページ以下参照)によって求めると6,269,550円(8,299,500円×90%－1,200,000円)になります。
- 3 社会保険料等の1,252,057円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料であり、その全額が控除されます。
- 4 生命保険料の控除額85,500円は、本年中に支払った一般の生命保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

[一般の生命保険料の控除額]

旧生命保険料の金額		一般の生命保険料の控除額
53,000円	× $\frac{1}{4}$ + 25,000円	= 38,250円

[個人年金保険料の控除額]

新個人年金保険料の金額		新個人年金保険料に係る控除額
59,000円	× $\frac{1}{4}$ + 20,000円	= 34,750円

旧個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料に係る控除額
89,000円	× $\frac{1}{4}$ + 25,000円	= 47,250円

新個人年金保険料に係る控除額	+	旧個人年金保険料に係る控除額	=	82,000円	→	新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方に係る控除額
34,750円		47,250円				40,000円 (最高40,000円)

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧個人年金保険料に係る控除額の47,250円ですから、個人年金保険料の控除額は47,250円となります。

[生命保険料の控除額の合計]

一般の生命保険料の控除額	+	個人年金保険料の控除額	=	生命保険料の控除額
38,250円		47,250円		85,500円

- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となる旧長期損害保険料のみで、その合計額が28,000円ですから、旧長期損害保険料に対応した地震保険料控除額の最高限度額の15,000円となります。
- 6 「配偶者(特別)控除額⑮」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下(本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額6,269,550円が、本人の合計所得金額となります。)(区分Ⅰ:A)、配偶者の合計所得金額が115万円超85万円超123万円以下(区分Ⅱ:④)ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表(18ページ参照)の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「④(110万円超115万円以下)」が交わる欄の金額110,000円が配偶者特別控除額となります。
- 7 「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑯」欄の金額は、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(112ページ参照)の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「2人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「へ」欄により特定扶養親族の250,000円を加算した1,390,000円です。
- 8 所得控除額の合計額2,852,557円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	+	生命保険料の控除額	+	地震保険料の控除額	+	配偶者特別控除額	+	扶養控除額等	=	2,852,557円
1,252,057円		85,500円		15,000円		110,000円		1,390,000円		

9 差引課税給与所得金額3,416,000円は、次により計算します。

給与所得控除後 の給与等の金額	所得控除額 の合計額	差引課税給与 所得金額
6,269,550円	- 2,852,557円	= 3,416,993円→3,416,000円 (1,000円未満の端数切捨て)

10 差引課税給与所得金額3,416,000円に対する算出所得税額を「令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(93ページ参照)によって求めると、255,700円となります。

課税給与 所得金額	税率	控除額	算出所得税額
3,416,000円	× 20%	- 427,500円	= 255,700円

11 この設例の場合、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「10」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

12 年調所得税額255,700円に102.1%を乗じて求めた261,000円(100円未満の端数切捨て)が年調年税額となります。

13 年調年税額261,000円と1月から12月までに徴収された税額(12月支給の給与については税額計算のみ)の合計額339,627円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が78,627円多いため超過額78,627円が生じます。

14 この超過額78,627円は、本年最後に支払う給与から徴収すべき税額10,770円に充当されますが、徴収すべき税額を超える金額67,857円(78,627円-10,770円)は、過納額として本人に還付することになります。

## (2) 過納額の還付(超過額の精算)

### イ 給与の支払者から還付する場合

(イ) 過不足額を計算した結果、過納額が生じた場合には、給与の支払者は、その過納額を年末調整を行った月分(通常は12月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年7月から12月までの分。)として納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」のうちから差し引き、過納となった人に還付します。

したがって、給与の支払者は、その月分として納付すべき税額から還付した額を差し引いた残額を納付することになります。

(ロ) 年末調整を行った月分の徴収税額のみでは還付しきれないときは、その後に納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われる報酬・料金に対する源泉徴収税額」から差し引き順次還付します。

(ハ) 超過額を徴収税額へ充当した場合や過納額を還付した場合には、その内容を源泉徴収簿の該当欄(24~28)に記入します。

### 【注意事項】

1 年末調整をする本年最後の給与について、通常の月と同じように税額計算を行った上で年末調整をした結果、超過額が生じた場合には、その給与から徴収すべき税額(その月分の税額)は、まだ納付されていませんので、その超過額からその徴収すべき税額を控除した残額を還付します。

なお、超過額よりもその徴収すべき税額の方が多きときは、その徴収すべき税額から超過額を差し引いた残額を徴収することになります。

2 年末調整をした給与のうちに未払の給与が含まれている場合には、その計算上生じた超過額のうちには、その未払の給与についての未徴収の税額が含まれていますので、その超過額からその未徴収の税額を控除した残額を還付します。

超過額から未払給与分の税額を控除した場合には、その控除した部分の税額は、その未払の給与を支払うときに徴収すべき税額に充当されます。

ロ 税務署から還付する場合（給与の支払者が還付できない場合）

(イ) 次の場合のように、給与の支払者が納付する「給与、退職手当及び弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金に対する源泉徴収税額」がないか、あってもごくわずかであるため、給与の支払者のところでは過納額の還付をすることができない場合には、税務署から給与の支払者に一括して還付するか、あるいは過納となった各人に直接還付することになります。

- ① 解散、廃業などにより給与の支払者でなくなったため、過納額の還付ができなくなった場合
- ② 徴収して納付する税額が全くなかったため、過納額の還付ができなくなった場合
- ③ 納付する源泉徴収税額に比べて過納額が多額であるため、還付することとなった日の翌月から2か月を経過しても還付しきれないと見込まれる場合

(ロ) (イ)の①から③までのいずれかに該当する場合には、給与の支払者は、各人の過納額や還付を受けようとする金額の明細を記載した「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書」を作成し、各人の「源泉徴収簿」の写しと過納額の請求及び受領に関する委任状とをこれに添付して、給与の支払者の所轄税務署に提出してください。

なお、過納額を令和2年に繰り越して還付しているときは、令和2年分の源泉徴収簿の写しも併せて提出してください。

また、退職した人などで、前記の委任状の提出ができない人の分については、税務署から過納となった人に直接還付することになりますので、「源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書 兼 残存過納額明細書」は用紙を別にして作成してください。

**[参 考]**

◎ **過納額が生じる場合**

過納額は、次のような場合に生じます。

- ① 年の中途で控除対象扶養親族が増えたり、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
- ② 年の中途で本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなった場合
- ③ 年間の賞与が比較的少なかった場合
- ④ 年の中途で就職した人など1年を通じて勤務していない人について年末調整を行った場合
- ⑤ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額があった場合
- ⑥ 配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額があった場合(毎月の給与に係る源泉徴収税額の算出の際に、源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けた場合を除きます。)

**(3) 不足額の徴収**

イ 不足額は、年末調整をする月分の給与から徴収し、なお不足額が残るときは、その後に支払う給与から順次徴収します。

ロ 年末調整をする月分の給与から不足額を徴収すると、その月の税引手取給与（賞与がある場合には、その税引手取額を含みます。）が、本年1月から年末調整を行った月の前月までの税引手取給与の平均月額の70%未満となるような人については、「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」を作成して給与の支払者の所轄税務署に提出し、その承認を受けて、不足額を翌年1月と2月に繰り延べて徴収することができます。

(注) この場合の不足額は、年末調整をする月分の給与（賞与）に対する税額計算を省略しないで通常どおり徴収税額を計算し、その上で年末調整をしてもなお不足となる税額ですから、その月の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。

したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、年末調整をする月分の給与（賞与）についても通常の税額計算をした上で年末調整を行わなければなりません。

(設例3) 最後に、これまでの説明の中で掲げた山川太郎さんの例を取りまとめてみると、次のようになります。

1	年間給与総額 (他の所得なし)	6,835,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	147,666円
3	控除した社会保険料等 (給与控除分)	1,044,551円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	24,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	36,000円
	支払った介護医療保険料	48,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	72,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	30,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	19,600円
	(注) 支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者 (給与所得の金額30万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人
8	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額	140,000円

・年末調整のしかた  
・年税額の計算  
・過不足額の精算

甲種 乙種	所 属	経理課		事務職員		住 所	(郵便番号 176-0006)		氏 名	(フリガナ)		整 理 号
		支 給 月 日	給 金 額	職 名	職 名		東 京 都 練 馬 区 栄 町 23-7	山 川 太 郎		山 川 太 郎	8	
平成31年 分 給 与 所 得 に 対 す る 源 泉 徴 収 簿	1	1/21	435,000	66,799	368,201	2	7,940	7,940	山川太郎	51年1月1日	8	
	2	2/20	435,000	66,799	368,201	2	7,940	7,940				
	3	3/20	435,000	66,799	368,201	2	7,940	7,940				
	4	4/19	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	5	5/20	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	6	6/20	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	7	7/19	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	8	8/20	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	9	9/20	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	10	10/21	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	11	11/20	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
	12	12/20	440,000	67,166	372,834	2	8,070	8,070				
計			① 5,265,000	② 804,891	4,460,109		③ 96,450					
6	6/10	740,000	112,961	627,039	2	(税率 8.168%) 51,216		51,216				
12	12/25	830,000	126,699	703,301	2	(税率 %) ▲124,066	▲124,066	▲124,066				
計			④ 1,570,000	⑤ 239,660	1,330,340		⑥ 51,216	▲124,066				



(設例3の説明)

- この設例は、これまでの説明の中で適宜記載例として掲げてきたものを取りまとめたもので、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。
- 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額6,835,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（84ページ以下参照）によって求めると4,951,500円（6,835,000円×90%－1,200,000円）になります。
- 社会保険料等の1,044,551円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。
- 生命保険料の控除額115,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

$$\begin{array}{l} \text{新生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 24,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円} = \begin{array}{l} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 36,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円} = \begin{array}{l} \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 30,500\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 30,500\text{円} \end{array} = 52,500\text{円} \rightarrow \begin{array}{l} \text{新生命保険料と} \\ \text{旧生命保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新生命保険料と旧生命保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は40,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

$$\begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料の金額} \\ 48,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = \begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \\ 32,000\text{円} \end{array}$$

〔個人年金保険料の控除額〕

$$\begin{array}{l} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 72,000\text{円} \end{array} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = \begin{array}{l} \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \\ 43,000\text{円} \end{array}$$

〔生命保険料の控除額の合計〕

$$\begin{array}{l} \text{一般の生命保} \\ \text{険料の控除額} \\ 40,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \\ 32,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{個人年金保} \\ \text{険料の控除額} \\ 43,000\text{円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{生命保険料} \\ \text{の控除額} \\ 115,000\text{円} \end{array}$$

- 地震保険料の控除額44,800円は、本年中に支払った地震保険料の合計額30,000円及び旧長期損害保険料の合計額19,600円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

$$\begin{array}{l} \text{地震保険料に} \\ \text{係る控除額} \\ 30,000\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{旧長期損害保険料に係る控除額} \\ 19,600\text{円} \end{array} \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円} = 44,800\text{円}$$

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

- 「配偶者（特別）控除額⑮」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額4,951,500円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）、配偶者の合計所得金額が30万円以下38万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表（18ページ参照）の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

7 「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑩」欄の金額は、「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」（112ページ参照）の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額760,000円です。

8 所得控除額の合計額2,344,351円は、次により計算します。

$$\begin{array}{rcccccc} \text{社会保険料} & \text{生命保険料} & \text{地震保険料} & \text{配偶者} & & \\ \text{等の控除額} & \text{の控除額} & \text{の控除額} & \text{控除額} & \text{扶養控除額等} & \\ 1,044,551\text{円} & + 115,000\text{円} & + 44,800\text{円} & + 380,000\text{円} & + 760,000\text{円} & = 2,344,351\text{円} \end{array}$$

9 差引課税給与所得金額2,607,000円は、次により計算します。

$$\begin{array}{rcc} \text{給与所得控除後} & \text{所得控除額} & \text{差引課税給与} \\ \text{の給与等の金額} & \text{の合計額} & \text{所得金額} \\ 4,951,500\text{円} & - 2,344,351\text{円} & = 2,607,149\text{円} \rightarrow 2,607,000\text{円} \text{ (1,000円未満の端数切捨て)} \end{array}$$

10 差引課税給与所得金額2,607,000円に対する算出所得税額を「令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（93ページ参照）によって求めると、163,200円となります。

$$\begin{array}{rccc} \text{課税給与} & \text{税率} & \text{控除額} & \text{算出所得税額} \\ \text{所得金額} & & & \\ 2,607,000\text{円} \times 10\% & - & 97,500\text{円} & = 163,200\text{円} \end{array}$$

11 算出所得税額163,200円から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額140,000円を控除すると、年調所得税額は23,200円となります。

（注）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額（源泉徴収簿の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額⑩」欄の金額）を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。

12 年調所得税額23,200円に102.1%を乗じて求めた23,600円（100円未満の端数切捨て）が年調年税額となります。

13 年調年税額23,600円と1月から12月までに徴収された税額の合計額147,666円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が124,066円多いため超過額124,066円が生じます。

14 この超過額124,066円は、過納額として本人に還付することになります。

## 5 税額の納付と所得税徴収高計算書（納付書）の記載

- (1) 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、その内容を年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）に記載した上、徴収税額を納付します。
- (2) その精算をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）には、次のように記入します。
  - イ 過納額を充当又は還付したときは、「年末調整による超過税額」欄に、その金額を記入します。
  - ロ 不足額を徴収したときは、「年末調整による不足税額」欄に、その金額を記入します。

この場合、「年末調整による不足税額」欄及び「年末調整による超過税額」欄には、実際にその月に精算をした金額を記入することになっていますから、12月中に精算しきれないで、翌年1月又は2月に繰り越して精算するような場合には、その精算をした1月又は2月の所得税徴収高計算書（納付書）の該当欄にその金額を記入することになります。

なお、所得税徴収高計算書（納付書）は、過納額を充当又は還付したため、納付する税額がなくなった（「本税」欄が「0」）場合でも、上記の事項を記入して必ず所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。また、所得税徴収高計算書（納付書）に整理番号が印字（記載）されているか確認してください。

〔記載例1〕 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合

Example 1 shows a tax payment slip for a company in Tokyo. The slip is for the year 2011. The total tax amount is 27,582 yen. The overpayment amount is 58,590 yen. The underpayment amount is 0 yen. The slip includes fields for company name, address, and tax authority.

〔記載例2〕 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合

Example 2 shows a tax payment slip for a company in Tokyo. The slip is for the year 2011. The total tax amount is 0 yen. The overpayment amount is 134,282 yen. The underpayment amount is 172,174 yen. The slip includes fields for company name, address, and tax authority. A callout box explains that even if the total tax is 0, the slip should be submitted to the tax authority.

（注）12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円－134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

・年末調整のしかた  
・税額の納付

※ 「平成」が印字された所得税徴収高計算書（納付書）を使用して納付をする場合には、国税庁ホームページの「改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/kaigennitomonau/01.htm>)を参考に記載してください。

## 6 年末調整後に給与の追加払や扶養親族等の異動があった場合の再調整

### (1) 年末調整後に給与の追加払があった場合

年末調整が終わった後、本年中に本年分の給与を追加して支払うこととなった場合には、この追加支給額を先の年末調整の対象となった給与の総額に加えて年末調整のやり直しをすることになります。

しかし、翌年になってから給与の改定が行われ、本年にまで遡って支給されることになった場合の新旧給与の差額は、その給与の改定が行われた年分の所得となりますから、本年分の年末調整をやり直す必要はありません。

### (2) 年末調整後に扶養親族等の数が異動した場合

年末調整が終わった後、子が結婚して控除対象扶養親族の数が減少したり、受給者本人が障害者に該当することとなった場合などには、これらの異動事項の申告を受け、その異動後の控除対象扶養親族の数などを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

### (3) 年末調整後に配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の所得の見積額に差額が生じた場合

年末調整が終わった後、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の合計所得金額の見積額と確定した合計所得金額に差額が生じたことにより、配偶者控除額又は配偶者特別控除額が変動する場合には、異動後の状況により、年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

### (4) 年末調整後に保険料を支払ったような場合

イ 年末調整が終わった後、本年中に生命保険料や地震保険料などを支払った人がいる場合には、保険料控除申告書によって申告を受け、その異動後の状況により保険料控除額を再計算し、これを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

ロ また、社会保険料のうち国民年金の保険料若しくは国民年金基金の掛金、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料（1口9,000円を超えるもの）、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料について、翌年1月末日までにその証明書類を提出することを条件として年末調整を行った場合で、その証明書類がその期日までに提出されないときは、それらの保険料を除いたところで生命保険料控除の額や地震保険料控除の額などを計算して年末調整のやり直しをし、不足額を徴収することになります。

### (5) 年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合

年末調整が終わった後、給与所得者から住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合には、その申告を基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。



## Ⅳ 令和2年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませると、令和元年分についての給与の源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは、令和2年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

### 1 令和2年から変わる事項

#### 1 - 1 源泉徴収税額表の改正

下記〔参考〕1のとおり、給与所得控除及び基礎控除に関する改正が行われ、令和2年分以後の所得税から適用されることとなりました。この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

令和2年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「令和2年分 源泉徴収税額表」を使用してください。

なお、「令和2年分 源泉徴収税額表」は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載しております。

#### 1 - 2 「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」の変更

「扶養控除等（異動）申告書」の「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加され、令和2年分から様式が変更となりました。

この変更は、地方税法の改正に伴い、「給与所得者の扶養親族等申告書」に、本年中の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者に該当する旨を記載し、申告することとされたことによるものです。

#### 〔参考〕令和2年分から適用される源泉所得税に関する改正事項

次の1から4までの改正は、令和2年分以後の所得税について適用されますので、令和2年分の年末調整の際にご注意ください。

#### 1 給与所得控除及び基礎控除に関する改正

##### (1) 給与所得控除の改正

- イ 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

##### (2) 基礎控除の改正

- イ 基礎控除額が10万円引き上げられました。
- ロ 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

#### 2 所得金額調整控除の創設

その年の給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有す

るものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

### 3 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 <sup>(注1)</sup>	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注) 1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円（改正前：65万円）に引き下げられています。

### 4 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」<sup>(注1)</sup>の新設等

上記1及び2の改正に伴い、「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整において基礎控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。

(注) 1 租税特別措置法第41条の3の4第1項に規定する申告書をいいます。以下同じです。

2 税務署で配布していた配偶者控除等申告書については、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」（3様式の兼用様式）となる予定です。

### 5 住宅借入金等特別控除の改正

個人が、消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間が13年間（改正前：10年間）に改正され、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額については、例えば、一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）の場合、次の(1)又は(2)の金額のいずれか少ない金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除が適用できることとされました。

(1) 住宅借入金等の年末残高（4,000万円を限度）×1%

(2) 〔住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等〕（4,000万円を限度）×2%÷3

(注) この改正は、住宅の取得等をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。

## 2 実務上の留意事項

### 2 - 1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

なお、給与所得者本人、源泉控除対象配偶者<sup>(注1)</sup>及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載をする必要がありますが、一定の要件<sup>(注2)</sup>の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合があります。

(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下（令和元年分までは85万円以下）である人をいいます。以下同じです。

※ 1 上記〔参考〕3のとおり合計所得金額要件が10万円引き上げられていますが、上記〔参考〕1(1)イのとおり給与所得控除額が10万円引き下げられておりますので、配偶者の所得が給与所得だけの場合については、令和元年分と同様、本年中の給与の収入金額が150万円以下のときは、合計所得金額が95万円以下となります。

2 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できません。

2 平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与について、給与等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿（次の①から⑤までの申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。）を備えているときは、その提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

- ① 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ④ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑤ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

ロ 給与の支払者は、「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

(注) 1 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

2 一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

(注) 1 マイナンバー（個人番号）が記載された申告書の提出を受けた場合、給与の支払者は、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については、本人確認（番号確認+身元確認）を行う必要があります（本人確認については、下記(4)「マイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合の本人確認」を参照してください。）。

2 受理した「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、税務署長から提出を求められるまでの間、受理した給与の支払者が保存するものとされています。

#### (2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者（特別）控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「令和2年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

- ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の源泉徴収簿の「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。
- (注) 上記(1)のイのなお書き及び(注)2、ロ(注)並びにハ(注)については、「令和2年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の場合も同様です。

### (3) 住民税に関する事項

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与と所得者の扶養親族等申告書」を給与の支払者に提出しなければなりません。

上記(1)の扶養控除等(異動)申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与と所得者の扶養親族等申告書」と統合した1枚の様式となっています。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」に年齢16歳未満の扶養親族の氏名等又は単身児童扶養者に該当する旨等を記載することになります。なお、「住民税に関する事項」の「年齢16歳未満の扶養親族」欄には、扶養親族のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

(注) 住民税に関する事項につきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

#### 〔記載例〕 扶養控除等(異動)申告書の「住民税に関する事項」

##### (令和2年分 扶養控除等(異動)申告書)

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与と所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外 国外扶養親族	令和2年中の 所得の見積額	異動月日及び事由	
1 (フリガナ) 佐藤 マサル 氏名 佐藤 康	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	平 1・10・15	東京都板橋区大山東町35-1		0円		
2 年齢16歳未満(平成17年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。								
3 国内に住居を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。								
単身児童扶養者	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する場合には左記に チェックを付けてください。	児童扶養手当 証書の番号	6677889900	生計を一にする 児童の氏名	佐藤 勝	左記の2 児童の 所得の 見積額	0円	異動月日 及び事由

児童扶養手当証書の番号を記載します(桁数は市区町村により異なります。ご不明な場合はお住まいの市区町村にお尋ねください。)

【単身児童扶養者】  
令和2年中の所得の見積額が48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父又は母のうち、婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。)をしていない者又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)の生死の明らかでない者に該当する場合にはチェックを付けます。

### (4) マイナンバー(個人番号)の提供を受ける場合の本人確認

給与の支払者が、給与所得者からマイナンバー(個人番号)の提供を受ける場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認(番号確認)<sup>(注1)</sup>と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認(身元確認)<sup>(注2)</sup>を行う必要があります。

#### 本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 マイナンバーカード(番号確認と身元確認)
  - 2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など(身元確認)※
- ※ 給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類必要です。

なお、給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー(個人番号)の提供を行う給与所得者本人のみとなります(源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります<sup>(注3)</sup>)。

- (注) 1 番号確認については、上記書類等で確認するほか、一度本人確認を実施の上作成した特定個人情報ファイル(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報データベース)を参照することにより確認することも認められています。
- 2 身元確認については、マイナンバー(個人番号)の提供をする者が従業員であり、採用時等に一度本人確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。
- 3 扶養親族等の本人確認のうち、身元確認については、給与と所得者がその扶養親族等を対面で確認することにより、身元確認書類の提示を受けることは不要です。



### 《マイナンバー（社会保障・税番号制度）の詳細やお問合せ》

- ・内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料） 0120 - 95 - 0178  
平日 9時30分～20時、土日祝日 9時30分～17時30分（年末年始 12月29日～1月3日を除く）
  - ※ 紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。
  - ※ 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）
    - ・マイナンバー制度に関すること 050 - 3816 - 9405
    - ・「通知カード」、「マイナンバーカード」、「公的個人認証サービス」又は「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止」について 050 - 3818 - 1250



### 《国税に関する社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉（法人番号を含む）の最新情報》

国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>

## (5) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数

税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、扶養親族等の数に応じて源泉徴収税額の計算を行います。この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）との合計数をいいます<sup>(注1)</sup>。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうち障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします。

詳しくは、「源泉徴収税額表」を参照してください。

(注) 1 扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。

「扶養控除等申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人が提出した扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者が、その給与等の支払を受ける人を、その配偶者の提出した扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合におけるその配偶者をいいます。

夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る配偶者（特別）控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、扶養控除等申告書に親族関係書類が添付等された扶養親族等に限り、

## 2 - 2 源泉徴収簿の作成

- (1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、かつ、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として源泉徴収簿を作成し、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載していますので利用してください。

なお、この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したものです。給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

- (2) 給与の支払を受ける各人ごとに、令和2年分の源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

- ① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄
- ② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄
- ③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄
- ④ 源泉徴収税額表の適用区分（左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示）

（注）「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、平成31年（2019年）分の源泉徴収簿の「翌年において還付する金額⑳」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額㉑」欄の金額を転記します。

- (3) 上記〔参考〕2の改正に伴い、源泉徴収簿の⑩欄に「所得金額調整控除額」が新たに設けられました。また、上記〔参考〕1(2)の改正に伴い、基礎控除額については、⑱欄の「基礎控除額」に記載することとされました。

これらの欄は令和2年分の年末調整を行う際に使用しますので、ご注意ください。

## V 給与所得者の確定申告

### 1 給与所得者が確定申告を必要とする場合

給与所得者は、給与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、各月において源泉徴収された税額は精算されますので、多くの人は確定申告をする必要はありません。

しかし、給与所得者のうちには、給与所得以外の所得があったり、一定の場合には年末調整が行われなないなどの理由で、確定申告をしなければならない人がいます。

確定申告をしなければならない人は、本年中の所得から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基にして算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額との合計額よりも多い人で、次のいずれかに該当する人です。

- ① 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得及び退職所得以外の所得金額（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人

ただし、2か所以上から給与を受ける給与所得者であっても、その給与収入の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その給与収入の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、しかも、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人など、給与の支払を受ける際に源泉徴収をされないことになっている人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料などの支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

これらに該当する人は、令和2年2月17日（月）から3月16日（月）までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出することになります。

なお、還付申告は、令和2年2月14日（金）以前でも行うことができます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

### 2 退職所得がある人の場合

退職所得については、一般的に、所得税及び復興特別所得税の課税は退職金の支払の際に、支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで済まされます。

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものがある場合には、他の源泉徴収されている退職金も含めて確定申告をする必要があります。

なお、前記1の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については、申告をしなければなりません。

### 3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合

給与についての源泉徴収の段階では、雑損控除や医療費控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は確定申告によって受けることになります。

給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- ① 年途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与について源泉徴収された税額が納め過ぎとなる人
- ② 災害により住宅や家財についてその価額の50%以上の損害を受けたため、災害減免法の規定による所得税の軽減、免除を受けようとする人
- ③ 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人（②の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。）
- ④ 支払った医療費の金額が、10万円か所得金額の合計額の5%相当額のいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- ⑤ 国や特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）、認定特定非営利活動法人の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法又は租税特別措置法の規定による寄附金控除を受けようとする人
- ⑥ 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法等の規定による配当控除を受けようとする人
- ⑦ 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- ⑧ 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けようとする人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- ⑨ 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20.42%の税率で源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- ⑩ 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けようとする人
- ⑪ 認定特定非営利活動法人に対する一定の寄附金又は一定の公益社団法人等に対する寄附金が2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による所得税額の特別控除を受けようとする人
- ⑫ 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- ⑬ 一定の特定改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人や一定の認定住宅の新築等を行った人で、認定住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- ⑭ 特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例を受けようとする人
- ⑮ 健康の保持増進及び疾病の予防のために健康診断等を受け、かつ、一定の医薬品（スイッチ OTC 医薬品）に係る購入費の合計額が1万2千円を超えるため、租税特別措置法の規定による医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けようとする人

#### ◎ 給与所得者の特定支出控除の特例

給与所得者が、特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えるときは、確定申告書等を提出することにより、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができます。



$$\left( \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の} \\ \text{給与等の金額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{特定支出の額の合計額のうち給} \\ \text{与所得控除額の2分の1に相当} \\ \text{する金額を超える部分の金額} \end{array} \right) = \text{給与所得の金額}$$

この特定支出とは、①通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出、②転任に伴う転居のための支出、③職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するために受講する研修のための支出、④職務の遂行に直接必要な資格の取得費、⑤転任に伴い単身赴任をしている人の帰宅のための往復旅費、⑥職務に関連する図書を購入するための支出・勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出・給与等の支払者の得意先、仕入先などの職務上関係のある方に対する接待等のための支出（支出の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

なお、この特定支出控除の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に特定支出に関する明細書、給与の支払者の証明書、特定支出の金額等を証する書類の添付等が必要です。

詳しくは、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページに掲載しています。）をご覧ください。

なお、源泉徴収税額の還付を受けるために、確定申告をする給与所得者に対して注意事項を周知するための文例を104ページに掲載していますので、社内LAN、掲示板等への掲載や従業員へ交付するなど是非ご活用ください。

## Ⅵ 電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行うことが便利です。

### 1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が161万9,000円以上660万円未満のものについては、1,000円、2,000円又は4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

#### (1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	階 差	同一階差の 最小値	年 調 給 与 額 の 求 め 方
1,618,999円まで			給与の総額をそのまま年調給与額とします。
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,000円	1,619,000円	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。
1,620,000円から 1,623,999円まで	2,000円	1,620,000円	① $\frac{(\text{給与の総額}) - (\text{同一階差の最小値})}{\text{階 差}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。)
1,624,000円から 6,599,999円まで	4,000円	1,624,000円	② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から			給与の総額をそのまま年調給与額とします。

#### 〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

①  $\frac{5,310,000\text{円} - 1,624,000\text{円}}{4,000\text{円}} = 921 \cdots \text{余り} 2,000\text{円}$

②  $5,310,000\text{円} - 2,000\text{円} = 5,308,000\text{円} \cdots \text{年調給与額}$

#### (2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の 計 算 式
1円から 650,999円まで	0円
651,000 〳 1,618,999 〳	A - 650,000円
1,619,000 〳 1,619,999 〳	A × 60% - 2,400円
1,620,000 〳 1,621,999 〳	A × 60% - 2,000円
1,622,000 〳 1,623,999 〳	A × 60% - 1,200円
1,624,000 〳 1,627,999 〳	A × 60% - 400円
1,628,000 〳 1,799,999 〳	A × 60%
1,800,000 〳 3,599,999 〳	A × 70% - 180,000円
3,600,000 〳 6,599,999 〳	A × 80% - 540,000円
6,600,000 〳 9,999,999 〳	A × 90% - 1,200,000円
10,000,000 〳 20,000,000 〳	A - 2,200,000円

(注) 1 Aは年調給与額を表します。

2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。

3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成してあります。

## 2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

### (1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	扶養控除額及び基礎控除額の計算	扶養控除額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
		基礎控除額	380,000円
2	配偶者（特別）控除額の計算	配偶者控除額（注）	一般の控除対象配偶者は最高380,000円 老人控除対象配偶者は最高480,000円
		配偶者特別控除額（注）	最高380,000円
3	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の控除額の計算		270,000円×（一般の障害者の数と一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人が特別の寡婦の場合に限ります。）
4	保険料控除額の計算	社会保険料控除額	支払った保険料の全額
		小規模企業共済等掛金の控除額	支払った掛金の全額
		生命保険料の控除額	最高120,000円（具体的な計算については、27・28ページ参照）
		地震保険料の控除額	最高50,000円（具体的な計算については、31ページ参照）

（注） 配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者控除等申告書を参照してください。

### (2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

## 3 算出所得税額と年調年税額の計算

### (1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率 (A)} - \text{控除額 (B)} = \text{算出所得税額}$$

課税給与所得金額		税率 (A)	控除額 (B)
	1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10 %	97,500円
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	20 %	427,500円
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23 %	636,000円
9,000,000円 〃	17,420,000円 〃	33 %	1,536,000円

（注） 課税給与所得金額が17,420,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

### (2) 年調所得税額の計算

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けられる人については、上記(1)で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の方が多く場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

### (3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。

令和元年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

(一)

(～2,171,999円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 651,000	円未満	円 0	円 1,772,000	円 1,776,000	円 1,063,200	円 1,972,000	円 1,976,000	円 1,200,400
			1,776,000	1,780,000	1,065,600	1,976,000	1,980,000	1,203,200
			1,780,000	1,784,000	1,068,000	1,980,000	1,984,000	1,206,000
			1,784,000	1,788,000	1,070,400	1,984,000	1,988,000	1,208,800
			1,788,000	1,792,000	1,072,800	1,988,000	1,992,000	1,211,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,075,200	1,992,000	1,996,000	1,214,400
			1,796,000	1,800,000	1,077,600	1,996,000	2,000,000	1,217,200
			1,800,000	1,804,000	1,080,000	2,000,000	2,004,000	1,220,000
			1,804,000	1,808,000	1,082,800	2,004,000	2,008,000	1,222,800
			1,808,000	1,812,000	1,085,600	2,008,000	2,012,000	1,225,600
1,619,000	1,620,000	969,000	1,812,000	1,816,000	1,088,400	2,012,000	2,016,000	1,228,400
1,620,000	1,622,000	970,000	1,816,000	1,820,000	1,091,200	2,016,000	2,020,000	1,231,200
1,622,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,094,000	2,020,000	2,024,000	1,234,000
1,624,000	1,628,000	974,000	1,824,000	1,828,000	1,096,800	2,024,000	2,028,000	1,236,800
1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,099,600	2,028,000	2,032,000	1,239,600
1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,102,400	2,032,000	2,036,000	1,242,400
1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,105,200	2,036,000	2,040,000	1,245,200
1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,108,000	2,040,000	2,044,000	1,248,000
1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,110,800	2,044,000	2,048,000	1,250,800
1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,113,600	2,048,000	2,052,000	1,253,600
1,652,000	1,656,000	991,200	1,852,000	1,856,000	1,116,400	2,052,000	2,056,000	1,256,400
1,656,000	1,660,000	993,600	1,856,000	1,860,000	1,119,200	2,056,000	2,060,000	1,259,200
1,660,000	1,664,000	996,000	1,860,000	1,864,000	1,122,000	2,060,000	2,064,000	1,262,000
1,664,000	1,668,000	998,400	1,864,000	1,868,000	1,124,800	2,064,000	2,068,000	1,264,800
1,668,000	1,672,000	1,000,800	1,868,000	1,872,000	1,127,600	2,068,000	2,072,000	1,267,600
1,672,000	1,676,000	1,003,200	1,872,000	1,876,000	1,130,400	2,072,000	2,076,000	1,270,400
1,676,000	1,680,000	1,005,600	1,876,000	1,880,000	1,133,200	2,076,000	2,080,000	1,273,200
1,680,000	1,684,000	1,008,000	1,880,000	1,884,000	1,136,000	2,080,000	2,084,000	1,276,000
1,684,000	1,688,000	1,010,400	1,884,000	1,888,000	1,138,800	2,084,000	2,088,000	1,278,800
1,688,000	1,692,000	1,012,800	1,888,000	1,892,000	1,141,600	2,088,000	2,092,000	1,281,600
1,692,000	1,696,000	1,015,200	1,892,000	1,896,000	1,144,400	2,092,000	2,096,000	1,284,400
1,696,000	1,700,000	1,017,600	1,896,000	1,900,000	1,147,200	2,096,000	2,100,000	1,287,200
1,700,000	1,704,000	1,020,000	1,900,000	1,904,000	1,150,000	2,100,000	2,104,000	1,290,000
1,704,000	1,708,000	1,022,400	1,904,000	1,908,000	1,152,800	2,104,000	2,108,000	1,292,800
1,708,000	1,712,000	1,024,800	1,908,000	1,912,000	1,155,600	2,108,000	2,112,000	1,295,600
1,712,000	1,716,000	1,027,200	1,912,000	1,916,000	1,158,400	2,112,000	2,116,000	1,298,400
1,716,000	1,720,000	1,029,600	1,916,000	1,920,000	1,161,200	2,116,000	2,120,000	1,301,200
1,720,000	1,724,000	1,032,000	1,920,000	1,924,000	1,164,000	2,120,000	2,124,000	1,304,000
1,724,000	1,728,000	1,034,400	1,924,000	1,928,000	1,166,800	2,124,000	2,128,000	1,306,800
1,728,000	1,732,000	1,036,800	1,928,000	1,932,000	1,169,600	2,128,000	2,132,000	1,309,600
1,732,000	1,736,000	1,039,200	1,932,000	1,936,000	1,172,400	2,132,000	2,136,000	1,312,400
1,736,000	1,740,000	1,041,600	1,936,000	1,940,000	1,175,200	2,136,000	2,140,000	1,315,200
1,740,000	1,744,000	1,044,000	1,940,000	1,944,000	1,178,000	2,140,000	2,144,000	1,318,000
1,744,000	1,748,000	1,046,400	1,944,000	1,948,000	1,180,800	2,144,000	2,148,000	1,320,800
1,748,000	1,752,000	1,048,800	1,948,000	1,952,000	1,183,600	2,148,000	2,152,000	1,323,600
1,752,000	1,756,000	1,051,200	1,952,000	1,956,000	1,186,400	2,152,000	2,156,000	1,326,400
1,756,000	1,760,000	1,053,600	1,956,000	1,960,000	1,189,200	2,156,000	2,160,000	1,329,200
1,760,000	1,764,000	1,056,000	1,960,000	1,964,000	1,192,000	2,160,000	2,164,000	1,332,000
1,764,000	1,768,000	1,058,400	1,964,000	1,968,000	1,194,800	2,164,000	2,168,000	1,334,800
1,768,000	1,772,000	1,060,800	1,968,000	1,972,000	1,197,600	2,168,000	2,172,000	1,337,600

給与所得控除後の  
給与等の金額の表



(二)

(2,172,000円～2,771,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,340,400	2,372,000	2,376,000	1,480,400	2,572,000	2,576,000	1,620,400
2,176,000	2,180,000	1,343,200	2,376,000	2,380,000	1,483,200	2,576,000	2,580,000	1,623,200
2,180,000	2,184,000	1,346,000	2,380,000	2,384,000	1,486,000	2,580,000	2,584,000	1,626,000
2,184,000	2,188,000	1,348,800	2,384,000	2,388,000	1,488,800	2,584,000	2,588,000	1,628,800
2,188,000	2,192,000	1,351,600	2,388,000	2,392,000	1,491,600	2,588,000	2,592,000	1,631,600
2,192,000	2,196,000	1,354,400	2,392,000	2,396,000	1,494,400	2,592,000	2,596,000	1,634,400
2,196,000	2,200,000	1,357,200	2,396,000	2,400,000	1,497,200	2,596,000	2,600,000	1,637,200
2,200,000	2,204,000	1,360,000	2,400,000	2,404,000	1,500,000	2,600,000	2,604,000	1,640,000
2,204,000	2,208,000	1,362,800	2,404,000	2,408,000	1,502,800	2,604,000	2,608,000	1,642,800
2,208,000	2,212,000	1,365,600	2,408,000	2,412,000	1,505,600	2,608,000	2,612,000	1,645,600
2,212,000	2,216,000	1,368,400	2,412,000	2,416,000	1,508,400	2,612,000	2,616,000	1,648,400
2,216,000	2,220,000	1,371,200	2,416,000	2,420,000	1,511,200	2,616,000	2,620,000	1,651,200
2,220,000	2,224,000	1,374,000	2,420,000	2,424,000	1,514,000	2,620,000	2,624,000	1,654,000
2,224,000	2,228,000	1,376,800	2,424,000	2,428,000	1,516,800	2,624,000	2,628,000	1,656,800
2,228,000	2,232,000	1,379,600	2,428,000	2,432,000	1,519,600	2,628,000	2,632,000	1,659,600
2,232,000	2,236,000	1,382,400	2,432,000	2,436,000	1,522,400	2,632,000	2,636,000	1,662,400
2,236,000	2,240,000	1,385,200	2,436,000	2,440,000	1,525,200	2,636,000	2,640,000	1,665,200
2,240,000	2,244,000	1,388,000	2,440,000	2,444,000	1,528,000	2,640,000	2,644,000	1,668,000
2,244,000	2,248,000	1,390,800	2,444,000	2,448,000	1,530,800	2,644,000	2,648,000	1,670,800
2,248,000	2,252,000	1,393,600	2,448,000	2,452,000	1,533,600	2,648,000	2,652,000	1,673,600
2,252,000	2,256,000	1,396,400	2,452,000	2,456,000	1,536,400	2,652,000	2,656,000	1,676,400
2,256,000	2,260,000	1,399,200	2,456,000	2,460,000	1,539,200	2,656,000	2,660,000	1,679,200
2,260,000	2,264,000	1,402,000	2,460,000	2,464,000	1,542,000	2,660,000	2,664,000	1,682,000
2,264,000	2,268,000	1,404,800	2,464,000	2,468,000	1,544,800	2,664,000	2,668,000	1,684,800
2,268,000	2,272,000	1,407,600	2,468,000	2,472,000	1,547,600	2,668,000	2,672,000	1,687,600
2,272,000	2,276,000	1,410,400	2,472,000	2,476,000	1,550,400	2,672,000	2,676,000	1,690,400
2,276,000	2,280,000	1,413,200	2,476,000	2,480,000	1,553,200	2,676,000	2,680,000	1,693,200
2,280,000	2,284,000	1,416,000	2,480,000	2,484,000	1,556,000	2,680,000	2,684,000	1,696,000
2,284,000	2,288,000	1,418,800	2,484,000	2,488,000	1,558,800	2,684,000	2,688,000	1,698,800
2,288,000	2,292,000	1,421,600	2,488,000	2,492,000	1,561,600	2,688,000	2,692,000	1,701,600
2,292,000	2,296,000	1,424,400	2,492,000	2,496,000	1,564,400	2,692,000	2,696,000	1,704,400
2,296,000	2,300,000	1,427,200	2,496,000	2,500,000	1,567,200	2,696,000	2,700,000	1,707,200
2,300,000	2,304,000	1,430,000	2,500,000	2,504,000	1,570,000	2,700,000	2,704,000	1,710,000
2,304,000	2,308,000	1,432,800	2,504,000	2,508,000	1,572,800	2,704,000	2,708,000	1,712,800
2,308,000	2,312,000	1,435,600	2,508,000	2,512,000	1,575,600	2,708,000	2,712,000	1,715,600
2,312,000	2,316,000	1,438,400	2,512,000	2,516,000	1,578,400	2,712,000	2,716,000	1,718,400
2,316,000	2,320,000	1,441,200	2,516,000	2,520,000	1,581,200	2,716,000	2,720,000	1,721,200
2,320,000	2,324,000	1,444,000	2,520,000	2,524,000	1,584,000	2,720,000	2,724,000	1,724,000
2,324,000	2,328,000	1,446,800	2,524,000	2,528,000	1,586,800	2,724,000	2,728,000	1,726,800
2,328,000	2,332,000	1,449,600	2,528,000	2,532,000	1,589,600	2,728,000	2,732,000	1,729,600
2,332,000	2,336,000	1,452,400	2,532,000	2,536,000	1,592,400	2,732,000	2,736,000	1,732,400
2,336,000	2,340,000	1,455,200	2,536,000	2,540,000	1,595,200	2,736,000	2,740,000	1,735,200
2,340,000	2,344,000	1,458,000	2,540,000	2,544,000	1,598,000	2,740,000	2,744,000	1,738,000
2,344,000	2,348,000	1,460,800	2,544,000	2,548,000	1,600,800	2,744,000	2,748,000	1,740,800
2,348,000	2,352,000	1,463,600	2,548,000	2,552,000	1,603,600	2,748,000	2,752,000	1,743,600
2,352,000	2,356,000	1,466,400	2,552,000	2,556,000	1,606,400	2,752,000	2,756,000	1,746,400
2,356,000	2,360,000	1,469,200	2,556,000	2,560,000	1,609,200	2,756,000	2,760,000	1,749,200
2,360,000	2,364,000	1,472,000	2,560,000	2,564,000	1,612,000	2,760,000	2,764,000	1,752,000
2,364,000	2,368,000	1,474,800	2,564,000	2,568,000	1,614,800	2,764,000	2,768,000	1,754,800
2,368,000	2,372,000	1,477,600	2,568,000	2,572,000	1,617,600	2,768,000	2,772,000	1,757,600

給与所得控除後の  
金額の表

(三)

(2,772,000円～3,371,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額							
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,772,000	2,776,000	1,760,400	2,972,000	2,976,000	1,900,400	3,172,000	3,176,000	2,040,400							
2,776,000	2,780,000	1,763,200	2,976,000	2,980,000	1,903,200	3,176,000	3,180,000	2,043,200							
2,780,000	2,784,000	1,766,000	2,980,000	2,984,000	1,906,000	3,180,000	3,184,000	2,046,000							
2,784,000	2,788,000	1,768,800	2,984,000	2,988,000	1,908,800	3,184,000	3,188,000	2,048,800							
2,788,000	2,792,000	1,771,600	2,988,000	2,992,000	1,911,600	3,188,000	3,192,000	2,051,600							
2,792,000	2,796,000	1,774,400	2,992,000	2,996,000	1,914,400	3,192,000	3,196,000	2,054,400							
2,796,000	2,800,000	1,777,200	2,996,000	3,000,000	1,917,200	3,196,000	3,200,000	2,057,200							
2,800,000	2,804,000	1,780,000	3,000,000	3,004,000	1,920,000	3,200,000	3,204,000	2,060,000							
2,804,000	2,808,000	1,782,800	3,004,000	3,008,000	1,922,800	3,204,000	3,208,000	2,062,800							
2,808,000	2,812,000	1,785,600	3,008,000	3,012,000	1,925,600	3,208,000	3,212,000	2,065,600							
2,812,000	2,816,000	1,788,400	3,012,000	3,016,000	1,928,400	3,212,000	3,216,000	2,068,400							
2,816,000	2,820,000	1,791,200	3,016,000	3,020,000	1,931,200	3,216,000	3,220,000	2,071,200							
2,820,000	2,824,000	1,794,000	3,020,000	3,024,000	1,934,000	3,220,000	3,224,000	2,074,000							
2,824,000	2,828,000	1,796,800	3,024,000	3,028,000	1,936,800	3,224,000	3,228,000	2,076,800							
2,828,000	2,832,000	1,799,600	3,028,000	3,032,000	1,939,600	3,228,000	3,232,000	2,079,600							
2,832,000	2,836,000	1,802,400	3,032,000	3,036,000	1,942,400	3,232,000	3,236,000	2,082,400							
2,836,000	2,840,000	1,805,200	3,036,000	3,040,000	1,945,200	3,236,000	3,240,000	2,085,200							
2,840,000	2,844,000	1,808,000	3,040,000	3,044,000	1,948,000	3,240,000	3,244,000	2,088,000							
2,844,000	2,848,000	1,810,800	3,044,000	3,048,000	1,950,800	3,244,000	3,248,000	2,090,800							
2,848,000	2,852,000	1,813,600	3,048,000	3,052,000	1,953,600	3,248,000	3,252,000	2,093,600							
2,852,000	2,856,000	1,816,400	3,052,000	3,056,000	1,956,400	3,252,000	3,256,000	2,096,400							
2,856,000	2,860,000	1,819,200	3,056,000	3,060,000	1,959,200	3,256,000	3,260,000	2,099,200							
2,860,000	2,864,000	1,822,000	3,060,000	3,064,000	1,962,000	3,260,000	3,264,000	2,102,000							
2,864,000	2,868,000	1,824,800	3,064,000	3,068,000	1,964,800	3,264,000	3,268,000	2,104,800							
2,868,000	2,872,000	1,827,600	3,068,000	3,072,000	1,967,600	3,268,000	3,272,000	2,107,600							
2,872,000	2,876,000	1,830,400	3,072,000	3,076,000	1,970,400	3,272,000	3,276,000	2,110,400							
2,876,000	2,880,000	1,833,200	3,076,000	3,080,000	1,973,200	3,276,000	3,280,000	2,113,200							
2,880,000	2,884,000	1,836,000	3,080,000	3,084,000	1,976,000	3,280,000	3,284,000	2,116,000							
2,884,000	2,888,000	1,838,800	3,084,000	3,088,000	1,978,800	3,284,000	3,288,000	2,118,800							
2,888,000	2,892,000	1,841,600	3,088,000	3,092,000	1,981,600	3,288,000	3,292,000	2,121,600							
2,892,000	2,896,000	1,844,400	3,092,000	3,096,000	1,984,400	3,292,000	3,296,000	2,124,400							
2,896,000	2,900,000	1,847,200	3,096,000	3,100,000	1,987,200	3,296,000	3,300,000	2,127,200							
2,900,000	2,904,000	1,850,000	3,100,000	3,104,000	1,990,000	3,300,000	3,304,000	2,130,000							
2,904,000	2,908,000	1,852,800	3,104,000	3,108,000	1,992,800	3,304,000	3,308,000	2,132,800							
2,908,000	2,912,000	1,855,600	3,108,000	3,112,000	1,995,600	3,308,000	3,312,000	2,135,600							
2,912,000	2,916,000	1,858,400	3,112,000	3,116,000	1,998,400	3,312,000	3,316,000	2,138,400							
2,916,000	2,920,000	1,861,200	3,116,000	3,120,000	2,001,200	3,316,000	3,320,000	2,141,200							
2,920,000	2,924,000	1,864,000	3,120,000	3,124,000	2,004,000	3,320,000	3,324,000	2,144,000							
2,924,000	2,928,000	1,866,800	3,124,000	3,128,000	2,006,800	3,324,000	3,328,000	2,146,800							
2,928,000	2,932,000	1,869,600	3,128,000	3,132,000	2,009,600	3,328,000	3,332,000	2,149,600							
2,932,000	2,936,000	1,872,400	3,132,000	3,136,000	2,012,400	3,332,000	3,336,000	2,152,400							
2,936,000	2,940,000	1,875,200	3,136,000	3,140,000	2,015,200	3,336,000	3,340,000	2,155,200							
2,940,000	2,944,000	1,878,000	3,140,000	3,144,000	2,018,000	3,340,000	3,344,000	2,158,000							
2,944,000	2,948,000	1,880,800	3,144,000	3,148,000	2,020,800	3,344,000	3,348,000	2,160,800							
2,948,000	2,952,000	1,883,600	3,148,000	3,152,000	2,023,600	3,348,000	3,352,000	2,163,600							
2,952,000	2,956,000	1,886,400	3,152,000	3,156,000	2,026,400	3,352,000	3,356,000	2,166,400							
2,956,000	2,960,000	1,889,200	3,156,000	3,160,000	2,029,200	3,356,000	3,360,000	2,169,200							
2,960,000	2,964,000	1,892,000	3,160,000	3,164,000	2,032,000	3,360,000	3,364,000	2,172,000							
2,964,000	2,968,000	1,894,800	3,164,000	3,168,000	2,034,800	3,364,000	3,368,000	2,174,800							
2,968,000	2,972,000	1,897,600	3,168,000	3,172,000	2,037,600	3,368,000	3,372,000	2,177,600							

給与所得控除後の  
給与等の金額の表



(四)

(3,372,000円～3,971,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,180,400	3,572,000	3,576,000	2,320,400	3,772,000	3,776,000	2,477,600
3,376,000	3,380,000	2,183,200	3,576,000	3,580,000	2,323,200	3,776,000	3,780,000	2,480,800
3,380,000	3,384,000	2,186,000	3,580,000	3,584,000	2,326,000	3,780,000	3,784,000	2,484,000
3,384,000	3,388,000	2,188,800	3,584,000	3,588,000	2,328,800	3,784,000	3,788,000	2,487,200
3,388,000	3,392,000	2,191,600	3,588,000	3,592,000	2,331,600	3,788,000	3,792,000	2,490,400
3,392,000	3,396,000	2,194,400	3,592,000	3,596,000	2,334,400	3,792,000	3,796,000	2,493,600
3,396,000	3,400,000	2,197,200	3,596,000	3,600,000	2,337,200	3,796,000	3,800,000	2,496,800
3,400,000	3,404,000	2,200,000	3,600,000	3,604,000	2,340,000	3,800,000	3,804,000	2,500,000
3,404,000	3,408,000	2,202,800	3,604,000	3,608,000	2,343,200	3,804,000	3,808,000	2,503,200
3,408,000	3,412,000	2,205,600	3,608,000	3,612,000	2,346,400	3,808,000	3,812,000	2,506,400
3,412,000	3,416,000	2,208,400	3,612,000	3,616,000	2,349,600	3,812,000	3,816,000	2,509,600
3,416,000	3,420,000	2,211,200	3,616,000	3,620,000	2,352,800	3,816,000	3,820,000	2,512,800
3,420,000	3,424,000	2,214,000	3,620,000	3,624,000	2,356,000	3,820,000	3,824,000	2,516,000
3,424,000	3,428,000	2,216,800	3,624,000	3,628,000	2,359,200	3,824,000	3,828,000	2,519,200
3,428,000	3,432,000	2,219,600	3,628,000	3,632,000	2,362,400	3,828,000	3,832,000	2,522,400
3,432,000	3,436,000	2,222,400	3,632,000	3,636,000	2,365,600	3,832,000	3,836,000	2,525,600
3,436,000	3,440,000	2,225,200	3,636,000	3,640,000	2,368,800	3,836,000	3,840,000	2,528,800
3,440,000	3,444,000	2,228,000	3,640,000	3,644,000	2,372,000	3,840,000	3,844,000	2,532,000
3,444,000	3,448,000	2,230,800	3,644,000	3,648,000	2,375,200	3,844,000	3,848,000	2,535,200
3,448,000	3,452,000	2,233,600	3,648,000	3,652,000	2,378,400	3,848,000	3,852,000	2,538,400
3,452,000	3,456,000	2,236,400	3,652,000	3,656,000	2,381,600	3,852,000	3,856,000	2,541,600
3,456,000	3,460,000	2,239,200	3,656,000	3,660,000	2,384,800	3,856,000	3,860,000	2,544,800
3,460,000	3,464,000	2,242,000	3,660,000	3,664,000	2,388,000	3,860,000	3,864,000	2,548,000
3,464,000	3,468,000	2,244,800	3,664,000	3,668,000	2,391,200	3,864,000	3,868,000	2,551,200
3,468,000	3,472,000	2,247,600	3,668,000	3,672,000	2,394,400	3,868,000	3,872,000	2,554,400
3,472,000	3,476,000	2,250,400	3,672,000	3,676,000	2,397,600	3,872,000	3,876,000	2,557,600
3,476,000	3,480,000	2,253,200	3,676,000	3,680,000	2,400,800	3,876,000	3,880,000	2,560,800
3,480,000	3,484,000	2,256,000	3,680,000	3,684,000	2,404,000	3,880,000	3,884,000	2,564,000
3,484,000	3,488,000	2,258,800	3,684,000	3,688,000	2,407,200	3,884,000	3,888,000	2,567,200
3,488,000	3,492,000	2,261,600	3,688,000	3,692,000	2,410,400	3,888,000	3,892,000	2,570,400
3,492,000	3,496,000	2,264,400	3,692,000	3,696,000	2,413,600	3,892,000	3,896,000	2,573,600
3,496,000	3,500,000	2,267,200	3,696,000	3,700,000	2,416,800	3,896,000	3,900,000	2,576,800
3,500,000	3,504,000	2,270,000	3,700,000	3,704,000	2,420,000	3,900,000	3,904,000	2,580,000
3,504,000	3,508,000	2,272,800	3,704,000	3,708,000	2,423,200	3,904,000	3,908,000	2,583,200
3,508,000	3,512,000	2,275,600	3,708,000	3,712,000	2,426,400	3,908,000	3,912,000	2,586,400
3,512,000	3,516,000	2,278,400	3,712,000	3,716,000	2,429,600	3,912,000	3,916,000	2,589,600
3,516,000	3,520,000	2,281,200	3,716,000	3,720,000	2,432,800	3,916,000	3,920,000	2,592,800
3,520,000	3,524,000	2,284,000	3,720,000	3,724,000	2,436,000	3,920,000	3,924,000	2,596,000
3,524,000	3,528,000	2,286,800	3,724,000	3,728,000	2,439,200	3,924,000	3,928,000	2,599,200
3,528,000	3,532,000	2,289,600	3,728,000	3,732,000	2,442,400	3,928,000	3,932,000	2,602,400
3,532,000	3,536,000	2,292,400	3,732,000	3,736,000	2,445,600	3,932,000	3,936,000	2,605,600
3,536,000	3,540,000	2,295,200	3,736,000	3,740,000	2,448,800	3,936,000	3,940,000	2,608,800
3,540,000	3,544,000	2,298,000	3,740,000	3,744,000	2,452,000	3,940,000	3,944,000	2,612,000
3,544,000	3,548,000	2,300,800	3,744,000	3,748,000	2,455,200	3,944,000	3,948,000	2,615,200
3,548,000	3,552,000	2,303,600	3,748,000	3,752,000	2,458,400	3,948,000	3,952,000	2,618,400
3,552,000	3,556,000	2,306,400	3,752,000	3,756,000	2,461,600	3,952,000	3,956,000	2,621,600
3,556,000	3,560,000	2,309,200	3,756,000	3,760,000	2,464,800	3,956,000	3,960,000	2,624,800
3,560,000	3,564,000	2,312,000	3,760,000	3,764,000	2,468,000	3,960,000	3,964,000	2,628,000
3,564,000	3,568,000	2,314,800	3,764,000	3,768,000	2,471,200	3,964,000	3,968,000	2,631,200
3,568,000	3,572,000	2,317,600	3,768,000	3,772,000	2,474,400	3,968,000	3,972,000	2,634,400

給与所得控除後の  
金額の表

(五)

(3,972,000円～4,571,999円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,637,600	4,172,000	4,176,000	2,797,600	4,372,000	4,376,000	2,957,600
3,976,000	3,980,000	2,640,800	4,176,000	4,180,000	2,800,800	4,376,000	4,380,000	2,960,800
3,980,000	3,984,000	2,644,000	4,180,000	4,184,000	2,804,000	4,380,000	4,384,000	2,964,000
3,984,000	3,988,000	2,647,200	4,184,000	4,188,000	2,807,200	4,384,000	4,388,000	2,967,200
3,988,000	3,992,000	2,650,400	4,188,000	4,192,000	2,810,400	4,388,000	4,392,000	2,970,400
3,992,000	3,996,000	2,653,600	4,192,000	4,196,000	2,813,600	4,392,000	4,396,000	2,973,600
3,996,000	4,000,000	2,656,800	4,196,000	4,200,000	2,816,800	4,396,000	4,400,000	2,976,800
4,000,000	4,004,000	2,660,000	4,200,000	4,204,000	2,820,000	4,400,000	4,404,000	2,980,000
4,004,000	4,008,000	2,663,200	4,204,000	4,208,000	2,823,200	4,404,000	4,408,000	2,983,200
4,008,000	4,012,000	2,666,400	4,208,000	4,212,000	2,826,400	4,408,000	4,412,000	2,986,400
4,012,000	4,016,000	2,669,600	4,212,000	4,216,000	2,829,600	4,412,000	4,416,000	2,989,600
4,016,000	4,020,000	2,672,800	4,216,000	4,220,000	2,832,800	4,416,000	4,420,000	2,992,800
4,020,000	4,024,000	2,676,000	4,220,000	4,224,000	2,836,000	4,420,000	4,424,000	2,996,000
4,024,000	4,028,000	2,679,200	4,224,000	4,228,000	2,839,200	4,424,000	4,428,000	2,999,200
4,028,000	4,032,000	2,682,400	4,228,000	4,232,000	2,842,400	4,428,000	4,432,000	3,002,400
4,032,000	4,036,000	2,685,600	4,232,000	4,236,000	2,845,600	4,432,000	4,436,000	3,005,600
4,036,000	4,040,000	2,688,800	4,236,000	4,240,000	2,848,800	4,436,000	4,440,000	3,008,800
4,040,000	4,044,000	2,692,000	4,240,000	4,244,000	2,852,000	4,440,000	4,444,000	3,012,000
4,044,000	4,048,000	2,695,200	4,244,000	4,248,000	2,855,200	4,444,000	4,448,000	3,015,200
4,048,000	4,052,000	2,698,400	4,248,000	4,252,000	2,858,400	4,448,000	4,452,000	3,018,400
4,052,000	4,056,000	2,701,600	4,252,000	4,256,000	2,861,600	4,452,000	4,456,000	3,021,600
4,056,000	4,060,000	2,704,800	4,256,000	4,260,000	2,864,800	4,456,000	4,460,000	3,024,800
4,060,000	4,064,000	2,708,000	4,260,000	4,264,000	2,868,000	4,460,000	4,464,000	3,028,000
4,064,000	4,068,000	2,711,200	4,264,000	4,268,000	2,871,200	4,464,000	4,468,000	3,031,200
4,068,000	4,072,000	2,714,400	4,268,000	4,272,000	2,874,400	4,468,000	4,472,000	3,034,400
4,072,000	4,076,000	2,717,600	4,272,000	4,276,000	2,877,600	4,472,000	4,476,000	3,037,600
4,076,000	4,080,000	2,720,800	4,276,000	4,280,000	2,880,800	4,476,000	4,480,000	3,040,800
4,080,000	4,084,000	2,724,000	4,280,000	4,284,000	2,884,000	4,480,000	4,484,000	3,044,000
4,084,000	4,088,000	2,727,200	4,284,000	4,288,000	2,887,200	4,484,000	4,488,000	3,047,200
4,088,000	4,092,000	2,730,400	4,288,000	4,292,000	2,890,400	4,488,000	4,492,000	3,050,400
4,092,000	4,096,000	2,733,600	4,292,000	4,296,000	2,893,600	4,492,000	4,496,000	3,053,600
4,096,000	4,100,000	2,736,800	4,296,000	4,300,000	2,896,800	4,496,000	4,500,000	3,056,800
4,100,000	4,104,000	2,740,000	4,300,000	4,304,000	2,900,000	4,500,000	4,504,000	3,060,000
4,104,000	4,108,000	2,743,200	4,304,000	4,308,000	2,903,200	4,504,000	4,508,000	3,063,200
4,108,000	4,112,000	2,746,400	4,308,000	4,312,000	2,906,400	4,508,000	4,512,000	3,066,400
4,112,000	4,116,000	2,749,600	4,312,000	4,316,000	2,909,600	4,512,000	4,516,000	3,069,600
4,116,000	4,120,000	2,752,800	4,316,000	4,320,000	2,912,800	4,516,000	4,520,000	3,072,800
4,120,000	4,124,000	2,756,000	4,320,000	4,324,000	2,916,000	4,520,000	4,524,000	3,076,000
4,124,000	4,128,000	2,759,200	4,324,000	4,328,000	2,919,200	4,524,000	4,528,000	3,079,200
4,128,000	4,132,000	2,762,400	4,328,000	4,332,000	2,922,400	4,528,000	4,532,000	3,082,400
4,132,000	4,136,000	2,765,600	4,332,000	4,336,000	2,925,600	4,532,000	4,536,000	3,085,600
4,136,000	4,140,000	2,768,800	4,336,000	4,340,000	2,928,800	4,536,000	4,540,000	3,088,800
4,140,000	4,144,000	2,772,000	4,340,000	4,344,000	2,932,000	4,540,000	4,544,000	3,092,000
4,144,000	4,148,000	2,775,200	4,344,000	4,348,000	2,935,200	4,544,000	4,548,000	3,095,200
4,148,000	4,152,000	2,778,400	4,348,000	4,352,000	2,938,400	4,548,000	4,552,000	3,098,400
4,152,000	4,156,000	2,781,600	4,352,000	4,356,000	2,941,600	4,552,000	4,556,000	3,101,600
4,156,000	4,160,000	2,784,800	4,356,000	4,360,000	2,944,800	4,556,000	4,560,000	3,104,800
4,160,000	4,164,000	2,788,000	4,360,000	4,364,000	2,948,000	4,560,000	4,564,000	3,108,000
4,164,000	4,168,000	2,791,200	4,364,000	4,368,000	2,951,200	4,564,000	4,568,000	3,111,200
4,168,000	4,172,000	2,794,400	4,368,000	4,372,000	2,954,400	4,568,000	4,572,000	3,114,400

給与所得控除後の  
給与等の金額の表



(六)

(4,572,000円～5,171,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,117,600	4,772,000	4,776,000	3,277,600	4,972,000	4,976,000	3,437,600
4,576,000	4,580,000	3,120,800	4,776,000	4,780,000	3,280,800	4,976,000	4,980,000	3,440,800
4,580,000	4,584,000	3,124,000	4,780,000	4,784,000	3,284,000	4,980,000	4,984,000	3,444,000
4,584,000	4,588,000	3,127,200	4,784,000	4,788,000	3,287,200	4,984,000	4,988,000	3,447,200
4,588,000	4,592,000	3,130,400	4,788,000	4,792,000	3,290,400	4,988,000	4,992,000	3,450,400
4,592,000	4,596,000	3,133,600	4,792,000	4,796,000	3,293,600	4,992,000	4,996,000	3,453,600
4,596,000	4,600,000	3,136,800	4,796,000	4,800,000	3,296,800	4,996,000	5,000,000	3,456,800
4,600,000	4,604,000	3,140,000	4,800,000	4,804,000	3,300,000	5,000,000	5,004,000	3,460,000
4,604,000	4,608,000	3,143,200	4,804,000	4,808,000	3,303,200	5,004,000	5,008,000	3,463,200
4,608,000	4,612,000	3,146,400	4,808,000	4,812,000	3,306,400	5,008,000	5,012,000	3,466,400
4,612,000	4,616,000	3,149,600	4,812,000	4,816,000	3,309,600	5,012,000	5,016,000	3,469,600
4,616,000	4,620,000	3,152,800	4,816,000	4,820,000	3,312,800	5,016,000	5,020,000	3,472,800
4,620,000	4,624,000	3,156,000	4,820,000	4,824,000	3,316,000	5,020,000	5,024,000	3,476,000
4,624,000	4,628,000	3,159,200	4,824,000	4,828,000	3,319,200	5,024,000	5,028,000	3,479,200
4,628,000	4,632,000	3,162,400	4,828,000	4,832,000	3,322,400	5,028,000	5,032,000	3,482,400
4,632,000	4,636,000	3,165,600	4,832,000	4,836,000	3,325,600	5,032,000	5,036,000	3,485,600
4,636,000	4,640,000	3,168,800	4,836,000	4,840,000	3,328,800	5,036,000	5,040,000	3,488,800
4,640,000	4,644,000	3,172,000	4,840,000	4,844,000	3,332,000	5,040,000	5,044,000	3,492,000
4,644,000	4,648,000	3,175,200	4,844,000	4,848,000	3,335,200	5,044,000	5,048,000	3,495,200
4,648,000	4,652,000	3,178,400	4,848,000	4,852,000	3,338,400	5,048,000	5,052,000	3,498,400
4,652,000	4,656,000	3,181,600	4,852,000	4,856,000	3,341,600	5,052,000	5,056,000	3,501,600
4,656,000	4,660,000	3,184,800	4,856,000	4,860,000	3,344,800	5,056,000	5,060,000	3,504,800
4,660,000	4,664,000	3,188,000	4,860,000	4,864,000	3,348,000	5,060,000	5,064,000	3,508,000
4,664,000	4,668,000	3,191,200	4,864,000	4,868,000	3,351,200	5,064,000	5,068,000	3,511,200
4,668,000	4,672,000	3,194,400	4,868,000	4,872,000	3,354,400	5,068,000	5,072,000	3,514,400
4,672,000	4,676,000	3,197,600	4,872,000	4,876,000	3,357,600	5,072,000	5,076,000	3,517,600
4,676,000	4,680,000	3,200,800	4,876,000	4,880,000	3,360,800	5,076,000	5,080,000	3,520,800
4,680,000	4,684,000	3,204,000	4,880,000	4,884,000	3,364,000	5,080,000	5,084,000	3,524,000
4,684,000	4,688,000	3,207,200	4,884,000	4,888,000	3,367,200	5,084,000	5,088,000	3,527,200
4,688,000	4,692,000	3,210,400	4,888,000	4,892,000	3,370,400	5,088,000	5,092,000	3,530,400
4,692,000	4,696,000	3,213,600	4,892,000	4,896,000	3,373,600	5,092,000	5,096,000	3,533,600
4,696,000	4,700,000	3,216,800	4,896,000	4,900,000	3,376,800	5,096,000	5,100,000	3,536,800
4,700,000	4,704,000	3,220,000	4,900,000	4,904,000	3,380,000	5,100,000	5,104,000	3,540,000
4,704,000	4,708,000	3,223,200	4,904,000	4,908,000	3,383,200	5,104,000	5,108,000	3,543,200
4,708,000	4,712,000	3,226,400	4,908,000	4,912,000	3,386,400	5,108,000	5,112,000	3,546,400
4,712,000	4,716,000	3,229,600	4,912,000	4,916,000	3,389,600	5,112,000	5,116,000	3,549,600
4,716,000	4,720,000	3,232,800	4,916,000	4,920,000	3,392,800	5,116,000	5,120,000	3,552,800
4,720,000	4,724,000	3,236,000	4,920,000	4,924,000	3,396,000	5,120,000	5,124,000	3,556,000
4,724,000	4,728,000	3,239,200	4,924,000	4,928,000	3,399,200	5,124,000	5,128,000	3,559,200
4,728,000	4,732,000	3,242,400	4,928,000	4,932,000	3,402,400	5,128,000	5,132,000	3,562,400
4,732,000	4,736,000	3,245,600	4,932,000	4,936,000	3,405,600	5,132,000	5,136,000	3,565,600
4,736,000	4,740,000	3,248,800	4,936,000	4,940,000	3,408,800	5,136,000	5,140,000	3,568,800
4,740,000	4,744,000	3,252,000	4,940,000	4,944,000	3,412,000	5,140,000	5,144,000	3,572,000
4,744,000	4,748,000	3,255,200	4,944,000	4,948,000	3,415,200	5,144,000	5,148,000	3,575,200
4,748,000	4,752,000	3,258,400	4,948,000	4,952,000	3,418,400	5,148,000	5,152,000	3,578,400
4,752,000	4,756,000	3,261,600	4,952,000	4,956,000	3,421,600	5,152,000	5,156,000	3,581,600
4,756,000	4,760,000	3,264,800	4,956,000	4,960,000	3,424,800	5,156,000	5,160,000	3,584,800
4,760,000	4,764,000	3,268,000	4,960,000	4,964,000	3,428,000	5,160,000	5,164,000	3,588,000
4,764,000	4,768,000	3,271,200	4,964,000	4,968,000	3,431,200	5,164,000	5,168,000	3,591,200
4,768,000	4,772,000	3,274,400	4,968,000	4,972,000	3,434,400	5,168,000	5,172,000	3,594,400

給与所得控除後の  
金額の表

(七)

(5,172,000円～5,771,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額							
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,597,600	5,372,000	5,376,000	3,757,600	5,572,000	5,576,000	3,917,600							
5,176,000	5,180,000	3,600,800	5,376,000	5,380,000	3,760,800	5,576,000	5,580,000	3,920,800							
5,180,000	5,184,000	3,604,000	5,380,000	5,384,000	3,764,000	5,580,000	5,584,000	3,924,000							
5,184,000	5,188,000	3,607,200	5,384,000	5,388,000	3,767,200	5,584,000	5,588,000	3,927,200							
5,188,000	5,192,000	3,610,400	5,388,000	5,392,000	3,770,400	5,588,000	5,592,000	3,930,400							
5,192,000	5,196,000	3,613,600	5,392,000	5,396,000	3,773,600	5,592,000	5,596,000	3,933,600							
5,196,000	5,200,000	3,616,800	5,396,000	5,400,000	3,776,800	5,596,000	5,600,000	3,936,800							
5,200,000	5,204,000	3,620,000	5,400,000	5,404,000	3,780,000	5,600,000	5,604,000	3,940,000							
5,204,000	5,208,000	3,623,200	5,404,000	5,408,000	3,783,200	5,604,000	5,608,000	3,943,200							
5,208,000	5,212,000	3,626,400	5,408,000	5,412,000	3,786,400	5,608,000	5,612,000	3,946,400							
5,212,000	5,216,000	3,629,600	5,412,000	5,416,000	3,789,600	5,612,000	5,616,000	3,949,600							
5,216,000	5,220,000	3,632,800	5,416,000	5,420,000	3,792,800	5,616,000	5,620,000	3,952,800							
5,220,000	5,224,000	3,636,000	5,420,000	5,424,000	3,796,000	5,620,000	5,624,000	3,956,000							
5,224,000	5,228,000	3,639,200	5,424,000	5,428,000	3,799,200	5,624,000	5,628,000	3,959,200							
5,228,000	5,232,000	3,642,400	5,428,000	5,432,000	3,802,400	5,628,000	5,632,000	3,962,400							
5,232,000	5,236,000	3,645,600	5,432,000	5,436,000	3,805,600	5,632,000	5,636,000	3,965,600							
5,236,000	5,240,000	3,648,800	5,436,000	5,440,000	3,808,800	5,636,000	5,640,000	3,968,800							
5,240,000	5,244,000	3,652,000	5,440,000	5,444,000	3,812,000	5,640,000	5,644,000	3,972,000							
5,244,000	5,248,000	3,655,200	5,444,000	5,448,000	3,815,200	5,644,000	5,648,000	3,975,200							
5,248,000	5,252,000	3,658,400	5,448,000	5,452,000	3,818,400	5,648,000	5,652,000	3,978,400							
5,252,000	5,256,000	3,661,600	5,452,000	5,456,000	3,821,600	5,652,000	5,656,000	3,981,600							
5,256,000	5,260,000	3,664,800	5,456,000	5,460,000	3,824,800	5,656,000	5,660,000	3,984,800							
5,260,000	5,264,000	3,668,000	5,460,000	5,464,000	3,828,000	5,660,000	5,664,000	3,988,000							
5,264,000	5,268,000	3,671,200	5,464,000	5,468,000	3,831,200	5,664,000	5,668,000	3,991,200							
5,268,000	5,272,000	3,674,400	5,468,000	5,472,000	3,834,400	5,668,000	5,672,000	3,994,400							
5,272,000	5,276,000	3,677,600	5,472,000	5,476,000	3,837,600	5,672,000	5,676,000	3,997,600							
5,276,000	5,280,000	3,680,800	5,476,000	5,480,000	3,840,800	5,676,000	5,680,000	4,000,800							
5,280,000	5,284,000	3,684,000	5,480,000	5,484,000	3,844,000	5,680,000	5,684,000	4,004,000							
5,284,000	5,288,000	3,687,200	5,484,000	5,488,000	3,847,200	5,684,000	5,688,000	4,007,200							
5,288,000	5,292,000	3,690,400	5,488,000	5,492,000	3,850,400	5,688,000	5,692,000	4,010,400							
5,292,000	5,296,000	3,693,600	5,492,000	5,496,000	3,853,600	5,692,000	5,696,000	4,013,600							
5,296,000	5,300,000	3,696,800	5,496,000	5,500,000	3,856,800	5,696,000	5,700,000	4,016,800							
5,300,000	5,304,000	3,700,000	5,500,000	5,504,000	3,860,000	5,700,000	5,704,000	4,020,000							
5,304,000	5,308,000	3,703,200	5,504,000	5,508,000	3,863,200	5,704,000	5,708,000	4,023,200							
5,308,000	5,312,000	3,706,400	5,508,000	5,512,000	3,866,400	5,708,000	5,712,000	4,026,400							
5,312,000	5,316,000	3,709,600	5,512,000	5,516,000	3,869,600	5,712,000	5,716,000	4,029,600							
5,316,000	5,320,000	3,712,800	5,516,000	5,520,000	3,872,800	5,716,000	5,720,000	4,032,800							
5,320,000	5,324,000	3,716,000	5,520,000	5,524,000	3,876,000	5,720,000	5,724,000	4,036,000							
5,324,000	5,328,000	3,719,200	5,524,000	5,528,000	3,879,200	5,724,000	5,728,000	4,039,200							
5,328,000	5,332,000	3,722,400	5,528,000	5,532,000	3,882,400	5,728,000	5,732,000	4,042,400							
5,332,000	5,336,000	3,725,600	5,532,000	5,536,000	3,885,600	5,732,000	5,736,000	4,045,600							
5,336,000	5,340,000	3,728,800	5,536,000	5,540,000	3,888,800	5,736,000	5,740,000	4,048,800							
5,340,000	5,344,000	3,732,000	5,540,000	5,544,000	3,892,000	5,740,000	5,744,000	4,052,000							
5,344,000	5,348,000	3,735,200	5,544,000	5,548,000	3,895,200	5,744,000	5,748,000	4,055,200							
5,348,000	5,352,000	3,738,400	5,548,000	5,552,000	3,898,400	5,748,000	5,752,000	4,058,400							
5,352,000	5,356,000	3,741,600	5,552,000	5,556,000	3,901,600	5,752,000	5,756,000	4,061,600							
5,356,000	5,360,000	3,744,800	5,556,000	5,560,000	3,904,800	5,756,000	5,760,000	4,064,800							
5,360,000	5,364,000	3,748,000	5,560,000	5,564,000	3,908,000	5,760,000	5,764,000	4,068,000							
5,364,000	5,368,000	3,751,200	5,564,000	5,568,000	3,911,200	5,764,000	5,768,000	4,071,200							
5,368,000	5,372,000	3,754,400	5,568,000	5,572,000	3,914,400	5,768,000	5,772,000	4,074,400							

給与所得控除後の  
給与等の金額の表

(八)

(5,772,000円～6,371,999円)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,077,600	5,972,000	5,976,000	4,237,600	6,172,000	6,176,000	4,397,600
5,776,000	5,780,000	4,080,800	5,976,000	5,980,000	4,240,800	6,176,000	6,180,000	4,400,800
5,780,000	5,784,000	4,084,000	5,980,000	5,984,000	4,244,000	6,180,000	6,184,000	4,404,000
5,784,000	5,788,000	4,087,200	5,984,000	5,988,000	4,247,200	6,184,000	6,188,000	4,407,200
5,788,000	5,792,000	4,090,400	5,988,000	5,992,000	4,250,400	6,188,000	6,192,000	4,410,400
5,792,000	5,796,000	4,093,600	5,992,000	5,996,000	4,253,600	6,192,000	6,196,000	4,413,600
5,796,000	5,800,000	4,096,800	5,996,000	6,000,000	4,256,800	6,196,000	6,200,000	4,416,800
5,800,000	5,804,000	4,100,000	6,000,000	6,004,000	4,260,000	6,200,000	6,204,000	4,420,000
5,804,000	5,808,000	4,103,200	6,004,000	6,008,000	4,263,200	6,204,000	6,208,000	4,423,200
5,808,000	5,812,000	4,106,400	6,008,000	6,012,000	4,266,400	6,208,000	6,212,000	4,426,400
5,812,000	5,816,000	4,109,600	6,012,000	6,016,000	4,269,600	6,212,000	6,216,000	4,429,600
5,816,000	5,820,000	4,112,800	6,016,000	6,020,000	4,272,800	6,216,000	6,220,000	4,432,800
5,820,000	5,824,000	4,116,000	6,020,000	6,024,000	4,276,000	6,220,000	6,224,000	4,436,000
5,824,000	5,828,000	4,119,200	6,024,000	6,028,000	4,279,200	6,224,000	6,228,000	4,439,200
5,828,000	5,832,000	4,122,400	6,028,000	6,032,000	4,282,400	6,228,000	6,232,000	4,442,400
5,832,000	5,836,000	4,125,600	6,032,000	6,036,000	4,285,600	6,232,000	6,236,000	4,445,600
5,836,000	5,840,000	4,128,800	6,036,000	6,040,000	4,288,800	6,236,000	6,240,000	4,448,800
5,840,000	5,844,000	4,132,000	6,040,000	6,044,000	4,292,000	6,240,000	6,244,000	4,452,000
5,844,000	5,848,000	4,135,200	6,044,000	6,048,000	4,295,200	6,244,000	6,248,000	4,455,200
5,848,000	5,852,000	4,138,400	6,048,000	6,052,000	4,298,400	6,248,000	6,252,000	4,458,400
5,852,000	5,856,000	4,141,600	6,052,000	6,056,000	4,301,600	6,252,000	6,256,000	4,461,600
5,856,000	5,860,000	4,144,800	6,056,000	6,060,000	4,304,800	6,256,000	6,260,000	4,464,800
5,860,000	5,864,000	4,148,000	6,060,000	6,064,000	4,308,000	6,260,000	6,264,000	4,468,000
5,864,000	5,868,000	4,151,200	6,064,000	6,068,000	4,311,200	6,264,000	6,268,000	4,471,200
5,868,000	5,872,000	4,154,400	6,068,000	6,072,000	4,314,400	6,268,000	6,272,000	4,474,400
5,872,000	5,876,000	4,157,600	6,072,000	6,076,000	4,317,600	6,272,000	6,276,000	4,477,600
5,876,000	5,880,000	4,160,800	6,076,000	6,080,000	4,320,800	6,276,000	6,280,000	4,480,800
5,880,000	5,884,000	4,164,000	6,080,000	6,084,000	4,324,000	6,280,000	6,284,000	4,484,000
5,884,000	5,888,000	4,167,200	6,084,000	6,088,000	4,327,200	6,284,000	6,288,000	4,487,200
5,888,000	5,892,000	4,170,400	6,088,000	6,092,000	4,330,400	6,288,000	6,292,000	4,490,400
5,892,000	5,896,000	4,173,600	6,092,000	6,096,000	4,333,600	6,292,000	6,296,000	4,493,600
5,896,000	5,900,000	4,176,800	6,096,000	6,100,000	4,336,800	6,296,000	6,300,000	4,496,800
5,900,000	5,904,000	4,180,000	6,100,000	6,104,000	4,340,000	6,300,000	6,304,000	4,500,000
5,904,000	5,908,000	4,183,200	6,104,000	6,108,000	4,343,200	6,304,000	6,308,000	4,503,200
5,908,000	5,912,000	4,186,400	6,108,000	6,112,000	4,346,400	6,308,000	6,312,000	4,506,400
5,912,000	5,916,000	4,189,600	6,112,000	6,116,000	4,349,600	6,312,000	6,316,000	4,509,600
5,916,000	5,920,000	4,192,800	6,116,000	6,120,000	4,352,800	6,316,000	6,320,000	4,512,800
5,920,000	5,924,000	4,196,000	6,120,000	6,124,000	4,356,000	6,320,000	6,324,000	4,516,000
5,924,000	5,928,000	4,199,200	6,124,000	6,128,000	4,359,200	6,324,000	6,328,000	4,519,200
5,928,000	5,932,000	4,202,400	6,128,000	6,132,000	4,362,400	6,328,000	6,332,000	4,522,400
5,932,000	5,936,000	4,205,600	6,132,000	6,136,000	4,365,600	6,332,000	6,336,000	4,525,600
5,936,000	5,940,000	4,208,800	6,136,000	6,140,000	4,368,800	6,336,000	6,340,000	4,528,800
5,940,000	5,944,000	4,212,000	6,140,000	6,144,000	4,372,000	6,340,000	6,344,000	4,532,000
5,944,000	5,948,000	4,215,200	6,144,000	6,148,000	4,375,200	6,344,000	6,348,000	4,535,200
5,948,000	5,952,000	4,218,400	6,148,000	6,152,000	4,378,400	6,348,000	6,352,000	4,538,400
5,952,000	5,956,000	4,221,600	6,152,000	6,156,000	4,381,600	6,352,000	6,356,000	4,541,600
5,956,000	5,960,000	4,224,800	6,156,000	6,160,000	4,384,800	6,356,000	6,360,000	4,544,800
5,960,000	5,964,000	4,228,000	6,160,000	6,164,000	4,388,000	6,360,000	6,364,000	4,548,000
5,964,000	5,968,000	4,231,200	6,164,000	6,168,000	4,391,200	6,364,000	6,368,000	4,551,200
5,968,000	5,972,000	4,234,400	6,168,000	6,172,000	4,394,400	6,368,000	6,372,000	4,554,400

給与所得控除後の  
金額の表



(九)

(6,372,000円～20,000,000円)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
6,372,000円	6,376,000円	4,557,600円	6,492,000円	6,496,000円	4,653,600円	6,600,000円	10,000,000円	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,200,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,560,800	6,496,000	6,500,000	4,656,800			
6,380,000	6,384,000	4,564,000	6,500,000	6,504,000	4,660,000			
6,384,000	6,388,000	4,567,200	6,504,000	6,508,000	4,663,200			
6,388,000	6,392,000	4,570,400	6,508,000	6,512,000	4,666,400			
6,392,000	6,396,000	4,573,600	6,512,000	6,516,000	4,669,600	10,000,000	20,000,000	給与等の金額から2,200,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,576,800	6,516,000	6,520,000	4,672,800			
6,400,000	6,404,000	4,580,000	6,520,000	6,524,000	4,676,000			
6,404,000	6,408,000	4,583,200	6,524,000	6,528,000	4,679,200			
6,408,000	6,412,000	4,586,400	6,528,000	6,532,000	4,682,400			
6,412,000	6,416,000	4,589,600	6,532,000	6,536,000	4,685,600	20,000,000円		17,800,000円
6,416,000	6,420,000	4,592,800	6,536,000	6,540,000	4,688,800			
6,420,000	6,424,000	4,596,000	6,540,000	6,544,000	4,692,000			
6,424,000	6,428,000	4,599,200	6,544,000	6,548,000	4,695,200			
6,428,000	6,432,000	4,602,400	6,548,000	6,552,000	4,698,400			
6,432,000	6,436,000	4,605,600	6,552,000	6,556,000	4,701,600			
6,436,000	6,440,000	4,608,800	6,556,000	6,560,000	4,704,800			
6,440,000	6,444,000	4,612,000	6,560,000	6,564,000	4,708,000			
6,444,000	6,448,000	4,615,200	6,564,000	6,568,000	4,711,200			
6,448,000	6,452,000	4,618,400	6,568,000	6,572,000	4,714,400			
6,452,000	6,456,000	4,621,600	6,572,000	6,576,000	4,717,600			
6,456,000	6,460,000	4,624,800	6,576,000	6,580,000	4,720,800			
6,460,000	6,464,000	4,628,000	6,580,000	6,584,000	4,724,000			
6,464,000	6,468,000	4,631,200	6,584,000	6,588,000	4,727,200			
6,468,000	6,472,000	4,634,400	6,588,000	6,592,000	4,730,400			
6,472,000	6,476,000	4,637,600	6,592,000	6,596,000	4,733,600			
6,476,000	6,480,000	4,640,800	6,596,000	6,600,000	4,736,800			
6,480,000	6,484,000	4,644,000						
6,484,000	6,488,000	4,647,200						
6,488,000	6,492,000	4,650,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、まず、この表の「給与等の金額」欄の該当する行を求め、次にその行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額を求めます。この金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額です。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の人の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とします。



## 令和元年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)		税率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
1,950,000円以下		5%	—	(A)×5%
1,950,000円超	3,300,000円 〳	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円 〳	6,950,000円 〳	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円 〳	9,000,000円 〳	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円 〳	17,420,000円 〳	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 課税給与所得金額が17,420,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

### [参考] 令和元年分の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

- (注) 1 合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。  
 2 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

## 令和元年分 年末調整チェック表

このチェック表は、年末調整事務について誤りやすい事項を取りまとめているので、給与事務担当の方が「年末調整のしかた」を読み終えられて、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

また、扶養控除等（異動）申告書などの記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例や記載例などを98ページ以降に掲載していますので、是非ご活用ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目	
扶養控除等関係	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	社会保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。	
	<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		<input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。 ・年金から特別徴収された介護保険の保険料や後期高齢者医療制度の保険料は、年金の受給者自身が支払ったものであるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。	
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は38万円以下となっていますか。		<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。	
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係	<input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上（平成16年1月1日以前生）となっていますか。			<input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象扶養親族等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。			<input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と申告者（所得者本人）が同一人ですか。
	<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか。			<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。
<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。	<input type="checkbox"/> （特定増改築等）住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。			
配偶者（特別）控除関係	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。	集計関係	<input type="checkbox"/> （特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者控除額、配偶者特別控除額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者（特別）控除額⑮」欄に正しく記入しましたか。		<input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与（経済的利益）、認定賞与等について集計の対象としていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です）。		<input type="checkbox"/> 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したものについて集計の対象としていますか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示を受けましたか（扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です）。		<input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。	
生命保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 保険金又は年金の受取人は、一定の範囲内の人となっていますか。	税額計算関係	<input type="checkbox"/> 課税給与所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。	
	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。		<input type="checkbox"/> 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出しましたか。	
	<input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。		<input type="checkbox"/> 年調年税額は、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。	
	<input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。		納付関係	<input type="checkbox"/> 所得税徴収高計算書（納付書）に、税務署名、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）等が正しく印字（記載）されていますか。
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料			<input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）を作成しましたか。
地震保険料控除関係	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。	その他	<input type="checkbox"/> 来年の源泉徴収事務の準備はできましたか。	
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。			
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。			

# 年 末 調 整 Q & A

この「年末調整Q&A」は、年末調整について、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事項について問答形式で解説しています。

〔問1〕 当社の営業課長Aは、本年10月31日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。

Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

〔答〕 年の中途中で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

なお、年の中途中で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。

Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

（注）失業等給付は非課税とされています。

〔問2〕 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

〔答〕 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

〔問3〕 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

〔答〕 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

（注）扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、当該親族に関する「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要となります。

〔問4〕 従業員Aから質問があったのですが、Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入70万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

〔答〕 扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

したがって、非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をすることになりますから、Aさんの母親の場合はパート収入の70万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額65万円を控除した後の合計所得金額は5万円となりますので、扶養親族に該当することになります。

〔問5〕 当社では、本年中に、アルバイトAに対して120万円の給与を支給しました。年末調整に当たって、Aから「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないかと」との問合せがありました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか。

〔答〕 勤労による所得を有する一定の学生又は生徒等のうち、合計所得金額が65万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人（以下「勤労学生」といいます。）は、「勤労学生控除」（控除額27万円）を受けることができます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、収入金額が120万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、Aさんから、勤労学生に該当する旨等を記載（一定の専修学校等の生徒等の場合は証明書類を添付）した扶養控除等（異動）申告書の提出を受けることが必要ですので、注意してください。

〔問6〕 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の方が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

例えば、妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、その妻や子に所得がなく、給与の支払を受ける夫がその保険料又は掛金を支払っている場合には、その保険料又は掛金は夫の生命保険料控除の対象となります。ただし、この場合にも、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者）でなければなりません。

（注）保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります。

〔問7〕 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

〔問8〕 当社では、12月分の給与を12月16日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月24日に従業員Aから、Aの父親が控除対象扶養親族に該当することになった旨の申し出がありました。この場合、Aは扶養控除を本年分の所得税について受けることができるのでしょうか。

〔答〕 控除対象扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、Aさんは本年分の所得税についてAさんの父親に係る扶養控除の適用を受けることができます。

ご質問の場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。



〔問9〕 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよいでしょうか。

〔答〕 従業員から提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与等の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

〔問10〕 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありません。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

〔答〕 たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月10日（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いします。

# 年末調整を受ける際の注意事項

## 「扶養控除等(異動)申告書」、「配偶者控除等申告書」及び「保険料控除申告書」は、正しく記載して提出されていますか？

もし、後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど（扶養手当の返還、所得税及び復興特別所得税の追徴など）を行わなければなりません。

### 《令和元年分申告書記載事項チェック表》

「平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にもう一度チェックしてみてください。

扶 養 控 除 等 申 告 書	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成16年1月1日以前生）の扶養親族ですか。	配 偶 者 控 除 等 申 告 書	<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。
	<input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上（昭和25年1月1日以前生）ですか。		<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。
	<input type="checkbox"/> また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。		<input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満（平成9年1月2日～平成13年1月1日生）ですか。		<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上（昭和25年1月1日以前生）ですか。
	<input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者 <sup>(注1)</sup> があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。	保 険 料 控 除 申 告 書	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。 ※扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ38万円以下ですか。		<input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。
	<input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載漏れはないですか。 ※障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。		<input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。
	<input type="checkbox"/> 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。		<input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。
<input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満（平成16年1月2日以後生）の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。		
<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。	<input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。		
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。		
	<input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか。		

### こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

- 1 本年の途中で、控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 本年の途中で、結婚によって源泉控除対象配偶者<sup>(注2)</sup>を有することとなったとき又は離婚によって源泉控除対象配偶者を有しないこととなったとき。
- 3 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 4 本年の途中で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

(注) 1 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和元年中の合計所得金額の見積額が38万円以下の人をいいます。  
2 源泉控除対象配偶者とは、所得者（令和元年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限り。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和元年中の合計所得金額の見積額が85万円以下の人をいいます。

☆ 給与所得者向けのリーフレット「給与所得者と年末調整」のほか、「平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書」の記載例を国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) に掲載していますのでご覧ください。

# 平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント

給与の支払者の所在地等の所轄  
市役所長とあなたの住所所在地等の  
市役所長を記載します。

給与の支払者の氏名  
株式会社 株式会社

給与の支払者の法人(個人)番号  
1122334455

あなたの住所(住所)  
東京都千代田区霞が関3

あなたの氏名  
佐藤 和夫

あなたの生年月日  
1973.10.10

あなたの配偶者の氏名  
佐藤 和夫

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の  
支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出  
している場合は○を付けます。

「非同居者である親族」欄が「○」の場合、  
年末調整の際に、送金額等を記載した扶養  
控除等申告書を別途作成するか、提出した  
この申告書に送金額等を追記します(送金  
関係書類等の添付等が必要です)。

国内に住所を有せず、かつ、  
現在まで引き続いて1年以上  
国内に住所を有しない親族  
の扶養親族に該当する場合は、  
この申告書に送金額等を追記します(送金  
関係書類等の添付等が必要です)。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族  
が非同居者である場合は○を付けます(親  
族関係書類の添付等が必要です)。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳  
未満(平成9年1月2日～平成13年1月  
1日生)の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者及び控  
除対象扶養親族の個人番号  
を記載します。

控除対象扶養親族は、年齢16歳  
以上(平成16年1月1日以前  
生)の扶養親族を記載します。

【同一生計配偶者】  
あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者  
等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下  
の者が同一生計配偶者として該当する場合は、  
該当する欄にチェックを付けます。

左記の障害者等に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族も対  
象となります。

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

左記の障害者等に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

国内に住所を有しない扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

○住民税に関する事項

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

印字されている「平成31年(2019年)分」部分については、  
補正をいただく必要はありません。

あなたの住所(住所)  
東京都千代田区霞が関3

あなたの氏名  
佐藤 和夫

あなたの生年月日  
1973.10.10

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

あなたの住所(住所)  
東京都板橋区大山東町35-1

あなたの生年月日  
1973.10.15

この申告書を受理した給  
与の支払者が、給与の支  
払者の個人番号又は法  
人番号を付記します。

配偶者(特別)控除の  
適用を受けるには、「給  
与者との配偶者控除  
等申告書」の提出が必  
要です。

源泉控除対象配偶者又は控  
除対象扶養親族が非同居者  
である場合は○を付けます(親  
族関係書類の添付等が必要です)。

源泉控除対象配偶者又は控  
除対象扶養親族が、年齢19歳  
以上23歳未満(平成9年1月2  
日～平成13年1月1日生)の  
場合、この申告書に送金額等  
を追記します(送金関係書類  
等の添付等が必要です)。

源泉控除対象配偶者又は控  
除対象扶養親族が、年齢70歳  
以上(昭和25年1月1日以  
前生)の場合にチェックを付  
けます。

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容  
左記の内容

○住民税に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族も対  
象となります。

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

左記の障害者等に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

国内に住所を有しない扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

○住民税に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族も対  
象となります。

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

国内に住所を有しない扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

○住民税に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族も対  
象となります。

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

左記の障害者等に該当する(人がある)場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

国内に住所を有しない扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

○住民税に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族も対  
象となります。

あなたと生計を一にする配偶者(青色申告者等)で、令和元年中の所得の総額が38万円以下の入をいいます。

あなた自身が寡婦、特別の寡婦、  
寡夫、勤労学生に該当する  
場合にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成16年1月  
2日以後生)の扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

国内に住所を有しない扶養親族に  
該当する場合は○を付けます。

注 Q チ  
意 エ  
& ッ  
事 ク  
項 A 表

令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書の記載例  
(所得者の合計所得金額が900万円以下、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合)

給与の支払者の所在地等の 所轄税務署長を記載します。	所轄税務署長 ヤマカワ
給与の支払者の 名称(氏名)	株式会社
給与の支払者の 法人番号	000000
給与の支払者の 住所	東京都千代田区錦町3-3
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の 法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、 給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。 <b>神田</b>	2-2-3-3-3-4-4-5-5-6-6-17-17-18
あなたの 合計所得金額の見積額	900万円以下(A)
あなたの 合計所得金額の見積額	900万円以下(B)
あなたの 合計所得金額の見積額	900万円以下(C)
下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計 所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額 を記載します。※あなたの所得が給与所得だけで、給与 の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得 金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別 控除の適用を受けることはできません。	4,951,500円
下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合 計所得金額(見積額)」欄で計算し求めた合計所得金額 を記載します。※配偶者の所得が給与所得だけで、給与 の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金 額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別 控除の適用を受けることはできません。	300,000円

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

① 左の判定結果を記載します。

② 左の判定結果を記載します。

(左の①~④を記載)

区分別	区分別	合計
所得者の区分別(1)	配偶者の区分別(2)	合計(3)
38万円以下かつ年齢70歳未満	38万円以下かつ年齢70歳未満	38万円以下かつ年齢70歳未満
85歳以上かつ年齢70歳未満	85歳以上かつ年齢70歳未満	85歳以上かつ年齢70歳未満
所得者(4)	配偶者(5)	合計(6)
300,000円	300,000円	300,000円

① 近頃の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった令和元年中の収入金額を記載します。

② 裏面の「3 所得の区分」の「1」を参考に記載します。

所得の種類	収入金額等(1)	必要経費等(2)	所得金額(3)
給与	4,951,500円	0円	4,951,500円
雑所得	0円	0円	0円
合計	4,951,500円	0円	4,951,500円

① 配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

② 裏面の「3 所得の区分」の「1」を参考に記載します。

③ 近頃の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった令和元年中の収入金額を記載します。

所得の種類	収入金額等(1)	必要経費等(2)	所得金額(3)
給与	950,000円	0円	950,000円
雑所得	0円	0円	0円
合計	950,000円	0円	950,000円

① 配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」から、該当する判定結果にチェックをします。

② 裏面の「3 所得の区分」の「1」を参考に記載します。

③ 近頃の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった令和元年中の収入金額を記載します。

所得の種類	収入金額等(1)	必要経費等(2)	所得金額(3)
給与	300,000円	0円	300,000円
雑所得	0円	0円	0円
合計	300,000円	0円	300,000円

④ 上の\*1欄に記載してください。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

④(\*2)の見積額を参照してください。

区分Ⅰ		区分Ⅱ	
所得者	配偶者	所得者	配偶者
480,000円	380,000円	480,000円	380,000円
320,000円	260,000円	320,000円	260,000円
160,000円	130,000円	160,000円	130,000円
380,000円	380,000円	380,000円	380,000円
300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
0円	0円	0円	0円
合計	380,000円	380,000円	380,000円

配偶者控除の額は380,000円を記載します。

配偶者特別控除の額は380,000円を記載します。

注「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。



# 令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

株式会社 ○○○○  
 東京都港区芝5-8-1  
 麹町

ワタナベ タダシ  
 渡辺 正



この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。

保険料控除申告書に記載されている新旧区分を記載してください。

保険等の対象となった親戚等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたの生計を一にする親戚であることが必要です。

保険の種類	給与者の氏名	給与者の住所	給与者の氏名	給与者の住所	給与者の氏名	給与者の住所	給与者の氏名	給与者の住所
生命	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1
養老	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1
地震	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1
積立傷害	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1

保険の種類	給与者の氏名	給与者の住所	給与者の氏名	給与者の住所	給与者の氏名	給与者の住所	給与者の氏名	給与者の住所
生命	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1
養老	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1
地震	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1
積立傷害	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1	渡辺 正	東京都港区芝5-8-1

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

(源泉徴収義務者の方へ) 支払った保険料等の金額の合計額 [ ] を源泉徴収票の所定の欄に記載してください。

① 45,000円 + ② 40,000円 + ③ 40,000円 = 125,000円 ⇒ 最高120,000円

④ 42,000円 + ⑤ 14,800円 = 56,800円 ⇒ 最高50,000円

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

## 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書の記載例

(この記載例は、令和元年分の年末調整における住宅借入金等特別控除を受ける場合の「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(以下「控除申告書」)と、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高について説明しています。なお、この記載例は「控除申告書」の提出を受けた給与の支払者が記載されています。)

● ①欄及び⑥欄には、2か所以上の金融機関等から「残高等証明書」の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記載します。(住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください。)

● ①欄は、「残高等証明書」に記載されている住宅借入金等の借換えの証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、⑥欄の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と③又は④の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

● ②欄の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しない合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の⑩の金額を③欄及び⑥欄に記入します(この場合には、証明事項の⑩の金額の左側に「計」が表示されています)。

● ③欄は、下部の証明事項の①、②、③、④、⑤の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※⑥欄の③の記入については、④欄の③の割合と⑥欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑥欄の③の割合を、異なる場合は④欄の③の割合を省略して、⑥欄の③の下の形式により計算した①と②との金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

● ④欄及び⑤欄の記入については、④欄の③の割合と⑥欄の③の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑥欄の③の割合を、異なる場合は④欄の③の割合を省略して、⑥欄の③の下の形式により計算した①と②との金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

● ⑥欄及び⑦欄は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

● ⑧欄は、下部の証明事項の①、②、③の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑨欄及び⑩欄は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄には、その年の1月1日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注)「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般利所得等の金額、土地等に関する譲渡所得等の金額、山林所得等の金額、山林所得等に関する譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、確損引や雑損失の繰越控除、居住用財産の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前金額をいいます。

※ 令和元年分の確定申告書において適用される法律に基づいています。

● 「備考」欄の記入に当たっては次によります。

1 災害によりその家を居住用の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日令和〇年〇月〇日」と記載します。

2 ④欄の③の記入に当たって、「③欄」の書き方の形式により計算した場合に、算式に当たってはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

この欄は「控除申告書」の提出を受けた給与の支払者が記載されています。

各前1年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書  
(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

新築又は購入に係る借入金の計量	借入金の利率	借入期間	借入利率
借入金の利率	借入期間	借入利率	借入期間
借入期間	借入利率	借入期間	借入利率
借入利率	借入期間	借入利率	借入期間

令和元年分の控除申告書の提出を受けた給与の支払者が記載されています。

住宅借入金等の借換をした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすもの)に限り、その当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記載します。

本年の住宅借入金等の年末残高 × 借換え直前の当初住宅借入金等の当初金額

〔連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合〕

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に記載します。

設例 (中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

住宅借入金等の借換をした場合	借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額
住宅借入金等の借換をした場合	借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額
住宅借入金等の借換をした場合	借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額
住宅借入金等の借換をした場合	借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

連帯債務による住宅借入金等の年末残高 × 割合 = 連帯債務による住宅借入金等の負担すべき金額

39,500,000 × 50 = 19,750,000

〔注〕 「あなたの負担すべき割合」については、原則として、「計算明細書」の④欄によります。

〔備考〕 欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高○○〇〇〇円のうち、○○〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。

なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

〔住宅借入金等の借換を行った場合〕

住宅借入金等の借換をした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすもの)に限り、その当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記載します。

本年の住宅借入金等の年末残高 × 借換え直前の当初住宅借入金等の当初金額

〔連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合〕

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に記載します。

設例 (中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

住宅借入金等の借換をした場合

— 102 —

※平成30年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた給与所得者の方には、令和元年10月頃に税務署から記載例等が送付されます。

# 令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

## 令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

給与の支払者の名称(氏名) 株式会社	あなたの氏名 佐藤 和夫	あなたの生年月日 44年10月	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出
給与の支払者の法人(個人番号) 11122333445	あなたの個人番号 11122333445566	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出
給与の支払者の住所 東京都千代田区霞が関3	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出
扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出	扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出 扶養控除等申告書の提出

**扶**

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

の支払者等

給与の支払者の所在地  
等の所轄税務署長とあ  
なたの住所等市区  
町村長に記載します。

この申告書受理した  
給与の支払者が、給与の  
支払者の個人番号又は  
法人番号を付記します。

【源泉控除対象配偶者】  
あなた(令和2年分の所  
得の見積額が900万円  
以下の人)に限ります。と  
生計を一にする配偶者  
(青色事業専従者として  
給与の支払を受ける人  
などを除きます。)で令和  
2年分の所得の見積額  
が95万円以下の人が源  
泉控除対象配偶者に該  
当します。

【A】欄には、源泉控除  
対象配偶者の氏名などを  
記載します。  
※あなたに源泉控除対  
象配偶者に該当する人  
がいない場合には、「A」  
欄に記載する必要はあ  
りません。

【同一生計配偶者】  
あなたが生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で、令和2年分の所得の見積額が48万円以下の人(平成17年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上、平成17年1月1日以前生(平成17年1月1日以前生)の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

控除対象配偶者及び  
控除対象扶養親族の個人  
番号を記載します。

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

【源泉控除対象配偶者】  
あなた(令和2年分の所得の見積額が95万円を超える人)は、源泉控除対象配偶者には該当しません。  
【控除対象扶養親族】  
所得の見積額が48万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。  
(参考)  
①収入が給与所得の場合の給与等の収入金額と所得金額の関係(具体例)は次のとおりです。

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係(具体例)は次のとおりです。

給与等の収入金額 所得金額  
所得金額調整控除の適用を受ける場合 11,100,000円 9,000,000円  
所得金額調整控除の適用を受けない場合 10,950,000円 9,000,000円  
1,500,000円 1,090,000円  
1,090,000円 490,000円

給与等の収入金額 所得金額  
公的年金等の収入金額 950,000円  
1,693,334円 1,090,000円  
1,090,000円 490,000円  
2,050,000円 950,000円  
1,590,000円 490,000円

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

左記の内容( )  
扶養控除、身体障害者手帳 平成27年4月11日交付

「単身児童扶養者」欄の記載例については、76ページをご確認ください。

注 Q チ  
意 & ッ  
事項 ク  
項 A 表









# e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、**国税電子申告・納税システム(e-Tax)**を利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。  
※クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません。)

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやA T Mなどを利用して納付する方法があります。

**ダイレクト納付**では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

## **ご利用開始までの流れ** (e-Taxソフト (WEB版) を利用する場合)

※ e-Taxソフト (WEB版) はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

### 1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト (WEB版) 用の事前準備セットアップを行ってください。



### 2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出 (送信) が必要です。e-Taxソフト (WEB版) を利用して開始届出書の提出 (送信) を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始 (変更等) 届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト (WEB版) の操作方法については、e-Taxホームページ (e-Taxソフト (WEB版) ご利用ガイド) をご覧ください。

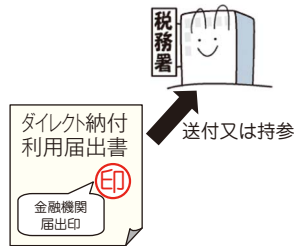


### 3 税務署又は金融機関等に対し電子納税やクレジットカード納付のための手続を行います。

#### ① **ダイレクト納付**を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書 (108ページを切り離して、ご利用ください。なお、記載要領については107ページを参照してください。) を**所轄の税務署へ書面で提出**します (金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)。ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。



#### ② **インターネットバンキング**で納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー) が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

#### ③ **クレジットカード納付**を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードにつきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては106ページをご覧ください。

### ○ **スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。**

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト (SP版) を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))、e-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

# ☆☆電子納税やクレジットカード納付のしかた(源泉所得税)☆☆

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用のための事前準備 (105ページをご覧ください。) の後、電子納税やクレジットカード納付が可能となります。

e-Taxソフト (WEB版) を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

## 1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト (WEB版) にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合 (納付税額0円) の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書 (納付書) が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の可否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。  
 次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

区分	支払月	支払日	人	元	角	納税額
給与・給料等 (01)	令和 2	1 24 ~ 6 25	12	3,240,000		83,400
日雇労働者の賃金 (06)						
退職手当等 (07)						
役員主等の報酬 (08)						
役員賞与 (09)						
以上の支払確定年月日						
年末調整による不足税額 (04)						
年末調整による超過税額 (05)						
<b>本税</b>						83,400
<b>延滞税</b>						
<b>合計額</b>						83,400

住所 (電話番号 03 - 1234 - 5678) 東京都千代田区麹町3-1-X  
 氏名 株式会社国税商事 様 (御中)  
 納付先 延滞税  
 合計額 83,400

所得税徴収高計算書用紙の送付の可否  
 1 送付不要  2 送付希望

## 2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

- ① ダイレクト納付を利用する場合**  
 納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合**  
 画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。
- ③ クレジットカード納付を利用する場合**  
 画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

## 3. 納付

- ① ダイレクト納付を利用する場合**  
 納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。  
 すぐに納付する場合は、預貯金口座を選択した後画面の「はい」をクリックすると、選択した預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。
- ② インターネットバンキングで納付を行う場合**  
 インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので内容を確認し納付手続きを行います。
- ③ クレジットカード納付を利用する場合**  
 「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容 (納付金額等) を確認し納付手続きを行います。  
 ※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。  
 2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。  
 3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

受信通知 (納付区分番号通知)

送付されたデータを確認してください。  
 なお、納付、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 納付手続の正確にご確認ください。  
 通知された納付手続が完了したまま、本画面からは別ウィンドウ (外部サイト) において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号	1234567890123456
氏名	株式会社国税商事
代表者等氏名	関根太郎
交付番号	20200708182101705310
交付日時	2020/07/08 18:21:01
納付先	国税税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	自 令和2年01月 至 令和2年06月
課税期間	
合計金額	83,400円
徴収高計算書の送付の可否	送付不要

ダイレクト納付

届出された預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

①  今すぐに納付される方  納付日を指定される方

電子納税

FATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の場以下のとおり入力してください。  
 (往來も取付か、印鑑捺印の必要があります。)

取引機関番号	99999
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
暗証番号	納税専用暗証番号を入力してください。
納付区分	1234567890
有効期限	令和2年09月07日
納付金額	83,400円

②  インターネットバンキング

クレジットカード納付

納付先	国税税務署
納付金額	83,400円

③  クレジットカード納付

ダイレクト納付 内容確認

ダイレクト納付を行います。

納付内容に間違いがないかご確認ください。  
**預貯金口座からの振替は、指定された納付日の期日が調整されますので、前日に預貯金口座の残高をご確認ください。**  
 納税が納税額に達した場合は、加算税や延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。

納付先	国税税務署
税目	源泉所得税及復興特別所得税
申告区分	
課税期間 (自)	令和2年01月
課税期間 (至)	令和2年06月
登録名称	カブシキガイシャコセイセイヨウジ
納付金額	83,400円

引落し口座を以下の登録口座より選択してください。

選択	金融機関名	預金種別	口座番号
<input checked="" type="radio"/>	国鉄銀行本店	普通預金	99999999

納付日を指定してください。  
 納付日は、原則として納税期限までしか指定できません。  
 納付日は、休日、祝日及び10月30日～1月31日は指定できません。

納付日 令和 年 月 日

上記内容を確認済み  
 上記登録内容で、納付を行いますか。

# ○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、    内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

⑤ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑥ 上記⑤の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑦ **預貯金口座の名義とフリガナ**を記載します。  
 【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限りです。  
 2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑧ **銀行等**をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。  
 なお、農協・漁協については、現在、ダイレクト納付は、ご利用できません。  
 【注】お手持ちの口座の口座番号が桁未満である場合は、お手数ですが頭部を○で埋めてください。  
 【例】0001234

⑨ **ゆうちょ銀行**をご利用になる場合、記号番号を記載します。  
 【注】前半の記号は必ず桁となります。  
 【記載例】  
 1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合  
 記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1  
 [記号番号] 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1  
 2 振替口座の場合  
 記号 0 1 9 3 0 1 番号 1 2 3 4 5 6  
 [記号番号] 0 1 9 3 0 1 - 1 2 3 4 5 6

③ 記載要領は、法人を例に示しています。  
 ③ 法人番号を記載します。  
 ※個人の方は個人番号の記載は不要です。

④ 氏名(法人名及び代表者氏名)を記載し押印します。

⑩ ①から⑨までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。  
 印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑪ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

108ページの届出書を切り取り線で切りはなして提出してください

国税ダイレクト方式電子納税依頼書  
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

氏名(法人名及び代表者氏名) 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎 印

令和××年 5月 7日 提出 電ケ関 税務署長 あて

私(当社)は、国税(以下「電子納税(ダイレクト方式)」)を利用することを届け出ます。なお、税理士から申告書等を代理送付した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよ、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座 (〒100-0004 電話 03(1234)5678 (金融機関別振付印))  
 東京都千代田区大手町1-×-×  
 (申当納税地) 東京都千代田区豊ヶ関3-×-×  
 (フリガナ) カブシキガイシャコクセイヨウジ ダイレクトシステムヤク コクセイタロウ

氏名 (法人名及び代表者氏名)  
 株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎

指定金融機関 (銀行) 信用金庫 東京  
 労働金庫・農協 信用組合・漁協  
 1 預金種別 普通 2 当座 3 納税準備 口座番号 (0001)0001234  
 ゆうちょ銀行 記号番号

振替日時: 納付情報送付日時  
 2 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

約  
 一 国税の電子情報処理機能を使用して(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」)を送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記載された金額を指定預貯金口座から引き落とすこと、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。  
 二 前項の指定預貯金口座からの引き落とすに当たっては当該約定規定又は預貯金規定にかかわらず、私(当社)の小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金私帳請求書の提出などいたしません。  
 三 指定預貯金通帳及び振替日時において納付情報に記載された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。  
 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認められた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。  
 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。  
 六 この取扱いについて、仮に紛争が生じても、貴店(組合)の責に帰するものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

入 力訂正入力送 付登 録  
 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全  
 2 整理番号等未登録 5 その他  
 3 重複入力

金融機関番号  
 整理番号

受付 印 照 合 帳 印  
 (口座識別番号)  
 (認証番号)

(不備返却事由)  
 A 印鑑不鮮明  
 B 印鑑不明  
 C 口座番号相違  
 D 口座該当なし  
 E 名義人相違 (備考)  
 F 住所相違  
 G 支店名相違  
 H その他

金融機関整理欄

※記載内容等について、ご不明な点などがありましたら、税務署(管理運営部門)にお尋ねください。

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

# 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよ、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

## 1 指定預貯金口座

住所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏名 (法人名及び代表者氏名)	(フリガナ)	(印影が不鮮明な場合には、こちらにも押印してください。)
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	

## 2 振替日時: 納付情報送付日時

## 3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- 1 金融機関番号エラー  
2 整理番号等未登録  
3 重複入力
- 4 口座情報不完全  
5 その他

入	力	訂正	入力	送	付	登	録

金融機関番号

整理番号

約 定

- 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- A 印鑑相違  
B 印鑑不鮮明  
C 口座番号相違  
D 口座該当なし  
E 名義人相違  
(備考)
- F 住所相違  
G 支店名相違  
H その他

受	付	印	印	鑑	照	合	検	印

(口座識別番号)

(認証番号)



## ご存知ですか？非居住者等に支払う際の源泉徴収 ～誤りやすい事例～

非居住者や外国人（以下「非居住者等」といいます。）に対して、源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」を支払う場合には、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならない場合があります。したがって、取引において、非居住者等に何らかの支払をする場合には、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当するかを確認していただく必要があります。

詳しくは「源泉徴収のあらまし」で解説しておりますが、ここでは、非居住者等に支払う際の源泉徴収で、誤りやすい事例をご紹介します。

### 土地等の対価

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を取得した場合、その対価を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために取得した土地等で、その土地等の対価の額が1億円以下である場合は、その個人が支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。(法人が取得して対価を支払う場合には、1億円以下であっても源泉徴収をしなければなりません。)

### 不動産の賃借料等

非居住者等から、日本国内にある土地や建物等の不動産を借りる場合、その賃借料を支払う際に、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 個人が、自己又はその親族の居住の用に供するために土地や家屋を借りる場合に支払うものについては源泉徴収をする必要はありません。(法人が借りて賃借料を支払う場合には、源泉徴収をしなければなりません。)

### 工業所有権、著作権等の使用料等

国内において業務を行う者が、非居住者等に支払う、工業所有権、著作権等の使用料又は取得の対価のうち、その国内業務に係るものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

### 給与等の人的役務の提供に対する報酬等

非居住者に支払う給与その他の人的役務の提供に対する報酬等のうち、国内において行った勤務その他の人的役務の提供に対するものを支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

(注) 非居住者等の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより課税が軽減又は免除され、源泉徴収が不要となる場合があります。そのための手続など、詳しくは、「源泉徴収のあらまし」をご覧ください。また、最寄りの税務署にお尋ねください。

また、国税庁ホームページ「タックスアンサー(よくある質問)」もご利用ください。  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/gensen36.htm>)

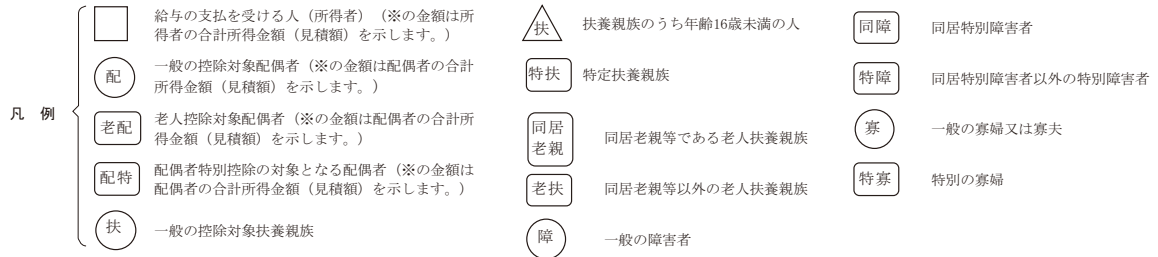
# 「令和元年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」 (112ページ) の使い方

1 まず、控除対象扶養親族の数の合計を求め、「① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の人数欄に対応する控除額を求めます。

※ 控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含みません。

2 次に、同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「② 障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「イ」欄から「ト」欄までに掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。

3 1及び2で求めた金額の合計額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑬」欄に記入します。



事例	早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額	(参考) 配偶者(特別)控除額 ※ 源泉徴収簿の⑮欄に記載します。	
	「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄 ※ 配偶者の数は含みません。	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄			
1 所得者が障害者、寡婦(寡夫)又は勤労学生でない場合	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がない人 <input type="checkbox"/>	なし	—	① 380,000円 ② —円 計 380,000円	—
(2) 控除対象配偶者がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/>	なし	—	—	① 380,000円 ② —円 計 380,000円	380,000円
(3) 控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/>	1人	—	—	① 760,000円 ② —円 計 760,000円	380,000円
(4) 一般の障害者である控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人 ※900万円超 950万円以下 ※38万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> = <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/>	2人	ハ	ハ	① 1,140,000円 ②-ハ1人 270,000円 計 1,410,000円	260,000円
(5) 控除対象配偶者、特定扶養親族及び同居老親等以外の老人扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> = <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> = <input type="checkbox"/>	2人	へ及びト	へ及びト	① 1,140,000円 ②-へ1人 250,000円 ②-ト1人 100,000円 計 1,490,000円	380,000円
(6) 老人控除対象配偶者と同居特別障害者である控除対象扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※38万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> = <input type="checkbox"/>	1人	イ	イ	① 760,000円 ②-イ1人 750,000円 計 1,510,000円	480,000円
(7) 同居老親等である控除対象扶養親族がいる人 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> = <input type="checkbox"/>	1人	ホ	ホ	① 760,000円 ②-ホ1人 200,000円 計 960,000円	—
(8) 同居特別障害者以外の特別障害者である16歳未満の扶養親族と控除対象扶養親族がいる人 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> = <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/>	1人	ロ	ロ	① 760,000円 ②-ロ1人 400,000円 計 1,160,000円	—

2 ある場合 一般の障害者で	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人		なし	ハ	① 380,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 650,000 円	—
	(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者と控除対象扶養親族がいる人		1 人	ハ	① 760,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 1,030,000 円	30,000円
3 専夫である場合 の寡婦又は	(1) 控除対象扶養親族がいない人		なし	ハ	① 380,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 650,000 円	—
	(2) 控除対象扶養親族がいる人		2 人	ハ	① 1,140,000 円 ②-ハ 270,000 円 計 1,410,000 円	—
4 別ある場合 の寡婦が特	控除対象扶養親族がいる人		1 人	ニ	① 760,000 円 ②-ニ 350,000 円 計 1,110,000 円	—

### ☆☆源泉所得税の納付は便利な e-Tax をご利用ください☆☆

e-Tax をご利用いただくと徴収高計算書の作成・提出から電子的な納付まで一連の流れで行うことができます。 ※電子証明書の添付や IC カードリーダーは不要です。

納付方法は、簡単な操作で事前に税務署に届出をした口座から振替により納付することができる『ダイレクト納付』が便利です！



#### ダイレクト納付を利用すると…

- 金融機関や税務署窓口に出向く必要がありません！
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます！

詳しくは、e-Tax ホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) をご覧ください。

#### ☆ 地方税の納付方法のご案内

令和元年 10 月から『地方税共通納税システム』が導入され、個人住民税（特別徴収分）もダイレクト納付を利用できるようになります。 ※地方税共通納税システムは地方税共同機構が運営しています。

複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

令和元年 10月から

## 地方税 共通納税システム スタート!!!

詳しい情報は ホームページでご確認ください。  
<http://www.eltax.jp/>  
<https://www.eltax.lta.go.jp/> (9月下旬以降)

1 全地方公共団体へ電子納税ができます!!

2 ダイレクト納付ができます!!

3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!

4 電子納税で納付事務の負担軽減!!

5 手数料無料!! 0円

サービス 向上だね!

※ 国税と地方税の電子納税の利用手続きはそれぞれ別々に必要となります。

## 令和元年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

◎ この表の使い方は、110ページを参照してください。

① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額					
人 数	控 除 額	人 数	控 除 額		
なし	380,000 円	4 人	1,900,000 円		
1 人	760,000	5 人	2,280,000		
2 人	1,140,000	6 人	2,660,000		
3 人	1,520,000	7 人以上	6人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額		
② 障害者等の控除額がある場合	イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき		750,000 円	
	ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合	1人につき		400,000 円	
	ハ 一般の障害者、一般の寡婦、寡夫又は勤労学生に当たる（人がいる）場合	左の一に該当するとき 各		270,000 円	
	ニ 所得者本人が特別の寡婦に当たる場合			350,000 円	
	ホ 同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき		200,000 円	
	ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき		250,000 円	
	ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき		100,000 円	

◎ 控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります（この合計額を、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額⑬」欄に記載します。）。

◎ 「①」欄の控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者（18ページ参照）の数は含みません。

◎ 同一生計配偶者（14ページ参照）に係る障害者控除は、「②」欄に含めて計算します。

◎ 配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、「令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」により求め、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者（特別）控除額⑭」欄に記載します。

（注）1 「①」欄の控除額には、基礎控除額380,000円が含まれています。

2 「②」欄のイからトまでの控除額は次のようになっています。

(1) 「イ」欄の750,000円 …… 障害者控除額（同居特別障害者）の750,000円

(2) 「ロ」欄の400,000円 …… 障害者控除額（特別障害者）の400,000円

(3) 「ハ」欄の270,000円 …… 障害者控除額（一般の障害者）、寡婦控除額（一般の寡婦）若しくは寡夫控除額又は勤労学生控除額の270,000円

(4) 「ニ」欄の350,000円 …… 寡婦控除額（特別の寡婦）の350,000円

(5) 「ホ」欄の200,000円 …… 控除対象扶養親族が同居老親等に該当する場合の扶養控除額の割増額200,000円（580,000円－380,000円）

(6) 「ヘ」欄の250,000円 …… 控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額250,000円（630,000円－380,000円）

(7) 「ト」欄の100,000円 …… 控除対象扶養親族が同居老親等以外の老人扶養親族に該当する場合の扶養控除額の割増額100,000円（480,000円－380,000円）